ORIX

ほかにはない
アンサーを。

FineSave（ファインセーブ）

無配当　解約払戻金抑制型定期保険

契約概要／注意喚起情報
ご契約のしおり
約款

オリックス生命保険株式会社

2016年 5月

はじめに

この冊子は、保険契約に際しての重要事項をまとめたものです。
必ずご一読いただき、内容をご確認ください。
ご契約後は、保険証券とあわせて大切に保管してください。
なお、記載しているさまざまな取扱いについては、実際に取扱いを行う時点における当社所定の範囲内での取扱いとなります。

この冊子は、次の３つの内容で構成されています。

契約概要／注意喚起情報

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特に注意いただきたい重要な事項を記載しています。

ご契約のしおり

ご契約に際してのお知らせとお願い、各種手続き、商品のしくみと特徴、税法上の特典等、ぜひ知っていただきたい重要事項をわかりやすく説明しています。

約款

ご契約についての取り決めを記載したものです。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

重　要

必ず
お読みください

契約概要

FineSave[ファインセーブ]

無配当 解約払戻金抑制型定期保険

■ 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申込みください。

■ この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や給付に際しての制限事項等についての詳細、ならびに主な保険用語の説明等については**「ご契約のしおり／約款」**に記載していますのでご確認ください。

■ お申込みいただく具体的なご契約内容は、「生命保険契約申込書」にご記入されたとおりとなります。

商品の仕組みについて

「ファインセーブ」は一定期間、万一の場合の保障が確保できる保険です。

■ ご契約例（歳満了）

保険金額：1,000万円の場合

■ ご契約例（年満了）

保険金額：1,000万円の場合

※ご契約いただく保険金額・給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（月払・半年払・年払、払込経路＝口座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱・振込扱等）については申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

保障内容について〈主契約〉

	保険金名称	支払事由の概要	支払額
無配当 解約払戻金抑制型 定期保険	死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
	高度障害 保険金	病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当されたとき	

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

主契約の保険金のお支払い等についての詳細は、**「ご契約のしおり（保険金等のお支払いについて）」**をご確認ください。

保険料払込免除について

- 不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。
- 「特定疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、保険料払込期間中に以下、『**■「特定疾病保険料払込免除特則」の保険料払込の免除事由**』に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

■「特定疾病保険料払込免除特則」の保険料払込の免除事由

悪性新生物 （がん）	悪性新生物責任開始日*1以後に初めて約款所定の悪性新生物（がん）になったと診断確定*2されたとき（皮膚の悪性黒色腫を除く皮膚がんおよび上皮内新生物は対象外） ＊1 「悪性新生物責任開始日」は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。 ＊2 診断確定の根拠となった検査の実施日を、がんと診断確定された日とみなします。
急性 心筋梗塞	約款所定の急性心筋梗塞を発病し60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	約款所定の脳卒中を発病し60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

保険料払込免除についての詳細は、**「ご契約のしおり（しくみと特徴）」**をご確認ください。

特約について

この商品に付加できる主な特約は以下のとおりです。

特約名称	保険金・給付金名称	支払事由の概要	支払額等
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故または感染症により死亡されたとき	災害保険金額
	災害高度障害保険金	不慮の事故または感染症により約款所定の高度障害状態に該当されたとき	
傷害特約	災害死亡保険金	不慮の事故または感染症により死亡されたとき	災害保険金額
	障害給付金	不慮の事故により約款所定の身体障害の状態に該当されたとき	障害給付金額*1 (災害保険金額×身体障害の状態に応じて10%～100%) ※通算100%が支払限度
リビング・ニーズ特約*2	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されたとき	指定保険金額から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額
年金支払特約	死亡保険金・高度障害保険金・障害給付金(第1級のみ*1)の一括払にかえて、年金としてお支払いします		定額型または逓増型 ※年金支払期間:5・10・15年より選択

*1 障害給付金額についての詳細は、**「約款(別表6)」**をご確認ください。

*2 保険契約者が法人の場合は付加できません。

※主契約が消滅したときには特約も消滅します。

※主契約が更新される場合には、特約は主契約とともに更新します。ただし、災害割増特約・傷害特約については、更新後の特約保険期間満了日の翌日の年齢が80歳をこえる場合、80歳満了に変更して更新します。

※リビング・ニーズ保険金のお支払い後は、指定保険金額の保障は消滅します。

※不慮の事故による死亡・約款所定の高度障害状態および約款所定の身体障害の状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限ります。

各特約についての詳細は、**「ご契約のしおり(特約について)」**をご確認ください。

特約の保険金・給付金のお支払い等についての詳細は、**「ご契約のしおり(保険金等のお支払いについて)」**をご確認ください。

主契約の自動更新について

- 年満了でご契約の場合には、保険期間が満了する2週間前までにお申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、保険期間の満了日の翌日に、同一の保険期間・保険金額で90歳までご契約を自動的に更新します（新たな告知書の提出等の手続きは不要です）。
- 同一の保険期間で更新すると90歳をこえる場合には、90歳満了に変更して更新します。
- 更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。

※特別条件付保険特約を適用された場合等、自動更新をお取扱いできない場合があります。

解約払戻金について

この商品は保険期間を通じて解約払戻金はありません。

配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

その他の注意事項について

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取り扱いません。

MEMO

重　要

必ず
お読みください

注意喚起情報

■「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申込みください。

■ 保険契約の内容に関する詳細は**「ご契約のしおり／約款」**に記載していますので、あわせてご確認ください。

◎ 告知書のご記入に際して特にご注意いただきたい事項を「告知に関する重要事項」として抜粋しています。
保険契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、告知書をご記入いただく被保険者の方も必ずご確認ください。

告知に関する重要事項

■ 告知義務について

①保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。

告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。オリックス生命（以下「当社」）はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等についておたずねします。つぎの方法により事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ（告知）ください。

- 診査を行わない保険契約の場合には、当社所定の「告知書」にご記入、またはインターネット上の当社所定の「告知画面」にご入力ください。
- 診査を行う保険契約の場合には、当社指定の医師がおたずねする項目について、口頭でお知らせください。

②当社指定の医師以外の者に口頭でお知らせいただいても、告知していただいたことにはなりません。

告知受領権（告知を受ける権限）は当社（当社所定の「告知書」または「告知画面」を介して受領）および当社が指定した医師が有しています。当社の社員・生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）・生命保険面接士には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知していただいたことにはなりません。

③保険契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料の払込免除のご請求の際、当社の社員または当社が委託した者が、お申込内容や告知内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

④傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けすることがあります。

傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「保険料の割増し」「保険金の削減」「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります）。

※保険料の割増し等により、通常の保険よりも引受基準を緩和した保険商品も取り扱っています。

■ 正しく告知されなかった場合の取扱いについて

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、正しくないことを告知された場合には、責任開始日（復活日を含みます）から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

- 責任開始日から2年経過後でも、保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
- 保険契約または特約が解除された場合には、解約の際にお支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。
- 保険契約または特約を解除した場合、保険金・給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。

- 告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります）。
- 詐欺による取消しの場合、既に払込みいただいた保険料はお返ししません。

■ 現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合について

①現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合には、多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。

②新規の保険契約と同様に告知義務があります。

告知内容によっては、新たな保険契約をお引受けできなかったり、告知されなかったために新たな保険契約が解除または取消しとなることがあります。

新たな保険にご契約し直す場合も、「**■正しく告知されなかった場合の取扱いについて**」が適用されます。

③正しく告知された場合でも、責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

保険金・給付金等のお支払いについての詳細は、「**ご契約のしおり（保険金<給付金／年金>等のお支払いについて）**」をご確認ください。

④現在の保険契約について一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等*を失う場合があります。

*当社の商品（団体保険を除く）には配当はありません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等（クーリング･オフ制度）について

保険契約の申込日から、その日を含めて15日以内にお申し出いただければ、以下の場合を除き、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、払込みいただいた金額を全額お返しします。

- 当社が指定する医師の診査を受けた場合
- 保険契約者が団体等で一括式の保険証券を発行する場合
- 営業または事業のために締結する保険契約の場合

■ 保険金･給付金等が支払われない場合について

つぎのような場合には、保険金･給付金等をお支払いできないことがあります。
保険金･給付金等のお支払いについての詳細は、**「ご契約のしおり（保険金＜給付金／年金＞等のお支払いについて）」**をご確認ください。

- 責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 保険金･給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険契約の締結･復活･復旧にあたり詐欺により保険契約または特約が取消しとなった場合や、保険金･給付金等の不法取得目的があって保険契約または特約が無効になった場合
- お支払いの免責事由に該当した場合
（例:責任開始日から3年以内の被保険者の自殺、保険契約者、被保険者または受取人の故意、または重大な過失による場合等）

■ 責任開始時(日)について

①生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書および告知書にもとづく当社の承諾が必要となります。

当社の社員･生命保険募集人(生命保険代理店を含みます)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介(取り次ぎ等)を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

②保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

【「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合】

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、申込書の受領*または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

*申込書の受領とは、当社または当社の生命保険代理店が申込書を受領したときをいいます。なお、電磁的方法(インターネット)によりお申込みの場合は、当社がお申込みに関する事項を受信したときをいいます。

<例>

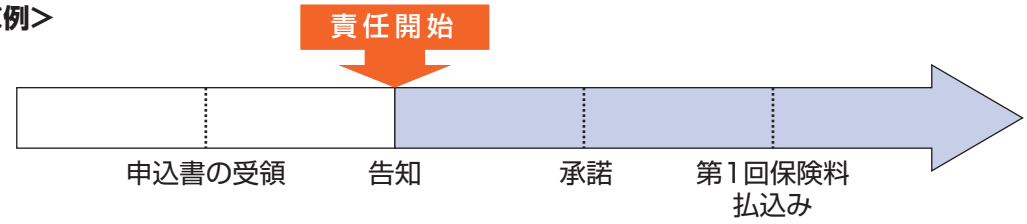

【「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合】

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、告知または第1回保険料(充当金)の払込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

<例>

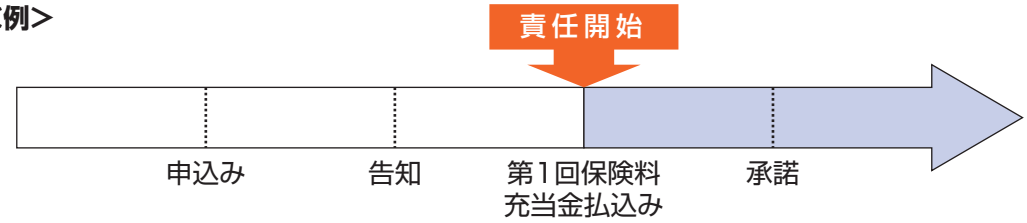

※第1回保険料(充当金)をクレジットカードにより払込みいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料(充当金)を払込みいただいたものとします。

保険種類によっては、一部、責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。責任開始時(日)等についての詳細は、**「ご契約のしおり(ご契約に際して／保障の開始時期(責任開始)について)」**をご確認ください。

■ 保険料の払込猶予期間、保険契約の失効、自動振替貸付、復活について

①払込期月と猶予期間、猶予期間経過による失効

保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内に当社へ払込みください。払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。

◆払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は失効となります。

＜保険契約が月払の場合＞

- 払込期月:契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間:払込期月の翌月初日から末日まで

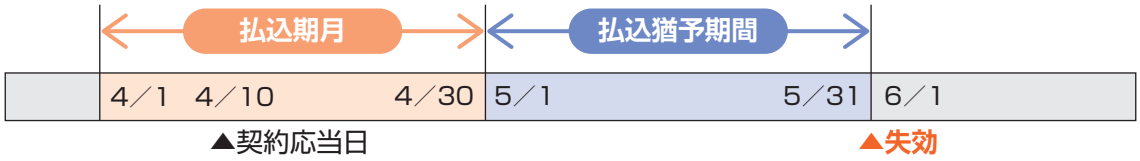

＜保険契約が半年払･年払の場合＞

- 払込期月:契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間:払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

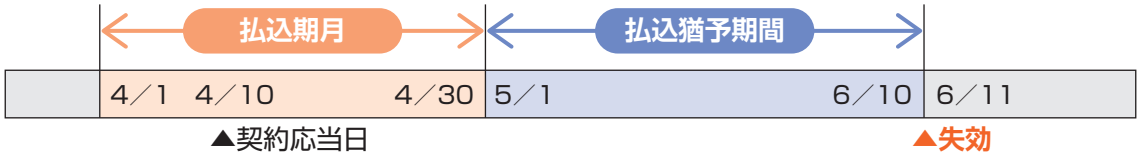

「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合、第１回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりとなります。

- 払込期間:責任開始日から翌月末日まで
- 払込猶予期間:払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで

◆払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は無効となります（責任開始期にさかのぼって保障がなくなります）。

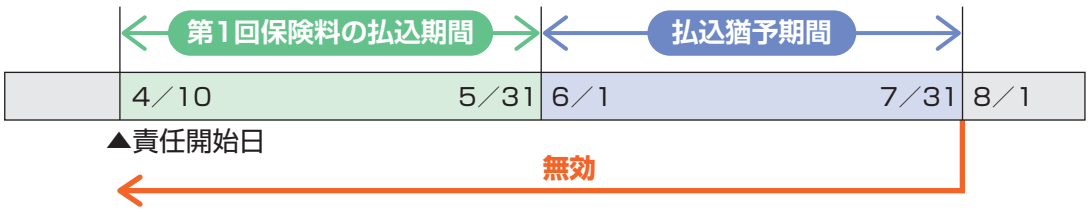

②保険料の自動振替貸付

あらかじめお申し出があり、かつ、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、当社が自動的に保険料を立て替えて、保険契約を有効に継続させます（口座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱・特別団体扱の場合、保険料率が変更され、保険料が割増しとなります）。

この場合、当社所定の利率で利息がかかります（複利計算）。

※保険料の自動振替貸付の取扱いがない、あるいは上記と異なる保険種類があります。詳細については、**「契約概要（その他の注意事項について）」**をご確認ください。

③復活に関する事項

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内（保険種類により異なります）であれば、保険契約の復活を申し込むことができます。

保険契約の復活を当社が承諾した場合には、未払込保険料とそれに対する利息の払込みおよび告知（保険契約によっては診査）がともに完了した日を復活日とし、保険契約上の保障を開始します。

【ご注意ください】

・復活に際しても、「告知に関する重要事項」に記載の内容が適用されます。

・被保険者の健康状態等によっては復活できない場合や、保険種類によっては、一部、責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。

復活を申し込むことができる期間、責任開始日等についての詳細は、**「ご契約のしおり（ご契約後について／保険契約の復活について）」**をご確認ください。

■ 解約と解約払戻金について

払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

なお、解約払戻金をなくす、または、解約払戻金を抑制することで保険料を引き下げる保険種類もあります。解約払戻金についての詳細は、**「契約概要（解約払戻金について）」**、**「ご契約のしおり（ご契約後について／解約と解約払戻金について）」**をご確認ください。

■ 保険金・給付金等のお支払いに関するお手続き等について

①お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お受取りいただける可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにご連絡ください。

②ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いできない場合については当社ウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認ください。

③当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、保険契約者のご住所を変更された場合には、必ずご連絡ください。

④保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入中の保険契約によっては、複数の種類の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合にはご連絡ください。

⑤被保険者が保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます*。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の（1）戸籍上の配偶者、（2）親または子、（3）兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます（詳細については、**「ご契約のしおり（指定代理請求特約について）」**をご確認ください）。

＊指定代理請求特約が付加されている場合。

※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

● ご契約内容に関するお手続きやお問合せ

カスタマーサービスセンター	0120-506-094 受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

● 保険金・給付金に関するお問合せ

保険金・給付金お問合せ窓口	0120-506-053 受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

■ 業況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

■ 生命保険契約者保護機構について

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

■ 苦情のお申出先およびご相談窓口について

①生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口	0120-227-780 受付時間 月曜～金曜 9:00－17:00（土日・祝日・年末年始休み）

②当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（一般社団法人生命保険協会のウェブサイト http://www.seiho.or.jp/）。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報の取扱いについて

オリックス生命（以下「当社」）では、よりよいサービスの提供を目指して、お客さまからお預りする個人情報を細心の注意をもって適正に取り扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

■ 個人情報の利用目的について

下記の目的のために、お客さまの個人情報を取得・利用します。

（1）各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
（2）保険金・給付金等のお支払い
（3）当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
（4）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
（5）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
（6）その他保険に関連・付随する業務

■ 医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の取扱いについて

医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の利用目的を、業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微（センシティブ）情報については、限定している目的以外では利用しません。

■ 開示について

業務遂行上必要な範囲で、個人情報を保険契約者・被保険者・生命保険募集人に開示することがあります。

■ 再保険について

当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。

再保険会社における当該保険契約の引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者の氏名・性別・生年月日・保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容・検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について

契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度に基づき、一般社団法人生命保険協会（以下「協会」）、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、死亡保険金額・入院給付金日額等の所定の情報を協会に登録し、共同利用することがあります。

契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細につきましては、保険契約者にお渡しする「ご契約のしおり（特に注意していただきたいことがら／他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について）」または当社ウェブサイトにてご確認ください。

個人情報の取扱いに関する詳細は、**「ご契約のしおり（特に注意していただきたいことがら／お客さまの個人情報の取扱いについて）、（特に注意していただきたいことがら／他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について）」**をご覧ください。

ご契約のしおり

特に注意していただきたいことがら
Fine Save「ファインセーブ」のしくみと特徴
特約について
ご契約に際して
保険金等のお支払いについて
指定代理請求特約について
ご契約後について

目　次

特に注意していただきたいことがら …… 5

お申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について …… 6
当社の生命保険募集人には保険契約締結の代理権はありません …… 7
当社の組織形態について …… 7
お客さまの個人情報の取扱いについて …… 8
他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について …… 10
業況の変化による保険金額等の削減について …… 12
「生命保険契約者保護機構」について …… 13
告知義務について …… 15
正しく告知しなかった場合のデメリットについて …… 16
現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方へ …… 17
保険金等のお支払いのながれ …… 19

Fine Save［ファインセーブ］のしくみと特徴 …… 21

保険金等のお支払いについて …… 23
保険料の払込免除について …… 23
特定疾病保険料払込免除特則について …… 24

特約について …… 27

ご契約に際して …… 33

お申込みについて …… 34
特別条件付によるお引受けについて …… 36

保険金等のお支払いについて …… 37

つぎの場合には保険金等をお支払いできません …… 38

指定代理請求特約について …… 43

ご契約後について …… 47

年満了の保険契約および特約の自動更新について …… 53
生命保険と税金 …… 56

約　款 …… 58ページの後の目次をごらんください。

・約款本文のページ番号は、ご契約のしおり部分終了後、改めて採番しています。
　約款本文の目次は58ページの後に掲載しております。

目的別目次

つぎのような場合には、下記のページをご参照ください。

Q 住所や名義・振替口座の変更をしたい

諸手続き Q&A → 18

Q 保険金等を請求したい

保険金等のお支払いのながれ → 19

Q 保障の内容を知りたい

Fine Save［ファインセーブ］のしくみと特徴 → 21

災害割増特約／傷害特約 → 28

年金支払特約 → 29

リビング・ニーズ特約 → 30

Q 被保険者が保険金等を請求できない

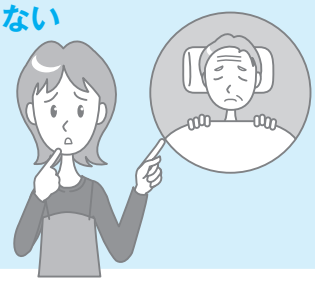

指定代理請求特約について → 43

Q 保険料の払込みが困難になった

保険金の減額について → 52

Q 保障はいつから始まるのか知りたい

保障の開始時期（責任開始）について → 35

Q 保険をやめたい

解約と解約払戻金について → 55

Q 保険料の払込みを忘れた

保険料の払込方法について → 48

保険料払込みの猶予期間と保険契約の失効について → 50

Q 保険金等にかかる税金について知りたい

生命保険と税金 → 56

Q 失効した保険をもとに戻したい

保険契約の復活について → 50

主な保険用語のご説明

主契約（しゅけいやく）	普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。
特約（とくやく）	主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など、普通保険約款と異なる特別な約束をする目的で主契約に付加するもののことをいいます。
保険証券（ほけんしょうけん）	保険契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険契約者（ほけんけいやくしゃ）	当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）をもつ人のことをいいます。
被保険者（ひほけんしゃ）	保険の対象とされる人のことをいいます。
保険金・給付金（ほけんきん　きゅうふきん）	被保険者に約款の定める支払事由が生じたときお支払いするお金のことをいいます。
受取人（うけとりにん）	保険金等を受け取る人のことをいいます。
保険料（ほけんりょう）	保障の対価として、当社に払い込んでいただくお金のことをいいます。
契約日（けいやくび）	通常は保険契約締結の際の責任開始日をいい、保険期間、契約年齢などの計算基準日となります。ただし、保険料の払込方法（経路）によっては契約日と責任開始日が異なることがあります。
契約応当日（けいやくおうとうび）	契約後の保険期間中にむかえる毎年の契約日に対応する日のことです。特に月単位あるいは半年単位といったときは、それぞれ各月・半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
契約年齢（けいやくねんれい）	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。当社では、満年齢で計算します。
告知（こくち）	お申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことです。
保険期間（ほけんきかん）	保険契約において保障する期間をいいます。歳満了の場合、保険期間は被保険者が満了年齢になって初めて到来する年単位の契約応当日の前日まで（契約応当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日の前日まで）となります。
保険料払込期間（ほけんりょうはらいこみきかん）	保険料を払い込んでいただく期間をいいます。歳満了の場合、保険料払込期間は被保険者が満了年齢になって初めて到来する年単位の契約応当日の前日まで（契約応当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日の前日まで）となります。
失効（しっこう）	保険料払込みの猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、保険契約の効力が失われることをいいます。
解約払戻金（かいやくはらいもどしきん）	保険契約を解約した場合などに、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。 ※この保険は解約払戻金をなくすしくみで保険料を計算しています。

特に注意していただきたいことがら

お申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

■ **申込者または保険契約者は、お申込みの日からその日を含めて15日以内であれば、お申込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。この場合は、払い込んでいただいた金額を全額お返しします。ただし利息はおつけしません。**

■ **お申込みの撤回等は書面でのみ受け付けますので、当社の事務センターあてに郵送してください。**

※書面の送付先

〒190-0012　東京都立川市曙町2-22-20　立川センタービル
オリックス生命保険株式会社　事務センター

■ **書面を発信したとき（郵便の消印日付）をもって、お申込みの撤回等の申出日とします。**

〈お申込みの撤回等の申し出の記入例〉

オリックス生命保険株式会社　御中
私は下記の契約の申込みを撤回します。

保険契約者　オリックス太郎
被保険者　　オリックス太郎
申込日　　○年○月○日
保険種類　　○○保険
平成○年○月○日
住　所　　東京都港区○○-○-○
氏　名　　オリックス太郎　㊞
日中に連絡のつく電話番号
○○-○○○○-○○○○

※申込時の契約者印をご使用ください。

■ **つぎの場合は、お申込みの撤回等はできません。**

・契約申込みのために医師の診査を受けた場合
・保険契約者が団体等で一括式の保険証券を発行する場合
・営業または事業のために締結する保険契約の場合

また、「特約のみのお申込みの撤回」「保険契約や特約の減額」など、お申込みの一部の撤回または保険契約の一部の解除もできません。

■ **当社は、申込者または保険契約者に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償、または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。**

■ お申込みの撤回等の書面を発信したときに保険金や給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は発生しません。ただし、お申込みの撤回等の書面を発信したときに申込者または保険契約者が保険金や給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

※生命保険は長期にわたる契約ですから、お申込みに際しては十分ご検討くださるようお願いいたします。

当社の生命保険募集人には保険契約締結の代理権はありません

■**当社の社員や生命保険募集人（当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターの担当者を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介（保障の内容や申込手続きの説明、申込書類の取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。**

補 足

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

・生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
・生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、原則として契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

【当社の承諾が必要な契約内容変更等の手続きの例】

◯復活　◯特約の中途付加　◯保険期間の変更
◯保険料払込期間の変更　◯復旧　◯増額　等

それぞれの手続きの内容については、約款および各特約の関連条文をご参照いただくか、「カスタマーサービスセンター」へお問い合わせください。

当社の組織形態について

■**保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。**

■**株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。**

お客さまの個人情報の取扱いについて

当社はお客さまの個人情報について、以下のとおりプライバシーポリシーを定め、適正に取り扱います。

プライバシーポリシーについて

オリックス生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業者等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取り扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意を頂いた上で行います。

（1）各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
（2）保険金・給付金等のお支払い
（3）当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
（4）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
（5）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
（6）その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。

主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

3. 個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4. 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を外部へ提供しません。

（1）お客さまの同意を得ている場合
（2）法令に基づく場合
（3）お客さま、または公共の利益のために必要であると考えられる場合
（4）上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
（5）保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
（6）その他の正当な理由がある場合

5. 個人情報の開示・訂正等

当社は、お客さまから個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客さまご本人であることの確認を行った上で、適切に対応させていただきます。

オリックス生命保険株式会社　個人情報問合せ窓口

フリーダイヤル
0120-227-780

受付時間 9:00～17:00

（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

※このプライバシーポリシーにおける個人情報については、当社の生命保険代理店および従業者等の個人情報を対象としていません。

※当社のグループ会社については、当社のウェブサイトでご確認いただくか、個人情報問合せ窓口へお問い合わせください。

機微（センシティブ）情報の取扱いについて

当社は、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の利用目的を業務の適切な運営の確保その他必要と認められるものに限定しています。

また、機微（センシティブ）情報については、限定している目的以外では利用しません。

再保険における個人情報の取扱いについて

当社では、当社とご契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することがあります。

他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまの契約内容が登録され、ご契約のお引受けやお支払いの判断の参考とさせていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社※および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。

ご契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

上記各手続きの詳細については、本社または最寄りの支社へお問い合わせください。

【登録事項】

（1）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（2）死亡保険金額、災害死亡保険金額および収入保障年金の現価額（一括支払による金額）
（3）入院給付金の種類および日額
（4）契約日、復活日、復旧日、増額日および特約の中途付加日
（5）取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

■「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金のご請求に際し、お支払いや契約の解除等の判断の参考とすることを目的として、お客さまの契約内容等を利用させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社※、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険金、年金もしくは給付金のお支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。

照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、本社または最寄りの支社にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

(1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)

(2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)

(3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト(http://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

業況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

詳細については、つぎの「生命保険契約者保護機構」についてをご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

■当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は以下のとおりです。

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2　破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のウェブサイトで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4　個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図

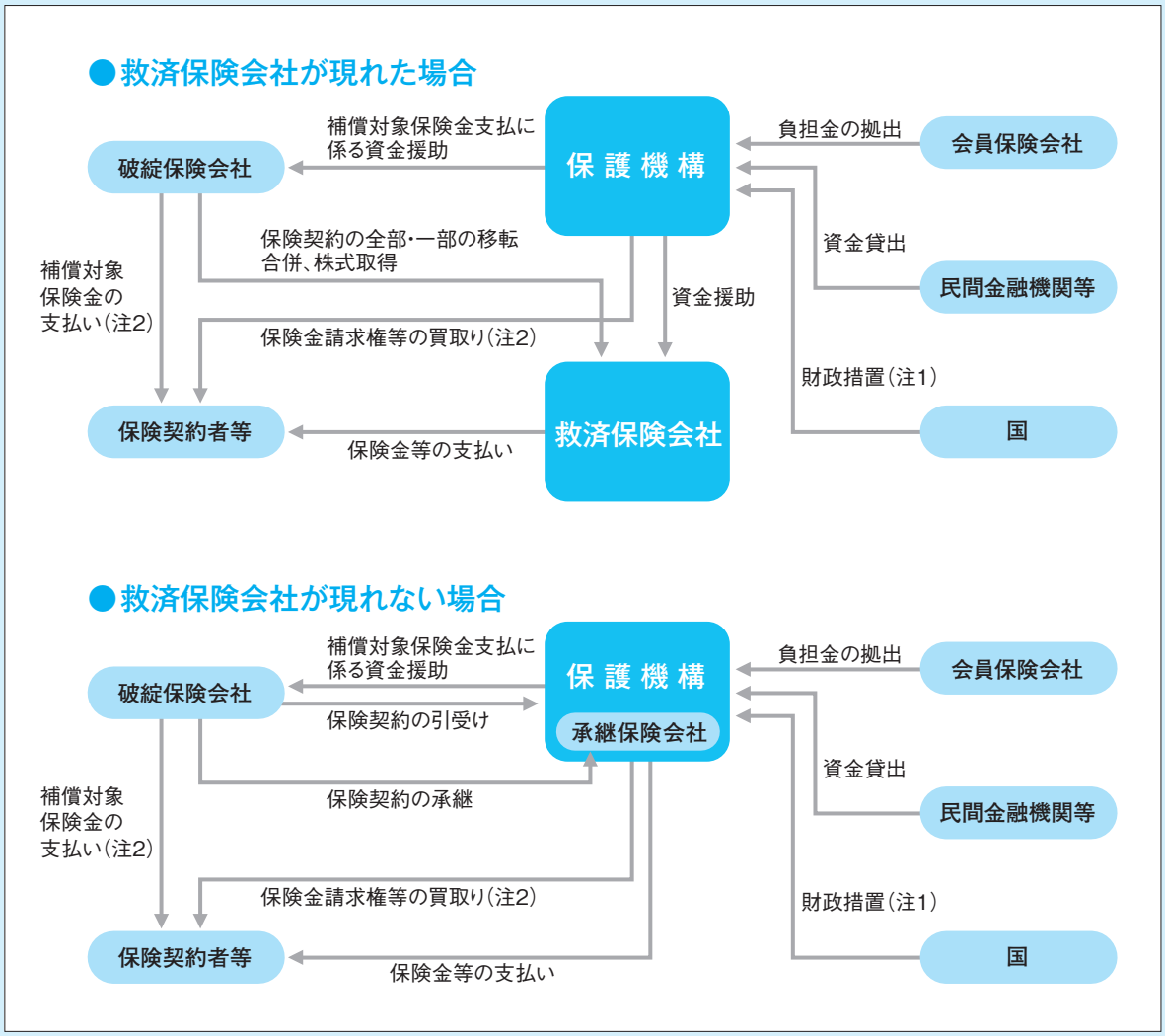

(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構　電話番号 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

告知義務について

→ 約款第27条 参照

■告知とは

お申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことです。

■告知の重要性について

・保険契約者や被保険者には、ありのままに、正確に、もれなく告知をしていただく義務（告知義務）があります。
・告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件で契約しますと、保険料負担の公平性が保たれませんので、当社がおたずねすることについて事実をありのままに、正確に、もれなく告知してください。

■告知の方法について

つぎの方法により事実をありのままに、正確に、もれなく告知してください。

【診査を行わない保険契約の場合】

当社所定の「告知書」にご記入ください。

【診査を行う保険契約の場合】

当社指定の医師がおたずねする項目について、口頭で告知してください。
口頭により告知していただいた内容は医師により記録されますので、ご確認のうえ署名してください。

当社指定の医師以外の者に口頭でお知らせいただいても告知したことにはなりません

■当社の社員・生命保険募集人（生命保険代理店、カスタマーサービスセンターの担当者を含みます）・生命保険面接士には、告知を受ける権限がありません。
これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知しなかった場合のデメリットについて

→ 約款第28条 参照

■告知義務違反による保険契約または特約の解除

・告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合、または正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日、増額日および特約の中途付加日を含みます。以下同じ。）から2年（更新後の保険期間を含みます。以下同じ。）以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

・責任開始日から2年経過後でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には保険契約または特約を解除することがあります。

・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は保険契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約または特約を解除することができます。

「保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例」もご参照ください。

→ 41～42 ページ

■保険金等をお支払いできないことがあります。

当社が保険契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。

ただし、「保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、保険金等をお支払いするか、または保険料の払込みを免除することがあります。

■保険契約または特約が解除された場合の解約払戻金はありません。

「解約と解約払戻金について」をご参照ください。

→ 55 ページ

■告知義務違反の内容が特に重大な場合には、保険契約または特約を取り消すことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治すことが非常に難しい、または死亡のおそれが極めて高い病気に現在かかっている」または「過去にかかったことがある」ことについて、故意に告知しなかった場合、入院中に申込み（告知）した場合等、**詐欺による取消の規定により保険契約または特約を取り消し、保険金等をお支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。**

※この場合、お支払いする解約払戻金はありません。また、**すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。**

詐欺による取消および不法取得目的による無効について

■つぎの場合には保険契約または特約を取消または無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

・保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺により保険契約・特約の締結、復活または保険金の増額が行われた場合
→ 約款第25条 参照

・保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約・特約の締結、復活または保険金の増額を行った場合
→ 約款第26条 参照

ご注意ください。

・責任開始日（復活日、増額日および特約の中途付加日）からの年数は問いません。
告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消または無効となることがあります。

・詐欺による取消および不法取得目的による無効の場合、お支払いする払戻金はありません。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方へ

■現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約したときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。

■新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。「正しく告知しなかった場合のデメリットについて」もご参照ください。

→ 16 ページ

こんなとき! あんなとき! Q&A

諸手続き Q&A

Q.1 結婚した後の手続きは?

A 「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。必要な書類をご案内します。

必要となるお手続き

- 名義変更手続き
- 改印手続き
- 住所変更のお申し出
- 口座変更手続き

など

Q.2 引っ越して必要なことは?

A 「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。当社から定期的にお送りする各種告知や重要書類を確実にお届けするためにもお願いいたします。

必要となるお手続き

- 住所変更のお申し出
- 口座変更手続き

など

Q.3 保険金の請求方法は?

A 「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。必要書類をご案内します。

※必要書類は別表1をご参照ください。

以下の項目についてお知らせください。

- 証券番号
- 死亡した方のお名前
- 死亡した日
- 死亡した原因(事故・病気)

など

カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル **0120-506-094**

(日曜祝日、年末年始の休業日を除く9:00~18:00)

保険金等のお支払いのながれ

保険金を
請求したいけど、
どうしたらいいの？

お客さま

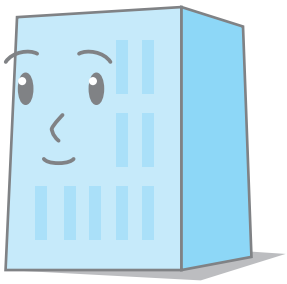

オリックス生命

① 請求の連絡

「カスタマーサービスセンター」
へご連絡ください。

② 必要書類の発送

ご請求にあたっての詳しいご案内と、
ご請求に必要な書類をお届けします。

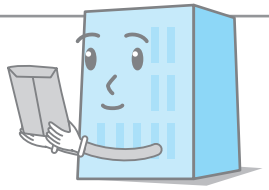

③ 書類を準備し、提出する

請求書類に必要事項をご記入ください。
病院に診断書の発行をご依頼ください。
ご案内した書類をご準備ください。
※診断書などご請求に必要な書類の
発行にかかる費用は、
お客さまのご負担になります。

すべて準備できましたらご提出ください。

④ 書類の確認・お支払い

請求書類の不備や記載内容に不明点がなく、事実確認を要さない場合には、当社に書類が到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
お支払いにあたっては、ご指定の口座へ送金します。
※くわしくは「保険金等のお支払時期について」をご参照ください。
➔ 20 ページ

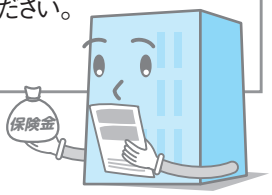

⑤ 支払内容の確認

お支払金額などの明細
「お手続き完了のお知らせ」
を郵送しますので、内容を
ご確認ください。

保険金等のお支払時期について

■保険金等のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到達した日＊の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。
ただし、保険金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払時期
①	保険金等をお支払いするために確認が必要なつぎの場合 ・保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到達した日＊の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行うために特別な照会や調査が必要なつぎの場合 ・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到達した日＊の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

＊ 請求書類が当社に到達した日とは、完備された請求書類が当社に到達した日をいいます。

※保険金等をお支払いするための上記①、②の確認等に際し、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

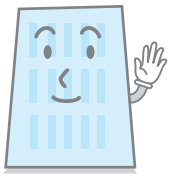

事実確認について

治療の経過・内容、障害の状況などについて、被保険者やご家族、医療機関等へ事実確認を実施する場合があります。この場合、事前に当社からご連絡のうえ、当社の社員または当社委託の確認会社の担当者が伺います。その際は、ご協力お願いいたします。

Fine save「ファインセーブ」のしくみと特徴

無配当 解約払戻金抑制型定期保険

FineSave［ファインセーブ］

しくみ

保険期間中に、被保険者が死亡したときに死亡保険金を、高度障害状態に該当したときに高度障害保険金をお支払いします。

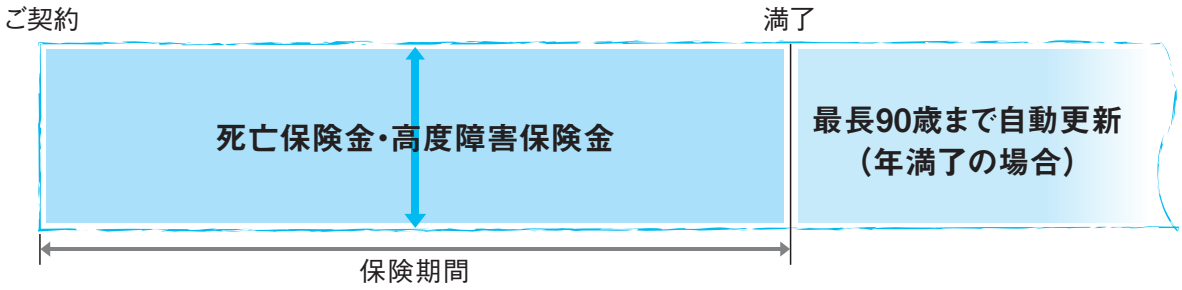

特 徴

1. 保険契約を解約した場合などにお支払いする解約払戻金をなくすしくみで保険料を計算することにより、保険料を抑えました。

2. 必要な期間を定めて保障する保険です。

3. 保険金の中途増額ができます。
※くわしくは「保険金の増額について」をご参照ください。 → 52 ページ

4. 約款所定の身体障害の状態に該当した場合には保険料の払込みが免除されます。
※くわしくは「保険料の払込免除について」をご参照ください。 → 23 ページ

5. 特定疾病により約款所定の状態に該当したときに保険料の払込みが免除される「特定疾病保険料払込免除特則」を適用することができます。
※くわしくは「特定疾病保険料払込免除特則について」をご参照ください。 → 24 ページ

6. 年満了の保険契約は自動的に更新されます。
※くわしくは「年満了の保険契約および特約の自動更新について」をご参照ください。 → 53 ページ

7. 配当金や満期保険金はありません。

保険期間を通じて解約払戻金がありませんので、十分にご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いについて

→ 約款第1条 参照

死亡保険金

被保険者が、責任開始時以後の保険期間中に死亡したとき

死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

高度障害保険金

被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害により保険期間中に両眼失明などの高度障害状態に該当したとき

高度障害保険金を被保険者にお支払いします。
高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態に該当したときから保険契約は消滅します。
※高度障害状態については別表3「対象となる高度障害状態」をご参照ください。
※保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合には、高度障害保険金受取人はその法人となります。
災害割増特約の災害高度障害保険金および傷害特約の障害給付金も同様に取り扱います。

保険料の払込免除について

■つぎの場合には将来の保険料の払込みが免除されます。

→ 約款第5条 参照

被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故によって、その事故の日から180日以内に、片眼失明、両耳聴力喪失などの身体障害の状態に該当した場合
※不慮の事故については別表2「対象となる不慮の事故」をご参照ください。
※身体障害の状態については別表4「対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

■つぎのいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、この規定の適用はありません。

→ 約款第6条 参照

・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
・被保険者の犯罪行為によるとき
・被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故によるとき
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
など

「特定疾病保険料払込免除特則」を適用した場合の保険料の払込免除については
「特定疾病保険料払込免除特則について」をあわせてご参照ください。

特定疾病保険料払込免除特則について

→ 約款第42条 参照

保険料払込期間中に、被保険者が特定疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中）により約款所定の状態に該当したときに、将来の保険料の払込みを免除します。

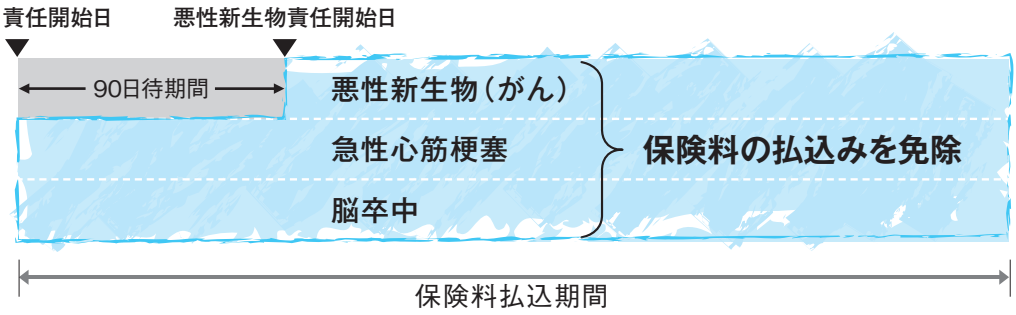

※特定疾病とは、悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中を指します。
「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は保険料の払込の免除の対象となる悪性新生物（がん）ではありません。
くわしくは別表8「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

→ 約款第44条 参照

悪性新生物（がん）による保険料の払込の免除については悪性新生物責任開始日から保障します。
※悪性新生物責任開始日は、責任開始日（復活の責任開始日についても同様とします。）からその日を含めて91日目です。

この特則を適用した場合、主契約および付加されているその他の特約には、この特則を適用した場合の保険料率が適用されます。

■ この特則の保険料の払込の免除事由

保険料払込期間中に、被保険者が以下のいずれかに該当したとき

◇被保険者が悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定されたことがなく、悪性新生物責任開始日以後に、初めて悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されたとき**（悪性新生物（がん）の診断確定は診断確定の根拠となった検査の実施日をもって、悪性新生物（がん）と診断確定されたものとみなします。）**

◇被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき

◇被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定された場合の取扱い

→ 約款第45条 参照

・保険契約締結の際または復活の際の悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定された場合、悪性新生物（がん）による保険料の払込みの免除はできません。
・悪性新生物（がん）の診断確定の日（この場合における悪性新生物（がん）の診断確定の日は、診断確定の根拠となった検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて6か月以内に保険契約者からお申し出があったときは、この特則を無効とし、すでに払い込んでいただいた保険料のうち、この特則部分にかかわる保険料相当分を保険契約者に払い戻します。（復活の場合はこの特則部分の復活を無効とし、復活の際に払い込んでいただいた金額および復活以後払い込んでいただいた保険料のうち、この特則部分にかかわる金額を保険契約者に払い戻します。この場合、この特則部分は復活前に取り消されたものとして取り扱います。）

※お申し出は保険料払込期間満了前のお申し出に限ります。
※保険契約が、告知義務違反または重大事由による解除に該当する場合にはこの取扱いはしません。

ご注意ください。

・この特則は保険契約の途中から適用することはできません。
・この特則の適用後は、取り消すことができません。
・この特則を適用した場合には、契約内容の変更等に制限を加えることがあります。くわしくは約款をご参照ください。

保険期間満了後に高度障害状態が確定した場合について

保険期間満了時において、被保険者の障害状態の回復の見込みのないことが明らかであれば高度障害保険金の支払事由に該当するものの、その回復の見込みのないことが明らかでない場合について、つぎのとおり取り扱います。

・保険期間満了後において、その障害状態が引き続き継続し、回復の見込みがないと判明した場合には、高度障害保険金をお支払いします。
・保険期間満了後において、その障害状態が回復した場合や回復の見込みがあると判明した場合には、高度障害保険金をお支払いしません。

〈保険期間中に疾病または不慮の事故により両眼とも視力が0.02以下となった場合〉

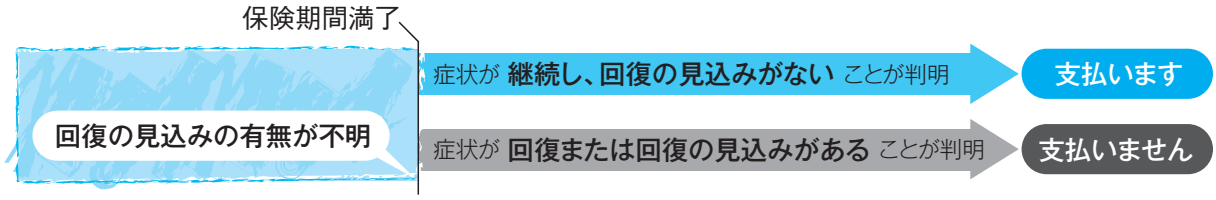

※災害割増特約の災害高度障害保険金および傷害特約の障害給付金も同様に取り扱います。

保険金等の据置支払

保険金等の受取人は保険金等をすぐに受け取らずに、所定の期間内、当社に据え置くことができます。この場合、据置金には所定の利息をおつけします。保険金等の受取人は据置期間中いつでも据置金全額の払出しを請求することができます。

※据置金とは当社に据え置く間の保険金等のことをいいます。
※据置金の利率については、当社のウェブサイトでご確認ください。

特約について

災害割増特約／傷害特約

災害割増特約

災害による死亡・高度障害を保障する特約です。

名　称	支払事由	支払額
災害死亡保険金	責任開始時以後に生じた不慮の事故または感染症により、被保険者が、特約保険期間中に死亡したとき	災害保険金額
災害高度障害保険金	責任開始時以後に生じた不慮の事故または感染症により、被保険者が、特約保険期間中に高度障害状態に該当したとき	災害保険金額

※ 不慮の事故については別表2「対象となる不慮の事故」をご参照ください。なお、不慮の事故による死亡・高度障害状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限ります。

※ 感染症については別表5「対象となる感染症」をご参照ください。

※ 高度障害状態については別表3「対象となる高度障害状態」をご参照ください。

特約の保険金の受取人

名称	受取人
災害死亡保険金	主契約の死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	被保険者

・ 被保険者の型は保険期間を通じて本人型のみの取扱いとなります。

傷害特約

災害による死亡・身体障害を保障する特約です。

名　称	支払事由	支払額
災害死亡保険金	責任開始時以後に生じた不慮の事故または感染症により、被保険者が、特約保険期間中に死亡したとき	災害保険金額
障害給付金	責任開始時以後に生じた不慮の事故により、被保険者が、特約保険期間中に身体障害の状態に該当したとき	障害給付金額 身体障害に応じて 災害保険金額の10%～100%

※ 不慮の事故については別表2「対象となる不慮の事故」をご参照ください。なお、不慮の事故による死亡および身体障害の状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限ります。

※ 感染症については別表5「対象となる感染症」をご参照ください。

※ 障害給付金は、通算して100%を限度としてお支払いします。

※ 身体障害の状態については別表6「障害給付金額表」をご参照ください。

特約の保険金等の受取人

名称	受取人
災害死亡保険金	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者

・ 被保険者の型は保険期間を通じて本人型のみの取扱いとなります。

年金支払特約

■保険金等を年金の形でお支払いする特約です。

当社は、保険金等を年金をお支払いするための原資（年金基金といいます。）として、一定期間中、年金をお支払いします。

※保険金等とは、死亡保険金、高度障害保険金、障害給付金（第1級のみ）をいいます。

・この特約は、申込時または継続中は保険契約者の申し出によって、また、保険金等の支払事由発生後はその受取人の申し出によって付加できます。
・つぎの年金の種類（支払期間・型）から選べます。

年金の支払期間	年金の型	
5年	定額型	逓増型（5%複利）
10年	定額型	逓増型（5%複利）
15年	定額型	逓増型（5%複利）

■年金のお支払いについて

・年金額は、年金基金設定時に、当社の定める方法により算出します。
・将来の年金のお受取りにかえて、未払年金の現価相当額の一括払を請求することができます。この場合、その後の年金はお支払いしません。
・第1回の年金支払日は年金基金設定日と同日です。

ご注意ください。

・年金支払期間中に年金受取人が死亡した場合には、未払年金の現価相当額を一時金として年金受取人の法定相続人にお支払いします。この場合、その後の年金はお支払いしません。
・年金受取人を変更することはできません。
・年金額が当社の定める額を下まわる場合は取り扱いません。
・保険金等の一部を年金基金に充当することはできません。

リビング・ニーズ特約

→ リビング・ニーズ特約 参照

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、死亡保険金額の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。

※余命6か月以内とは

日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内であることを意味します。
余命6か月以内の判断は、医師の記入した診断書や、請求書類に基づいて当社が判断します。

特約のしくみ

■死亡保険金額の全部をお支払いする場合

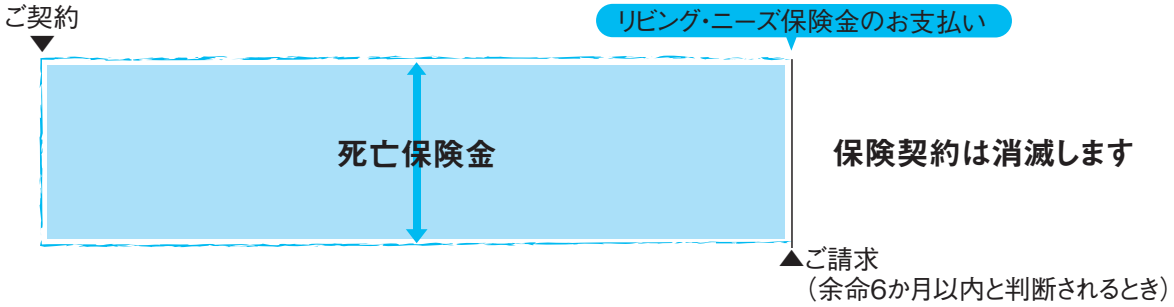

・保険契約およびすべての特約はその請求日にさかのぼって消滅します。

■死亡保険金額の一部をお支払いする場合

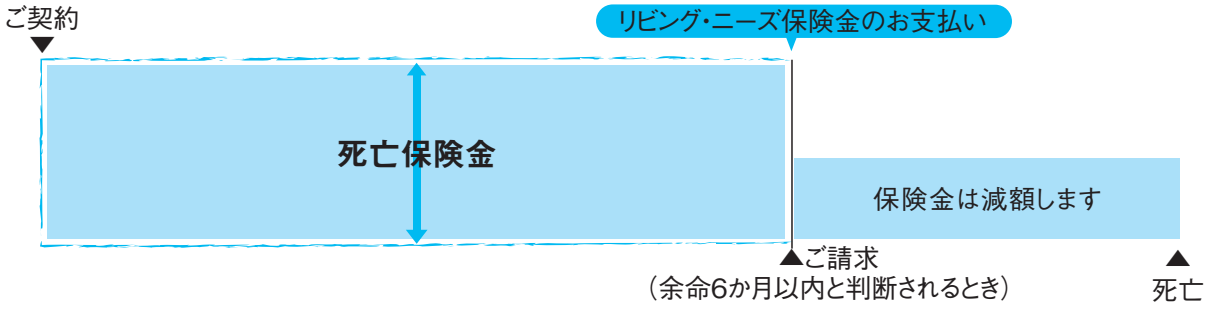

・指定保険金額と同額の死亡保険金額をリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額したものとします。
・リビング・ニーズ保険金の支払後も継続する部分については、引き続き減額後の保険料の払込みが必要となります。
・継続する部分の死亡保険金額は、被保険者死亡時に死亡保険金受取人にお支払いします。

【リビング・ニーズ保険金のお支払いについて】

■死亡保険金のうち、被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額が支払金額です。

A:指定保険金額（ご請求額）
B:指定保険金額に対応する6か月分の利息
C:指定保険金額に対応する6か月分の保険料相当額*

支払金額＝A−B−C

＊ご請求から6か月以内に更新がある場合は、更新日以降の保険料は更新時の年齢により計算した保険料を用います。

■主契約に特別条件付保険特約が付加され、保険金削減支払方法が適用されている場合、支払金額はつぎのとおりです。

A〜C:上記と同じ
D:リビング・ニーズ保険金請求日における削減支払方法に定める所定の割合

支払金額＝（A−B）×D−C

■指定保険金額（ご請求額）は、当社の定める範囲内で請求時に被保険者（または指定代理請求人）が指定してください。
※災害割増特約・傷害特約の特約保険金額はリビング・ニーズ保険金の対象となりません。

■指定保険金額は、同一被保険者につき、この特約とがんリビング・ニーズ特約（がん治療保険用）を通算して最高3,000万円とします。

■主契約の保険金をお支払いしたか、またはお支払いすることとした場合には、その後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けてもお支払いしません。

■リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求がなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。

リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回限りとします。
また、この保険金が支払われたことによって保険契約が消滅または保険金が減額しても、解約払戻金はありません。

【リビング・ニーズ保険金をお支払いできない場合について】

リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生しても、つぎの場合にはお支払いできません。

◇ リビング・ニーズ保険金の請求日（すべての請求書類が当社に到達した日）が、主契約の保険期間満了（自動更新が可能な場合を除く）前1年以内であるとき

◇ 免責事由に該当したとき

・ 疾病または傷害の原因が保険契約者、被保険者の故意によるとき

・ 戦争その他の変乱により支払事由に該当したとき

ただし、その程度によってはリビング・ニーズ保険金の全部または一部をお支払いすることがあります。

◇ 告知いただいた内容が事実と相違し、保険契約が解除されたとき

◇ 保険料の払込みが行われず、保険契約が失効したとき

◇ 重大事由により保険契約が解除されたとき

◇ 詐欺による取消または不法取得目的による無効とされたとき

※ 特約の付加状況などにより取扱いが異なることがあります。

【その他のご注意点】

◇ 保険契約者が法人である場合には、リビング・ニーズ特約は付加できません。

◇ 保険契約が解約その他の事由によって消滅したときは、リビング・ニーズ特約は消滅します。

◇ 保険契約に質権が設定されている場合には、リビング・ニーズ特約は付加できません。
また、保険期間の途中で質権が設定された場合には、リビング・ニーズ特約は消滅します。

◇ ご請求にあたっては当社所定の診断書の提出が必要です。
診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。また、当社が必要と認めた場合には、当社の指定する医師の診断を求めることがあります。

ご契約に際して

お申込みについて

■申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名・捺印をお願いいたします。

■第1回保険料または第1回保険料充当金の払込みと領収証について

①当社銀行口座に直接払い込んでいただく場合

銀行等の自動預払機（ATM）や窓口からお振込みいただく場合は、領収証を発行しません。
保険契約成立後に保険証券がお手もとに届くまで、お振込みの控えを大切に保管してください。

②クレジットカードや口座振替で払い込んでいただく場合

領収証を発行しません。

③当社の生命保険募集人に払い込んでいただく場合

当社所定の第1回保険料充当金領収証を発行しますので、必ずお受け取りください。
※この領収証には当社の社名と社印が印刷されています。
複写式で記入されていない場合、加筆や訂正のある場合、生命保険募集人の署名・捺印のない場合には「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

「第1回保険料充当金領収証」社名・社印見本

■第1回保険料充当金の取扱いについて

- 当社がお申込みのお引受けを承諾する前に、第1回保険料に相当する金額を払い込んでいただく場合には、当社は第1回保険料充当金として領収します。
- 当社が保険契約をお申込みどおり承諾するときには、第1回保険料に充当します。同時に前納保険料を払い込んでいただく場合には、当社が積み立てておきます。
- 当社がお申込みに条件を付け、もしくは変更を加え、特別保険料を払い込んでいただくときは、特別保険料をあわせて第1回保険料に充当します。なお、この場合、お申込みどおり承諾した場合と同じ日に保険契約が成立したものとみなして、その日（被保険者の健康状態に関する告知前に第1回保険料充当金を領収した場合はその告知の時）にさかのぼって保険契約上の責任を開始します。
- 当社がお申込みのお引受けをお断りするとき、またはお申込みに条件を付け、もしくは変更を加えたことに申込者の同意を得られない場合は、第1回保険料充当金をお返しします。この場合、利息はおつけしません。
- 当社がお申込みのお引受けを承諾した後に、保険料を払い込んでいただく場合は、第1回保険料として領収します。

■契約確認について

当社の社員または当社で委託した者が、申込内容や告知内容について確認に伺うことがあります。その際は、ご協力お願いいたします。

保障の開始時期（責任開始）について

→ 約款第8条 参照
→ 責任開始に関する特約 参照

■当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、以下の時から保険契約上の責任を開始します。

①「責任開始に関する特約」を付加した場合

・申込書の受領または告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。
※申込書の受領とは、当社または当社の生命保険代理店が申込書を受領した時をいいます。

②上記以外の場合

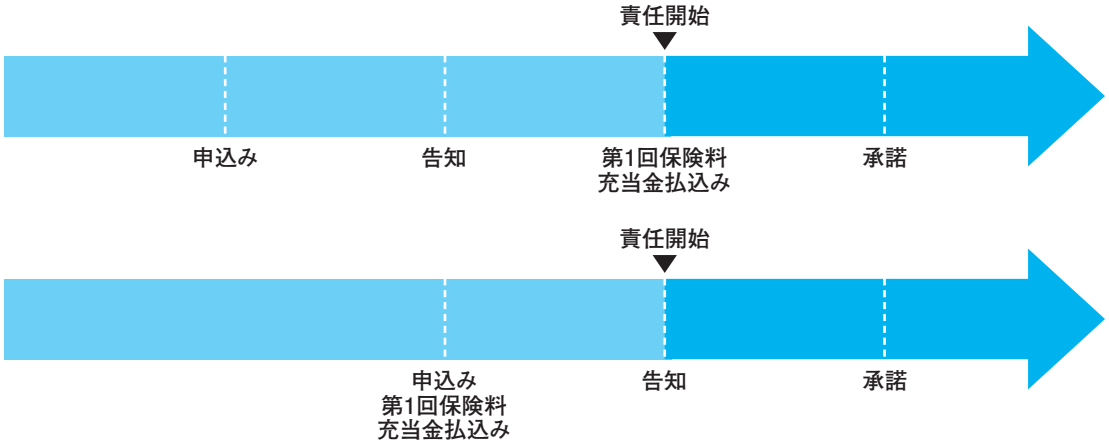

・告知または第1回保険料充当金の払込みのいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。
※第1回保険料充当金または第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性等の確認をした時に第1回保険料充当金または第1回保険料を払い込んでいただいたものとします。
有効性等の確認とは、クレジットカードが有効でかつ利用限度内であること等を確認することをいいます。
※保険契約をお引受けすることが決定した後に、第1回保険料から口座振替により保険料を払込みいただく場合は、第1回保険料振替日から保険契約上の責任を開始します。

・特定疾病保険料払込免除特則の責任開始については
「特定疾病保険料払込免除特則について」をご参照ください。 → 24 ページ

■「責任開始に関する特約」を付加した場合

第1回保険料の払込期間は、責任開始日からその翌月末日までです。
また、第1回保険料の猶予期間は、払込期間満了日の翌月初日から翌々月の末日までです。

ご注意ください。

- 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込みがなかった場合、保険契約は無効となります。
- 第1回保険料の払込みがないまま第1回保険料の猶予期間満了日までに保険金等の支払事由が生じた場合は、第1回保険料（第2回以後の保険料がある場合はその保険料を含みます。）を支払うべき保険金等から差し引きます。

保険証券の送付について

■保険証券を送付します。

保険契約が成立しますと保険証券を送ります。保険証券に書いてあることがらが、お申込みの内容と相違していないかお確かめください。万一、お申込みの内容と相違しているときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

特別条件付によるお引受けについて

■当社では、保険契約者間の公平性を保つために、お客さまの身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。

■以下の条件を付けてお引受けする場合があります。

【特別条件付保険特約】 → 特別条件付保険特約 参照

- **保険金削減支払法**
  当社が指定した一定期間中の死亡保険金額および高度障害保険金額を削減します。
  ※不慮の事故または特定の感染症による場合には削減しません。
- **特別保険料領収法**
  割増保険料を加算します。

【特定障害不担保特約】 → 特定障害不担保特約 参照

- **視力障害を不担保とした場合**
  当社が指定した「視力障害」に該当した場合「高度障害保険金のお支払い」、「傷害特約に定める障害給付金のお支払い」および「保険料の払込免除」をしません。
- **聴力障害を不担保とした場合**
  当社が指定した「聴力障害」に該当した場合「傷害特約に定める障害給付金のお支払い」および「保険料の払込免除」をしません。

ご注意ください。

- 保険契約に上記の条件が付いている場合には、契約内容の変更等に制限を加えることがあります。くわしくは約款・各々の特約をご参照ください。
- 傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病によっては特別な条件を付けずにお引受けできる場合もあります。

保険金等のお支払いについて

つぎの場合には保険金等をお支払いできません

■支払事由に該当しない場合

支払事由に該当しない場合には、保険金等をお支払いできません。

※支払事由については、「保険金等のお支払いについて」、「特約について」をご参照ください。

「保険金等のお支払いについて」 → 23 ページ
「特約について」 → 27 ページ

つぎの保険金等については、責任開始時（復活、増額および特約の中途付加の責任開始時を含みます。）前に発病していた病気や発生した不慮の事故等を原因とする場合には、支払事由（保険料払込免除事由）に該当したことにはなりません。

・高度障害保険金　・災害高度障害保険金　・災害死亡保険金
・障害給付金　・保険料の払込免除

ただし、原因となった病気や傷害等について告知いただいており、当社がその告知内容に基づいて承諾した場合は、告知内容が正確かつ十分である限り、責任開始時以後の原因によるものとみなします。

また、原因となった病気や傷害等について病院への受診歴や健康診断等での異常指摘がなく、かつ、その病気や傷害等による症状について保険契約者および被保険者に認識や自覚がなかった場合も責任開始時以後の原因によるものとみなします。

（悪性新生物（がん）による場合は取扱いが異なります。次々ページもご参照ください。）

■免責事由に該当した場合

つぎのような場合には、支払事由に該当しても保険金等のお支払いはできません。

・死亡保険金について

→ 約款第1条 参照

①責任開始日（復活日および増額日を含みます。）から3年（更新後の保険期間を含みます。）以内に被保険者が自殺したとき
②死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
③保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
※上記①②③に該当した場合の取扱いについては、約款をご参照ください。

・高度障害保険金について

保険契約者、または被保険者の故意により被保険者が高度障害状態に該当したとき

・戦争その他の変乱により支払事由に該当した場合

支払事由に該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、当社は、死亡保険金、高度障害保険金を削減してお支払いする場合があります。

・災害死亡保険金、災害高度障害保険金、障害給付金について

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
②災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
③被保険者の犯罪行為によるとき
④被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故によるとき
⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

・保険料の払込免除について

「保険料の払込免除について」をご参照ください。

→ 23 ページ

■地震、噴火または津波もしくは戦争その他の変乱により支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合

支払事由に該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、当社は、災害死亡保険金、災害高度障害保険金および障害給付金を削減してお支払いするか、またはこれらをお支払いしない場合があります。
同様に保険料の払込免除についても保険料の一部または全部についてその払込みを免除しない場合があります。

■告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約または特約が解除された場合

「正しく告知しなかった場合のデメリットについて」をご参照ください。 ➔ 16 ページ

■保険契約または特約が重大事由により解除された場合

重大事由とは、
① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金等の受取人がこの保険契約の保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）
② この保険契約の保険金等の請求に関して、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
③ 他の保険契約との重複により保険金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
④ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められるとき
⑤ 上記①②③④の他、当社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③④と同等の重大な事由があるとき
をいいます。
※上記の事由が生じた以後に、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、当社は保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除を行いません。（上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）すでに保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込みを免除していたときでもその保険料の払込みを求めることができます。

（*1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（*2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

■保険契約または特約が詐欺による取消または不法取得目的による無効とされた場合

「詐欺による取消および不法取得目的による無効について」をご参照ください。 17ページ

■保険契約が失効している場合

保険契約が失効したあとに支払事由が生じても保険金等は支払いません。

■悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定された場合

悪性新生物（がん）による保険料の払込の免除はできません。

※「悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定された場合の取扱い」をご参照ください。

25ページ

保険金等をお支払いする場合または お支払いできない場合の具体的事例

保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご加入の時期によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際の保険契約での取扱いに関しては、契約内容・約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

※契約内容は、保険証券や、「Fine Save[ファインセーブ]のしくみと特徴」、「特約について」をご参照ください。

「Fine Save[ファインセーブ]のしくみと特徴」 → 21 ページ
「特約について」 → 27 ページ

■死亡保険金（告知義務違反があったとき）

お支払いできない場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡した場合

お支払いする場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入したが、契約の1年後に「慢性C型肝炎」とは因果関係のない「胃がん」で死亡した場合

【解説】

お申込みに際しては、そのときの被保険者の健康状態等について正確に告知していただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合、または事実と異なる内容を告知した場合には、保険契約は解除とし、保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。

■高度障害保険金（約款所定の障害状態への該当・非該当）

お支払いできない場合

交通事故による「脳挫傷」で左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合

お支払いする場合

交通事故による「脳挫傷」で全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合

【解説】

高度障害保険金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。

なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

※高度障害状態については別表3「対象となる高度障害状態」をご参照ください。

■災害死亡保険金（免責事由への該当・非該当）

お支払いできない場合

・被保険者の重大な過失
被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡した場合
・泥酔状態を原因とする事故
泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡した場合

お支払いする場合

・被保険者の不注意
被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡した場合
・軽度の酒酔い状態での事故
酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡した場合

【解説】
災害死亡保険金の免責事由に該当する場合には、災害死亡保険金をお支払いできません。

≪お支払いできない例≫
・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
・被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする場合
・被保険者の泥酔の状態を原因とする場合

■特定疾病保険料払込免除特則（約款所定の保険料の払込の免除事由への該当）

払込みを免除できない場合

・「急性心筋梗塞」で入院し、30日後、退院後仕事に復帰してもいいと医師に診断された場合
・「脳卒中」で入院し、治療・リハビリの結果回復して、50日後に、神経学的な後遺症はなくなったと医師に診断された場合

払込みを免除する場合

「急性心筋梗塞」で入院し、70日を経過しても労働に従事することができないと医師に診断されている場合

【解説】
特定疾病保険料払込免除特則は、悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の状態に該当したときに保険料の払込みを免除します。
・**「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、保険料の払込の免除の対象となりません。**
・**「急性心筋梗塞」を発病し、その初診から60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師が証明しない場合は保険料の払込の免除の対象となりません。**
・**「脳卒中」を発病し、その初診から60日以上言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師が証明しない場合は保険料の払込の免除の対象となりません。**

指定代理請求特約について

指定代理請求特約

指定代理請求のしくみ

受取人が被保険者と定められている保険金等、および被保険者と保険契約者が同一である場合の保険料の払込免除は、本来、被保険者ご自身が請求するものですが、被保険者が、傷病により保険金等および保険料の払込免除を請求する意思表示が困難なときや、がんに罹患したことを知らないときなどに、あらかじめ指定された被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族が被保険者に代わって請求することができます。

※保険金等とは保険金（リビング・ニーズ保険金も含む）、給付金、一時金、年金をさします。

■指定代理請求について

◇指定代理請求ができる保険金等および保険料の払込免除は以下のとおりです。

①被保険者が受取人となる保険金等

②被保険者と保険契約者が同一の場合での保険料の払込免除

「保険料の払込免除について」 → 23 ページ

「特定疾病保険料払込免除特則について」 → 24 ページ

◇指定代理請求ができる主な場合は以下のとおりです。

①被保険者の傷病の症状が重く、保険金等を請求する意思表示が困難であるとき

②被保険者が、がん等に罹患した事実を知らないとき

◇指定代理請求人の範囲

保険契約者は、被保険者の同意を得て、つぎのなかから指定代理請求人を1名指定することができます。

①被保険者の戸籍上の配偶者

②被保険者の3親等内の親族

※指定代理請求人を変更することもできます。

◇以下の場合には、指定代理請求ができません。

- 指定代理請求人が、請求時に、被保険者との婚姻関係を解消して戸籍上の配偶者でなくなったとき
- 指定代理請求人が故意または重大な過失により、被保険者を、保険金等を請求できない状態に該当させたとき

代理請求のしくみ

指定代理請求ができる場合で、指定代理請求人が欠けている場合や、指定代理請求人も請求できない事情があるときなどには被保険者の、①戸籍上の配偶者、②親または子、③兄弟姉妹の順位で被保険者に代わって請求することができます。

■代理請求について

◇指定代理請求人が、以下に該当し保険金等を請求できない場合は代理請求ができます。

① 請求時に、指定代理請求人が死亡しているとき
② 請求時に、指定代理請求人が、被保険者の戸籍上の配偶者でないとき、または親族関係にないとき
③ 指定代理請求人が、傷病により、指定代理請求ができない状態にあるとき
④ 指定代理請求人が、被保険者ががん等に罹患した事実を知らないとき
⑤ 指定代理請求人が指定されていないとき
⑥ 指定代理請求人が故意または重大な過失により、被保険者を、保険金等を請求できない状態に該当させたとき

◇代理請求人の範囲

① 被保険者の戸籍上の配偶者
② 戸籍上の配偶者がいないとき、または戸籍上の配偶者が代理請求できない事情があるときは、被保険者の親または子
③ ②に該当者がなく、あるいは被保険者の親または子に代理請求できない事情があるときは、被保険者の兄弟姉妹

※②と③の代理請求できない事情とは、以下のような場合をいいます。
・代理請求人が、傷病により、代理請求できない状態にあるとき
・代理請求人が、被保険者ががん等に罹患した事実を知らないとき

※①から③の順位を変更することはできません。

※代理請求人が故意または重大な過失により、被保険者を、保険金等を請求できない状態に該当させたときは、次順位の方が代理請求できます。

ご注意ください。

- 指定代理請求、代理請求をされることにより被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご留意ください。
- 保険契約者が法人（かつ死亡保険金受取人）の場合は、この特約は適用になりません。保険期間の途中で保険契約者が法人に変更された場合も同様です。
- 指定代理請求人または代理請求人に保険金等をお支払いした場合、その後重複して請求を受けても保険金等をお支払いしません。
- 既存の主契約、特約に指定代理請求または代理請求の規定がある場合でも、この特約を付加した場合にはこの特約の規定が優先します。

■指定代理請求人または代理請求人の範囲は、下記をご参照ください。

◇指定代理請求人となる範囲について

以下の範囲から1名を指定することができます。

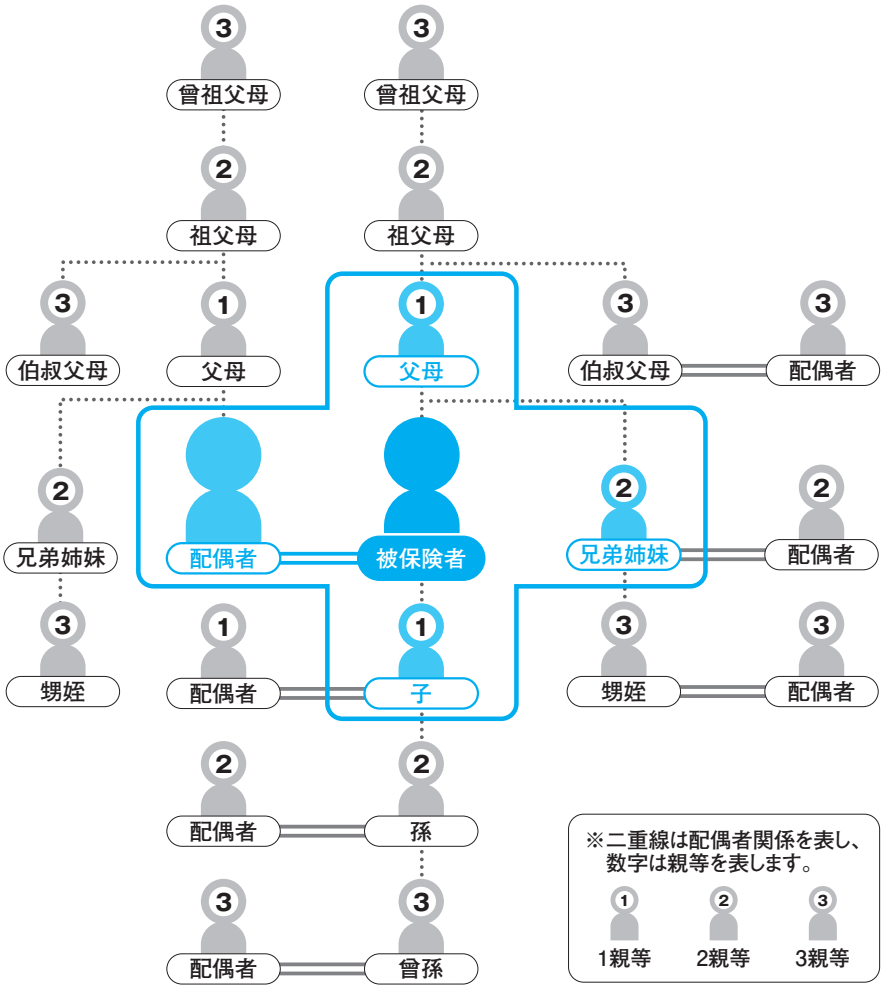

◇代理請求人となる範囲について

太枠で囲まれている配偶者、被保険者の父母・子、被保険者の兄弟姉妹が対象となります。

ご不明な点がございましたら、「カスタマーサービスセンター」へお問い合わせください。

カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル **0120-506-094**

（日曜祝日、年末年始の休業日を除く 9:00～18:00）

ご契約後について

保険料の払込方法について

→ 約款第10条 参照

■保険料は払込期月中につぎの方法で当社へ払い込んでください。

①口座振替で払い込んでいただく場合（年払、半年払、月払）

→ 口座振替特約 参照

当社および当社が委託している振替代行会社が提携している金融機関等に開設された保険契約者の指定の口座から、保険料が自動的に当社の口座に振り替えられます。なお、複数の保険契約の指定口座が同一の場合、すべての保険契約の保険料が合算されて振り替えられます。

【預金残高不足等の理由で振替えできなかった場合】

翌月の振替日につぎの金額を再度振り替えます。

・月払の保険契約は2か月分
・年払・半年払の保険契約は同一金額

②クレジットカードにより払い込んでいただく場合（年払、半年払、月払）

→ クレジットカード払特約 参照

・クレジットカード払特約を付加した場合、クレジットカード会社を通じて、当社に保険料が払い込まれます。
・クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、保険契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法（経路）の変更手続きを行ってください。

ご注意ください。

・払い込まれた保険料について、保険料領収証は発行しません。
・保険料が当社所定の金額をこえる場合など、契約内容によりクレジットカードによる保険料の払込みを取り扱えないことがあります。

③郵便払込用紙で払い込んでいただく場合（年払、半年払）

払込期月が近づきますと、あらかじめ当社から「保険料お払込みのご案内」をお送りしますので、払込期月中に同封の払込用紙で最寄りの金融機関（銀行、ゆうちょ銀行、郵便局の払込機能付ATM等）から払い込んでください。その際の受領証は保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保管してください。

> 万一、払込期月内に払込案内が届かなかった場合、または振替日に預金口座から振替えできなかった場合には、「カスタマーサービスセンター」へご連絡いただくか、または直接、当社へ払い込んでいただくようお願いいたします。

④勤務先などの団体を通じて払い込んでいただく場合

→ 団体扱特約 参照　→ 特別団体扱特約 参照　→ 集団扱特約 参照

団体を経由して払い込んでください。この場合は、個々の保険契約者には領収証を発行しません。
※団体扱、特別団体扱または集団扱の保険契約に限ります。

■保険料の払込方法の変更について

払込方法（経路）、回数（年払、半年払、月払）、振替口座または金融機関の変更を希望する場合や、団体からの脱退等の場合には、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へお申し出ください。
払込方法の変更について申し出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更します。
この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、直接、当社へ払い込んでください。

■保険料の前納について

・契約時または契約後に、将来の保険料をあらかじめまとめて払い込んでいただくことを保険料の前納といいます。
・前納された保険料は前納の回数に応じて当社所定の利率で割り引きます。ただし、前納の回数などによっては割引きのない場合もありますので「カスタマーサービスセンター」へお問い合わせください。
・前納された保険料は、当社で積み立てておき、保険料の払込応当日ごとに保険料に充当します。
・保険料の払込みが不要になった場合や、保険契約が消滅した場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金をお支払いするときは、保険金の支払事由発生の時までに保険契約者から特に申し出がなかった場合には、その保険金の受取人に払い戻します。
※団体を通じて保険料を払い込んでいただく場合は、前納の取扱いはありません。

■保険料の払込みが不要となった場合の取扱いについて

保険料の払込方法(回数)が年払・半年払の保険契約の場合、保険料の払込みが不要となったときは、つぎのような取扱いとなります。

・保険料を払い込んでいただいた後に、保険契約の消滅等*1により、保険料の払込みが不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。
【お支払いする額】
すでに払い込まれた保険料*2のうち、保険料の払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間*3の末日までの月数に対応する保険料相当額

*1 保険契約の消滅等には、保険契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。
*2 保険料の一部の払込みを要しなくなった場合は、その払込みを要しなくなった部分に限ります。
*3 保険料期間とは、保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間をいいます。

【年払契約】
〈ご契約例〉　契約応当日：1月1日　　月ごとの応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に保険契約を解約した場合
⇒ 保険料の払込みを要しなくなったのは保険契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

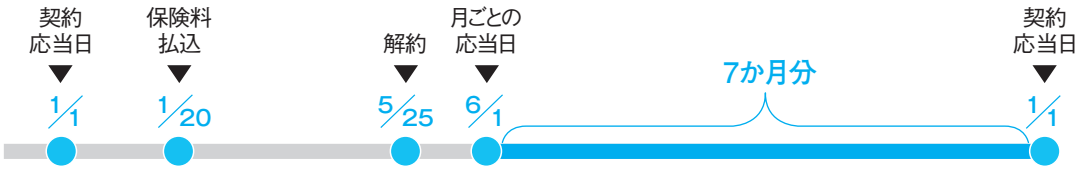

ご注意ください。
・払込方法(回数)が月払の保険契約については、上記「保険料の払込みが不要となった場合の取扱い」はありません。
・詐欺による取消、不法取得目的による無効および悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱の規定による無効のときはお支払いしません。

保険料払込みの猶予期間と保険契約の失効について

→ 約款第12条 参照

■第2回以後の保険料の払込みには、つぎのとおり猶予期間があります。

①月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日までです。

②年払契約・半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。

・翌々月の月単位の契約応当日がない場合には、翌々月の末日までです。（例えば契約応当日が7月31日の場合には、9月30日までです。）

・契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。（例えば契約応当日が6月30日の場合には、8月31日までです。）

■第2回以後の保険料の払込みがないまま猶予期間を過ぎますと、保険契約は効力を失います。これを「失効」といいます。

〈例〉①月払契約の場合

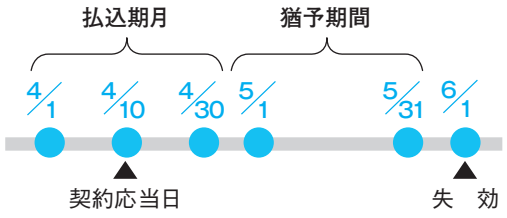

〈例〉②年払契約・半年払契約の場合

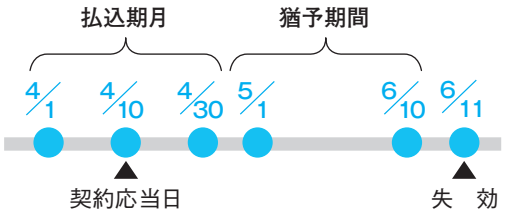

保険契約の復活について

→ 約款第14条 参照

保険料の払込みがなく、猶予期間が過ぎてしまいますと、保険契約の効力がなくなりますが、失効の日からその日を含めて3年以内であれば、保険契約を失効する前の状態に戻すことを請求することができます。これを「復活の請求」といいます。

・復活した保険契約の責任開始日は復活日となり、失効している期間の保障はしません。

・復活日は当社が復活を承諾した場合には、未払込保険料とそれに対する利息の払込みおよび告知（診査）がともに完了した日です。

・特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物（がん）にかかわる保障は、上記復活日からその日を含めて91日目（悪性新生物責任開始日）より開始します。

→ 約款第44条 参照

ご注意ください。

・解約の請求後は、復活の取扱いはしません。

・被保険者の健康状態などにより、復活をお断りする場合があります。

保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合の保険料について

保険料は毎払込期月の契約応当日から、つぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

〈例〉月払契約の場合

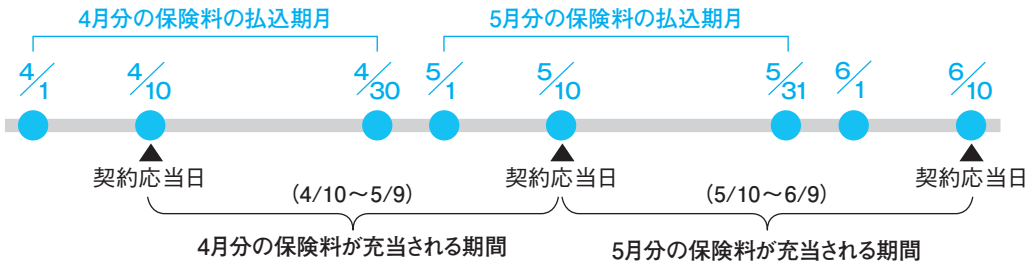

①保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金等のお支払いのときはその未払込みの保険料を保険金等から差し引き、保険料払込免除のときはその未払込みの保険料を払い込んでいただきます。

→ 約款第9条 参照

〈例〉月払契約の場合

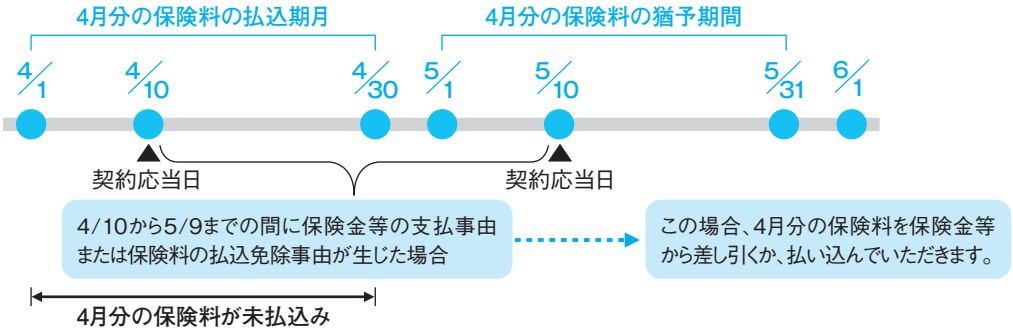

②月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合は、2か月分の保険料を保険金等から差し引くか、払い込んでいただきます。

→ 約款第13条 参照

〈例〉月払契約の場合

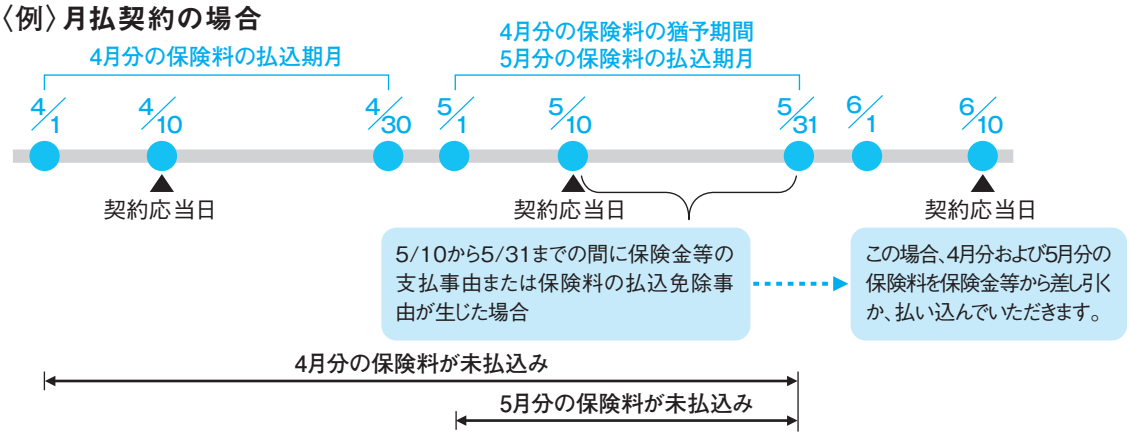

保険金の減額について

→ 約款第18条 参照

■保険料の払込みが困難になったときでも、保険金を減額して、保険料の負担を軽くし、保険契約を有効に継続することができます。

・保障額を減らすことにより、保険料も少なくなります。
・減額後の保険金額が当社の定める限度を下まわる場合は、取扱いできません。
・保険金を減額しても、解約払戻金はありません。

保険金の増額について

→ 約款第19条 参照

■保険期間の途中でも保険金を増額できる場合があります。

・保険金の増額には、被保険者の同意が必要です。
・増額した部分の責任開始日は、増額日となります。
・増額日は、当社が増額を承諾した場合、当社所定の金額の払込みおよび告知（診査）がともに完了した日です。

ご注意ください。
・被保険者の健康状態などにより、増額をお断りする場合があります。
・以下の場合などにも増額できません。
特定疾病保険料払込免除特則が適用されている場合
特別条件付保険特約が付加されている場合
契約日、復活日または増額日から2年未満の場合
保険金額が当社の定める範囲をこえる場合

特約の中途付加について

■保険期間の途中でも特約を付加できる場合があります。

・特約の中途付加には、被保険者の同意が必要です。
・中途付加された特約の責任開始日は、当社が中途付加を承諾した場合、当社所定の金額の払込みおよび告知（診査）がともに完了した日です。

ご注意ください。
・特約を中途付加する時点で当社が取り扱っている特約が適用されますので、将来において取扱いが変更されることや中途付加の取扱いがないこともあります。
・被保険者の健康状態などにより、特約の中途付加をお断りする場合があります。
・特定疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、災害割増特約および傷害特約は中途付加できません。

保険期間の変更について

→ 約款第17条 参照

■保険期間の変更をすることができます。

・保険期間を変更した場合でも払戻金はありません。
・責任準備金に不足が生じた場合は、その不足する金額を払い込んでください。
・保険期間にあわせ、保険料払込期間も同じ期間に変更されます。

■以下の場合は、保険期間を変更できません。

・特別条件付保険特約が付加されている場合
・当社の定める範囲をこえての期間変更
・契約日または更新日から2年未満の場合

年満了の保険契約および特約の自動更新について

■保険期間満了日を迎えた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、同一の保険期間、保険金額、給付金額で更新し保障は継続します。

・保険期間満了日までの保険料が払い込まれ、かつ、更新後の保険料が所定の期間内に払い込まれた場合に限ります。
・更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および更新時の保険料率により計算します。
・更新後の保険期間満了日の翌日の年齢が90歳をこえる場合には、90歳満了に変更して更新します。
・更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款が適用されます。
・特別条件付保険特約が付加されている場合には自動更新は取り扱いません。
・当社が更新前の保険契約での更新を取り扱っていない場合には、他の同様な保障内容の保険契約に更新されるものとします。

■自動更新を希望しない場合には、保険期間満了日の2週間前までに当社に書面でご通知ください。

更新前と異なる保険契約での更新を希望しない場合も同様とします。この場合、保障は継続されません。

■主契約が更新される場合には、特約は主契約とともに更新します。

・更新後の特約の保険期間満了日の翌日の年齢が80歳をこえる場合には、80歳満了に変更して更新します。
・給付金等の給付限度等に関する規定を適用する場合には、更新前と更新後の保険期間を継続されたものとして取り扱います。
・更新時に当社が特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、他の特約に変更して更新します。

更新後の保険料は多くの場合、更新前の保険料よりあがります。
更新後の保険料については、更新前にお送りする
「保険期間満了に伴う自動更新のご案内」にてご確認ください。

更新を希望しない場合は、当社所定の書類での手続きが必要となりますので、お早めに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

死亡保険金受取人の変更について

■死亡保険金受取人の変更について

・保険契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。

・死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へ通知してください。

■遺言による死亡保険金受取人の変更について

・保険契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社へ通知してください。

・死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意ください。

・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡された場合について

■死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

・新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。

・死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合はそれぞれ法定相続割合に応じた金額とします。

〈例〈 受取人であるBさんの死亡後、受取人変更前にAさんが死亡した場合

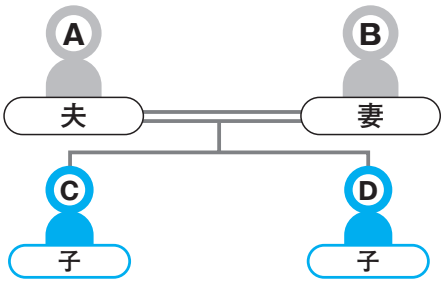

保険契約者・被保険者　Aさん

死亡保険金受取人　Bさん

Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（保険契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合はそれぞれ法定相続割合に応じた金額となります。

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので「カスタマーサービスセンター」へお問い合わせください。

解約と解約払戻金について

■この保険は、解約払戻金をなくすしくみで保険料を計算していますので、解約払戻金はありません。

・主契約を解約した場合、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

※保険期間満了の際の払戻金はありません。

被保険者による保険契約者への解約の請求について

■被保険者と保険契約者が異なる保険契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。

①保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合

②保険金等の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合

③上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

保険契約者以外の者による解除の効力および受取人による保険契約の存続について

■差押債権者、破産管財人等による解約について

・保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

■保険金等の受取人による保険契約の存続について

・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金等の受取人は保険契約を存続させることができます。

①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

②保険契約者でないこと

・保険金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

①保険契約者の同意を得ること

②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと

③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

生命保険と税金

※本冊子作成時現在の税制に基づく一般的な取扱いです。今後変更となる場合があります。
　作成年月は裏表紙をご参照ください。
※より詳しい内容等については最寄りの税務署等にお問い合わせください。

■生命保険料控除について

1月から12月までの正味払込保険料の一定額が、その年の所得から控除され、それに応じて税金が安くなります。

- **生命保険料控除の対象となるご契約**
  この制度は納税する人が保険料を支払い、本人または配偶者、あるいはその他の親族が保険金等の受取人である場合に適用されます。
- **生命保険料控除のお手続き**
  生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」を発行しますので、確定申告または年末調整のために、大切に保管してください。

■保険金等の税制上の取扱い

・保険金等にかかる税金は、保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

【死亡保険金について】
※下表は保険契約者が保険料を負担しているものとします。
※(契)は保険契約者、(被)は被保険者、(受)は受取人をさします。

契約形態	契約例	税の種類
(契)と(被)が同一人の場合	(契)(被)(受) 夫　夫　妻	相続税
	夫　夫　子	
(契)と(受)が同一人で、 (被)が異なる場合	(契)(被)(受) 夫　妻　夫	所得税 (一時所得)
	夫　子　夫	
(契)、(被)、(受)が それぞれ異なる場合	(契)(被)(受) 夫　妻　子	贈与税
	夫　子　妻	

【高度障害保険金等について】

高度障害保険金、災害高度障害保険金、障害給付金およびリビング・ニーズ保険金は、その受取人が被保険者本人のほか、その配偶者、直系血族または生計を一にする親族である場合には、原則として非課税となります。

保険金等の請求について

保険金等の請求は、3年間を過ぎると、請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

管轄裁判所について

保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地、または、その保険金等の受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁）の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

控除証明書が年末調整に間に合わなくてもご安心を!

生命保険料控除証明書は毎年10月下旬頃から、順次保険契約者宛に送付しております。年払・半年払の保険契約で、11月または12月に保険料の振替えがある場合は、年末調整に間に合わないケースがあります。

でも、ご安心ください。このようなケースのために税法上は『翌年1月31日までに生命保険料控除証明書を勤務先に提出することを条件とし、その保険料を控除した年末調整を行ってもよい』となっています。

（所得税基本通達196-1）

MEMO

約款

1. 無配当解約払戻金抑制型定期保険普通保険約款 ——— 3
2. 災害割増特約 ——— 16
3. 傷害特約 ——— 26
4. 年金支払特約 ——— 36
5. リビング・ニーズ特約 ——— 40
6. 指定代理請求特約 ——— 48
7. 特別条件付保険特約等 ——— 51
8. 責任開始に関する特約 ——— 54
9. 中途付加特約 ——— 55
10. 口座振替特約等 ——— 56
11. 別表 ——— 70

1．無配当解約払戻金抑制型定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万一の場合に備えて、一定期間中、ご家族の生活の安定をはかる保険です。なお、この保険契約に解約払戻金はありません。

1　保険金の支払
第１条　死亡保険金、高度障害保険金の支払
第２条　死亡保険金、高度障害保険金の削減支払
第３条　高度障害保険金の支払による保険契約の消滅
第４条　保険金の据置支払
2　保険料の払込の免除
第５条　保険料の払込の免除
第６条　保険料の払込を免除しない場合
3　保険金等の請求、支払時期および支払場所
第７条　保険金等の請求、支払時期および支払場所
4　責任開始
第８条　責任開始
5　保険料の払込
第９条　保険料の払込
第10条　保険料の払込方法（経路）
第11条　保険料の前納
6　猶予期間および保険契約の失効
第12条　猶予期間および保険契約の失効
第13条　猶予期間中に保険事故が発生した場合
7　保険契約の復活
第14条　保険契約の復活
8　保険契約の更新
第15条　保険契約の更新
9　保険契約の内容の変更
第16条　保険料払込方法（回数）の変更
第17条　保険期間の変更
第18条　保険金額の減額
第19条　保険金額の増額
10　保険契約者および死亡保険金受取人
第20条　保険契約者の変更
第21条　保険契約者または死亡保険金受取人の代表者
第22条　保険契約者の住所の変更
第23条　会社への通知による死亡保険金受取人の変更
第24条　遺言による死亡保険金受取人の変更
11　詐欺および不法取得目的
第25条　詐欺による取消
第26条　不法取得目的による無効
12　告知義務
第27条　告知義務
第28条　告知義務違反による解除
第29条　保険契約を解除できない場合
13　重大事由による解除
第30条　重大事由による解除
14　解約
第31条　解約
15　払戻金
第32条　払戻金
16　契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
第33条　契約年齢の計算
第34条　契約年齢または性別の誤りの処理
17　契約者配当
第35条　契約者配当
18　時効
第36条　時効
19　契約内容の登録
第37条　契約内容の登録
20　管轄裁判所
第38条　管轄裁判所
21　他の個人保険加入の取扱
第39条　他の個人保険加入の取扱
22　保険金等の代理請求
第40条　保険金等の代理請求
23　保険契約者以外の者による解約の効力等
第41条　保険契約者以外の者による解約の効力等
24　特定疾病保険料払込免除特則
第42条　特定疾病保険料払込免除特則の取扱
第43条　特定疾病による保険料の払込の免除
第44条　悪性新生物責任開始日
第45条　悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱

1　保険金の支払

第１条（死亡保険金、高度障害保険金の支払）

この保険契約の死亡保険金、高度障害保険金の支払は、つぎのとおりです。

名称		支払事由	支払額	受取人	死亡保険金、高度障害保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
保険金	⑴死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者がつぎのいずれかにより死亡したとき Ⅰ）責任開始（復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始とし、保険金額の増額が行なわれた場合の保険契約の増額分については保険金額の増額の際の責任開始とします。以下、同じとします。）の日からその日を含めて３年以内の被保険者の自殺 Ⅱ）保険契約者の故意 Ⅲ）死亡保険金受取人の故意
	⑵高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として保険期間中（第15条の規定による更新が行なわれる場合には、つぎの保険期間を含みます。）に高度障害状態（別表３）に該当したとき。 この場合、責任開始時前にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害または疾病（責任開始時前にすでにあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表３）に該当したときを含みます。		被保険者	被保険者がつぎのいずれかにより高度障害状態（別表３）に該当したとき Ⅰ）保険契約者の故意 Ⅱ）被保険者の故意

2　死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。

3　死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

4　保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合には、保険期間満了後も引続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに、会社は、保険期間満了日に高度障害状態（別表３）に該当したものとして、高度障害保険金を支払います。

5　保険契約者が法人で、かつ保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第１項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。

6　前項に定める場合を除き、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

7　死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金（会社の定めるところによって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下、同じとします。）を保険契約者に支払います。

8　死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

9　前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

10　第８項および前項により死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合は、その受取割合はそれぞれの法定相続割合とします。

11　つぎの第１号または第２号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、会社は、保険契約者に支払います。第３号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金その他の払戻金の支払はありません。

⑴　責任開始の日からその日を含めて３年以内に被保険者が自殺したとき

⑵　死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

⑶　保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

12　被保険者が、責任開始時前に生じた傷害または疾病を原因として、責任開始時以後の保険期間中（第15条の規定による更新が行なわれる場合には、つぎの保険期間を含みます。）に高度障害状態（別表３）に該当したときは、つぎに定めるところによります。

⑴　保険契約の締結の際（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とし、保険金額の増額が行なわれた際の増額分についてはその際とします。）に、会社が、告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
⑵　その傷害または疾病について、責任開始時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第２条（死亡保険金、高度障害保険金の削減支払）
前条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡しまたは高度障害状態（別表３）に該当した場合で、その原因により死亡しまたは高度障害状態（別表３）に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下まわることはありません。

第３条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）
高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表３）に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

第４条（保険金の据置支払）
保険契約者は保険金の支払事由発生前、保険金の受取人は保険金の支払事由発生後、保険金の据置支払を請求することができます。
２　据置期間は、会社所定の期間を限度とし、据置期間中は、会社所定の利率による利息をつけるものとします。

２　保険料の払込の免除
第５条（保険料の払込の免除）
被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表４）に該当したとき（責任開始時前にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表４）に該当したときを含みます。）は、会社は、将来の保険料の払込を免除します。
２　前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第９条（保険料の払込）第１項に定めるそれぞれの応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
３　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第16条（保険料払込方法（回数）の変更）、第17条（保険期間の変更）、第18条（保険金額の減額）、第19条（保険金額の増額）および第39条（他の個人保険加入の取扱）の規定は適用しません。
４　保険料の払込を免除したときは、保険証券に裏書します。
５　保険金額の増額が行なわれた場合において、第19条第５項に定める責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、この保険契約の保険料の払込が免除される場合、その増額分にかかわる保険料の払込免除は行なわないものとします。
６　責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害の取扱については、第１条（死亡保険金、高度障害保険金の支払）第12項の規定を準用します。

第６条（保険料の払込を免除しない場合）
被保険者がつぎの各号のいずれかにより前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
⑴　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
⑵　被保険者の犯罪行為によるとき
⑶　被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故によるとき
⑷　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
⑸　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
⑹　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
２　被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表４）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態（別表４）に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。
⑴　地震、噴火または津波によるとき
⑵　戦争その他の変乱によるとき

３　保険金等の請求、支払時期および支払場所
第７条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）
保険金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人もしくは被保険者は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2　支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表１）を提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
3　官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第１号または第２号いずれかおよび第３号の書類も必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。
⑴　被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
⑵　被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
⑶　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4　保険金は、第２項および第３項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に会社の本社で支払います。
5　保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、この場合、会社は保険金を請求した者に通知します。
⑴　保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者の死亡または第１条（死亡保険金、高度障害保険金の支払）第１項第２号所定の障害状態に該当する事実の有無
⑵　保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
　保険金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　前２号に定める事項、第30条（重大事由による解除）第１項第３号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
6　前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。この場合、会社は保険金を請求した者に通知します。
⑴　前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　180日
⑵　前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　180日
⑶　前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180日
⑷　前項各号に定める事項についての日本国外における調査　180日
7　前２項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
8　第４項から前項の規定は保険料の払込の免除の請求について準用します。

4　責任開始
第８条（責任開始）
会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
⑴　保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合
　第１回保険料を受け取った時
⑵　第１回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
　第１回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
2　前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間はその日を含めて計算します。
3　会社が保険契約の申込を承諾したとき（第１項第１号のときは第１回保険料を受け取ったとき）には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日および支払事由を記載せず、第２項の契約日および保険契約の種類を記載します。

５　保険料の払込

第９条（保険料の払込）

第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））第１項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

⑴　払込方法（回数）が月払契約の場合
　　契約日の月ごとの応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）の属する月の初日から末日まで

⑵　払込方法（回数）が年払契約または半年払契約の場合
　　契約日の１年目ごとの応当日（以下、「契約応当日」といいます。）または契約日の半年目ごとの応当日（以下、「半年ごと応当日」といいます。）の属する月の初日から末日まで

２　前項で払い込むべき保険料は、それぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

３　第１項の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

４　第１項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。

５　第１項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

６　前項の場合、未払込保険料の払込については、第13条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第２項の規定を準用します。

７　払込方法（回数）が年払契約または半年払契約の場合で、保険料払込期間中に保険料の払込を要しなくなる事由が生じたときは、その事由が生じた日の翌日から当該保険料期間の満了までの期間（以下、「未経過期間」といいます。）に応じて所定の金額（以下、「保険料未経過金」といいます。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金の支払事由発生のときまでに保険契約者から特に申出があった場合を除き、その保険金の受取人に払い戻します。

８　保険料未経過金は、未経過期間の月数に応じて会社の定める方法により計算した金額とします。

９　保険料未経過金の払戻については、第７条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

10　つぎの場合には、保険料未経過金の払戻はありません。

⑴　未経過期間が１か月に満たない場合

⑵　この保険契約の保険料の払込が免除されている場合

⑶　保険料の払込を要しなくなる事由が生じた日の属する保険料期間に対応する保険料が払い込まれていない場合

⑷　詐欺による取消または不法取得目的による無効により保険契約が消滅した場合

11　減額の場合には、減額部分について第７項から前項までの規定を適用します。

第10条（保険料の払込方法（経路））

保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　口座振替扱
　　会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法

⑵　金融機関等への振込扱
　　金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法

⑶　クレジットカード扱
　　会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

⑷　団体扱・特別団体扱・集団扱・特別集団扱
　　所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約、特別団体取扱契約、集団取扱契約または特別集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）

２　保険契約者は、第１項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。

３　前２項に定める保険料払込方法（経路）の選択および変更については、会社の定める条件を満たすことを要するものとします。

４　その保険契約が会社の定める条件を満たさなくなったときは、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を他の保険料払込方法（経路）に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法（経路）の変更を行なうまでの間は、その保険料については会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

５　第１項各号のいずれによっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。

第11条（保険料の前納）

保険契約者は、会社の定める方法により将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には会社所定の利率で割り引きます。

２　前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、保険料の払込方法（回数）に応じそれぞれ保険料払込期間の契約応当日、半年ごと応当日または月ごと応当日ごとに保険料の払込に充

当します。
3　保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金の支払事由発生のときまでに保険契約者から特に申出があった場合を除き、その保険金の受取人に払い戻します。

6　猶予期間および保険契約の失効

第12条（猶予期間および保険契約の失効）

第２回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

⑴　月払契約の場合
　払込期月の翌月初日から末日まで

⑵　年払契約または半年払契約の場合
　払込期月の翌月初日から翌々月の月ごと応当日まで（契約応当日または半年ごと応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで）

2　猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

第13条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を保険金から差し引きます。

2　猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込の免除をしません。

7　保険契約の復活

第14条（保険契約の復活）

保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて３年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

2　保険契約者が本条の復活を請求するときは必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。

3　会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料とこれに対する年６％の利率により複利で計算した利息を払い込んで下さい。

4　第８条（責任開始）の規定は、本条の場合に準用します。この場合第８条第２項の「契約日」は「復活日」と読み替え、会社は、新たに保険証券を発行しません。

5　保険契約者が解約を請求した保険契約については、会社は、復活の取扱をしません。

8　保険契約の更新

第15条（保険契約の更新）

保険契約者が保険期間満了日の２週間前までに特に反対の意思を会社に通知しない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日に同額の保険金額で更新されます。なお、本項の取扱は、保険期間満了日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。ただし、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。

2　更新された保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢により計算します。

3　更新された保険契約の第１回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んで下さい。この場合、第12条（猶予期間および保険契約の失効）第１項および第13条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。

4　前項の保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、保険契約の更新はなかったものとします。

5　保険契約が更新された際、第32条（払戻金）第２項において、「保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数」とあるのは、「更新後の保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数」と読み替えます。

6　本条の場合には第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）の規定を準用します。

7　更新後の保険契約には更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。

8　保険契約が更新された場合には、会社は、新たに保険証券を発行しません。

9　第１項ただし書きによりこの保険契約が更新されないときは、保険契約者から別段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の同様な保障内容の保険契約に更新します。

10　つぎの場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。

⑴　契約日から更新後の保険期間満了日までの期間が会社所定の範囲をこえる場合

⑵　更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえる場合

⑶　保険契約の保険期間が歳満期の場合

9　保険契約の内容の変更

第16条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。ただし、年払または半年払に変更する場合は、つぎに定めるときから変更するものとします。

⑴　年払に変更する場合は契約応当日

⑵　半年払に変更する場合は半年ごと応当日または契約応当日
2　保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。
3　本条の変更は、会社が定める条件を満たすことを要するものとします。

第17条（保険期間の変更）
保険契約者は、会社の承諾を得て、保険契約の保険期間を変更することができます。
2　保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。
3　会社が本条の変更を承諾したときは、つぎの保険料期間からの保険料を改めます。
4　保険期間の変更に際しては、以下のとおりとします。
⑴　保険契約者に払い戻す金額はありません。
⑵　責任準備金に不足が生じる場合はその不足する金額を払い込んで下さい。
5　本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
6　本条の変更を行なったときは、保険証券に裏書します。
7　つぎの場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
⑴　変更後の保険期間が会社の定める範囲外となる場合
⑵　付加している特約に特別条件がついている場合
8　保険期間が変更された場合、保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されます。

第18条（保険金額の減額）
保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。
2　保険契約者が前項の減額の請求をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。
3　会社が本条の減額を承認したときは、将来の保険料を改めます。
4　本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
5　本条の減額を行なったときは、保険証券に裏書します。
6　減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、会社は、本条の減額を取り扱いません。
7　保険金額の減額分に対応する解約払戻金はありません。

第19条（保険金額の増額）
保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険金額の増額をすることができます。
2　保険契約者が本条の増額を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。
3　保険契約者は前項の請求の際に、会社所定の金額を払い込んで下さい。
4　本条の増額が行なわれた場合には、将来の保険料を改めます。
5　第８条（責任開始）の規定は本条の場合に準用します。この場合、第８条第２項の「契約日」は「増額日」と読み替えます。
6　本条の増額を行なったときは、保険証券に裏書します。
7　つぎの場合には、会社は、本条の増額を取り扱いません。
⑴　増額後の保険金額が会社の定める限度をこえる場合
⑵　契約日または最後の復活もしくは増額の日からその日を含めて２年未満の場合

10　保険契約者および死亡保険金受取人
第20条（保険契約者の変更）
保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2　保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。
3　本条の変更を行なったときは、保険証券に裏書します。

第21条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）
保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が２人以上あるときは、各代表者１人を定めて下さい。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
2　前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3　保険契約者が２人以上ある場合には、その責任は、連帯とします。

第22条（保険契約者の住所の変更）
保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに会社に通知して下さい。
2　保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所または通信先あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第23条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）
保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2　前項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
3　第１項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第24条（遺言による死亡保険金受取人の変更）
前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2　前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3　前２項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4　前項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

11　詐欺および不法取得目的
第25条（詐欺による取消）
保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれたときは、会社は、保険契約を取り消す（保険金額の増額の際の詐欺の場合には増額分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第26条（不法取得目的による無効）
保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または保険金額の増額を行なったときは、保険契約は無効（保険金額の増額の場合には増額分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

12　告知義務
第27条（告知義務）
保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第28条（告知義務違反による解除）
保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除（保険金額の増額の際の告知義務違反の場合には、増額分を解除。以下、同じとします。）することができます。
2　死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3　前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4　保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
5　本条の規定により保険契約が解除された場合には、払戻金の支払はありません。

第29条（保険契約を解除できない場合）
会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
⑴　会社が保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれた際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
⑵　会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第27条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月を経過したとき
⑸　責任開始（復活または保険金額の増額の場合には、最後の復活または保険金額の増額の際の責任開始）の日からその日を含めて２年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じなかったとき
2　第１項第２号および第３号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者また

は被保険者が、第27条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

13　重大事由による解除

第30条（重大事由による解除）

会社は、つぎのいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

⑵　この保険契約の保険金の請求に関し、その保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

⑶　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑷　この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第１号から前号までと同等の重大な事由がある場合

２　保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。

⑴　前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本号について同じとします。）を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金を支払っていたときでも、会社は、その返還を請求します。

⑵　前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。また、すでにその保険料の払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときでも、会社は、その保険料の払込を求めることができます。

３　本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。

４　本条の規定により保険契約が解除された場合には、払戻金の支払はありません。

５　前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第２項第１号の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用します。

14　解約

第31条（解約）

保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

２　保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。

15　払戻金

第32条（払戻金）

この保険契約については、解約払戻金はありません。

２　この保険契約についての責任準備金は、保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により計算します。

３　本条の払戻金の支払時期および支払場所については、第７条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

16　契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第33条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。

第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効として既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込んだ保険料との差額について会社の定める方法により処理し、その後の保険料

を改めます。
2　保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込んだ保険料との差額について会社の定める方法により処理し、その後の保険料を改めます。

17　契約者配当
第35条（契約者配当）
この保険契約については、契約者配当はありません。

18　時効
第36条（時効）
保険金、責任準備金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年間請求がない場合には消滅します。

19　契約内容の登録
第37条（契約内容の登録）
会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
⑵　死亡保険金の金額
⑶　契約日（復活または増額が行なわれた場合は、最後の復活または増額の日とします。以下、第２項において同じとします。）
⑷　当会社名
2　前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金（収入保障年金を含みます。以下、本条において同じとします。）のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額（収入保障保険および収入保障特約の基本年金額の増額を含みます。以下、本条において同じとします。）または特約の中途付加（特約を保険契約の更新時に付加する場合を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込を含みます。）を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。以下、本条において同じとします。）の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9　第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

20　管轄裁判所
第38条（管轄裁判所）
この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。
2　この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

21　他の個人保険加入の取扱

第39条（他の個人保険加入の取扱）

保険契約者は、この保険契約（以下、「原契約」といいます。）の解約または減額（以下、「解約等」といいます。）の際に、原契約の被保険者の同意を得て、医師の診査および書面による告知を省略し、原契約の被保険者を被保険者とする他の個人保険（以下、「後契約」といいます。）への加入の申出をすることができます。この場合、原契約の保険契約者は原契約の被保険者または原契約の被保険者の同意を得た他の者を後契約の保険契約者に指定することもできます。

2　前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の取扱はしません。

⑴　原契約の契約日（保険契約の復活が行なわれた場合は、最後の復活日）より解約等までの有効継続期間が２年に満たない場合

⑵　原契約の解約等の日から原契約の保険期間満了日（原契約が「保険契約の更新」の規定により更新が可能であった場合は、更新が行なわれたとした場合の更新後の保険期間満了日とします。）までの期間が２年に満たない場合

⑶　すでに保険料の払込の免除事由が生じている場合

⑷　原契約に特別条件付保険特約または特定障害不担保特約が付加されている場合

⑸　被保険者の年齢が会社の定める年齢をこえている場合

⑹　保険契約が失効している場合（第１項の申出後に失効した場合を含みます。）

3　後契約は、第１回保険料相当額をそえて、原契約の解約等による保障の消滅の日の翌日からその日を起算日として１か月以内に申し込むものとします。後契約の申込がこの期間中になされなかった場合は、本条の取扱はしません。

4　後契約の保険種類は会社の定める範囲内とします。

5　後契約の普通死亡保険金額は、原契約の解約等による消滅した保障額（普通死亡保険金額とします。）を限度とします。ただし、解約等の日が原契約の増額より２年を経過する前である場合は、その増額分に相当する金額（増額部分の解約等の時点での普通死亡保険金額とします。）を差し引いた金額を限度とします。

6　原契約（保険期間満了日までの保険料が払い込まれた契約に限ります。）が「保険契約の更新」の規定により保障継続期間２年以上の更新が可能である場合には、本条の規定を準用し、原契約の更新に替えて、他の個人保険への加入を取り扱います。この場合、保険契約者は、原契約については更新を行なわない旨の通知をするものとし、第１項ないし第５項までの規定中、「解約または減額」および「解約等」とあるのは「保険期間満了」と読み替えて適用します。

22　保険金等の代理請求

第40条（保険金等の代理請求）

この保険契約および付加された特約に定める保険金等(保険金、給付金を含み、名称の如何を問いません。以下、本条において「保険金等」といいます。）の受取人が被保険者の場合で、被保険者が保険金等を請求できない特別な理由があるときは、つぎの者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

⑴　請求時において、保険金等の受取人と同居しまたは保険金等の受取人と生計を一にする保険金等の受取人の請求時の戸籍上の配偶者

⑵　前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、つぎのいずれかに該当する者

①保険金等の受取人と同居している３親等以内の親族

②保険金等の受取人と生計を一にしている３親等以内の親族

2　前項の規定により、会社が保険金等を代理請求人に支払った場合には、その後、その保険金等について重複して支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

3　本条の取扱を行なう場合には、第28条（告知義務違反による解除）および第30条（重大事由による解除）の適用に際しては、代理請求人を保険金等の受取人と同様に取り扱います。

23　保険契約者以外の者による解約の効力等

第41条（保険契約者以外の者による解約の効力等）

保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、債権者等といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

2　前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

⑴　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

⑵　保険契約者でないこと

3　前項の通知をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。

4　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者

等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

24　特定疾病保険料払込免除特則

第42条（特定疾病保険料払込免除特則の取扱）

特定疾病保険料払込免除特則（以下、本条から第45条において「この特則」といいます。）の取扱については、本条から第45条に定めるところによります。

2　この特則は、この保険契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾した場合に適用します。

3　この特則を適用した場合には、この保険契約およびこの保険契約に付加された特約には、この特則を適用した場合の保険料率を適用します。

4　この特則の適用後は、この特則を取り消すことはできません。

5　この特則を適用した場合には、保険金額の増額（この保険契約に付加された特約を含みます。）は取り扱いません。

6　この特則を適用した場合には、災害割増特約および傷害特約の中途付加を取り扱いません。

第43条（特定疾病による保険料の払込の免除）

第５条（保険料の払込の免除）第１項に規定するほか、被保険者が、つぎの事由に該当したときは、会社は、将来の保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由
つぎの⑴または⑵のいずれかに該当したとき ⑴　被保険者が第44条に規定する悪性新生物責任開始日（復活が行なわれた場合は最後の復活の際の悪性新生物責任開始日とします。以下、同じとします。）前に悪性新生物（別表８）と診断確定されたことがなく、悪性新生物責任開始日以後の保険料払込期間中に、初めて悪性新生物（別表８）に罹患したと診断確定されたとき ⑵　被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険料払込期間中に、つぎのいずれかの状態に該当したとき ①　急性心筋梗塞（別表８）を発病し、その疾病によって初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②　脳卒中（別表８）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

2　責任開始時前に生じた疾病を原因として、責任開始時以後の保険料払込期間中に前項第２号①または②の状態に該当した場合の取扱については、第１条（死亡保険金、高度障害保険金の支払）第12項の規定を準用します。

3　悪性新生物の診断確定は日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます。）によってなされることを要します。

4　悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じとします。）によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われていない場合であっても、細胞学的所見、理学的所見（X 線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見その他の所見による診断確定も悪性新生物の診断確定と認めることがあります。また、病理組織学的検査が行われた場合であっても、それより前の時点で細胞学的所見、理学的所見（X 線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見その他の所見による診断確定があるときは、その時点で診断確定があったものと認めることがあります。

5　前項で定まる診断確定の根拠となった検査（検査が複数のときは、診断確定の判断に至った際の検査）の実施日をもって、悪性新生物と診断確定されたものとみなします。

第44条（悪性新生物責任開始日）

悪性新生物罹患の診断確定による保険料の払込の免除については、会社は、悪性新生物責任開始日から保険契約上の責任を負うものとし、悪性新生物責任開始日はつぎのとおりとします。

⑴　保険契約の締結に際しては、第８条に規定する責任開始日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

⑵　復活が行なわれた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第45条（悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱）

被保険者が、悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表８）と診断確定された場合は、つぎの各号により取り扱います。

⑴　保険契約締結の際の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表８）と診断確定された場合で、その診断確定の日（この場合、第43条第５項に定める悪性新生物と診断確定されたとみなされる検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて６か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特則を無効とし、すでに払い込まれた保険料のうち、この特則部分にかかわる保険料相当分を保険契約者に払い戻します。

⑵　保険契約復活の際の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表８）と診断確定された場合で、その診断確定の日（この場合、第43条第５項に定める悪性新生物と診断確定されたとみなされる検査の実施日で

はなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて６か月以内に保険契約者から申出（保険料払込期間満了前の申出に限ります。）があったときは、この特則部分の復活を無効とし、復活の際に払い込んだ未払込保険料とその利息および復活以後払い込まれた保険料のうち、この特則部分にかかわる金額を保険契約者に払い戻します。この場合、この特則部分は復活前に取り消されたものとして取り扱います。

2　前項の規定にかかわらず、第28条（告知義務違反による解除）または第30条（重大事由による解除）の規定によって、保険契約が解除される場合は、本条の取扱は行ないません。

3　本条の規定によりこの特則が無効となる場合は、この保険契約の保険料未経過金のうち、この特則部分にかかわる保険料未経過金の払戻はありません。

2．災害割増特約

この特約の趣旨

⑴　この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者である本人または本人とそのご家族が、不慮の事故により死亡しまたは高度障害状態になった場合に、所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

⑵　保険契約者は、この特約の締結の際、つぎの各号のいずれかの型を選択することができ、また家族構成の変化に応じていつでも自由に変更することができます。

（Ⅰ）本人型
（Ⅱ）本人・配偶者型
（Ⅲ）本人・子型
（Ⅳ）本人・配偶者・子型

1　この特約の給付に関する規定
第１条　災害保険金の支払
第２条　災害保険金の削減支払
第３条　特約の保険料の払込の免除
2　この特約の取扱に関する規定
第４条　災害保険金の請求、支払時期および支払場所
第５条　特約の締結
第６条　特約の型および被保険者の範囲
第７条　配偶者または子の災害保険金額
第８条　主たる被保険者が死亡した場合または主約款に定める主たる被保険者の高度障害保険金もしくは高度障害年金が支払われた場合
第９条　特約の責任開始
第10条　特約の保険料の払込
第11条　猶予期間中に保険事故が発生した場合
第12条　特約の失効
第13条　特約保険料の自動振替貸付
第14条　特約の復活
第15条　災害保険金額の減額
第16条　特約の復旧
第17条　災害保険金額の増額
第18条　特約の型の変更
第19条　詐欺による取消
第20条　不法取得目的による無効
第21条　告知義務
第22条　重大事由による解除
第23条　特約の消滅
第24条　特約の解約
第25条　特約の払戻金
第26条　特約の契約者配当
第27条　契約内容の登録
第28条　管轄裁判所
第29条　主約款の規定の準用
第30条　主契約が総合医療保険（2000）契約または年齢群団定期保険契約の場合の特則
第31条　主契約が終身保険契約の場合の特則
第32条　主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合の取扱
第33条　特約の無選択締結の申出
第34条　特約の更新
第35条　解約払戻金抑制型保険に付加した場合の特則

この特約の締結の際に選択できる特約の型は本人型のみとします。また、第18条（特約の型の変更）の規定にかかわらず、この特約の型の変更は取り扱いません。

1　この特約の給付に関する規定

第１条（災害保険金の支払）

この特約の災害保険金の支払は、つぎのとおりです。

名称		支払事由	支払額	受取人	災害死亡保険金、災害高度障害保険金を支払わない場合
災害保険金	⑴災害死亡保険金	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき ①責任開始（復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始とし、復旧が行なわれた場合の特約の復旧分については復旧の際の責任開始とし、災害保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については増額の際の責任開始とします。以下、本条において同じとします。）時以後に発生した不慮の事故（別表２）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。） ②責任開始時以後に発病した別表５に定める感染症	その被保険者の災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人（ただし、その被保険者が主たる被保険者の配偶者または子であるときは主たる被保険者）	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき Ⅰ）その被保険者、主たる被保険者または保険契約者の故意または重大な過失 Ⅱ）災害死亡保険金については、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 Ⅲ）その被保険者の犯罪行為 Ⅳ）その被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故 Ⅴ）その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 Ⅵ）その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 Ⅶ）その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	⑵災害高度障害保険金	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者がこの保険期間中に高度障害状態（別表３）に該当したとき この場合、責任開始時前にすでにあった障害状態に責任開始時以後の原因による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表３）に該当したときを含みます。 ①責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害（ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表３）に該当した場合に限ります。） ②責任開始時以後に発病した別表５に定める感染症	その被保険者の災害保険金額	主たる被保険者	

２　主契約の死亡保険金の受取人が２人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。

３　災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の支払請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は、災害死亡保険金を支払いません。

４　災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

５　保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、災害高度障害保険金の支払事由に該当しない場合には、保険期間満了後も引続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（障害状態の直接の原因となった不慮の事故が発生した日からその日を含め180日以内であることを要します。）に、会社は、保険期間満了日に高度障害状態（別表３）に該当したものとして、災害高度障害保険金を支払います。

６　保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の高度障害保険金の受取人である場合には、第１項の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。

７　前項に定める場合を除き、災害死亡保険金の受取人および災害高度障害保険金の受取人を、第１項に定める受取人以外の者に変更することはできません。

８　災害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の受取人に支払い、支払わない部分のこの特約の責任準備金（会社の定めるところによって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下、同じとします。）があるときはこれを保険契約者に支払います。

９　主契約が収入保障保険の場合には、本条において「死亡保険金受取人」とあるのは「収入保障年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのは「主契約の収入保障年金」と、「主契約の高度障害保険金」とあるのは「主契約の高度障害年金」とそれぞれ読み替えて適用します。

10　責任開始時前に生じた不慮の事故（別表２）または感染症（別表５）（以下、本項において「事故等」といいます。）を直接の原因として責任開始時以後のこの特約の保険期間中に死亡しまたは高度障害状態（別表３）に該当したときは、つぎに定めるところによります。

⑴　この特約の締結の際（復活または復旧が行なわれた場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更が行なわれた際の増額分または新たに被保険者として加えられた部分についてはその際とします。）に、会社が、告知等により知っていたその事故等に関する事実にもとづいて承諾した場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、事実の一部が

告知されなかったことにより、その事故等に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

⑵　その事故等について、責任開始時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故等による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第２条（災害保険金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより死亡しまたは高度障害状態（別表３）に該当した場合で、その原因により死亡しまたは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を削減して支払うかまたはこれらの保険金を支払わないことがあります。

⑴　地震、噴火または津波によるとき

⑵　戦争その他の変乱によるとき

第３条（特約の保険料の払込の免除）

主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、この特約の将来の保険料の払込を免除します。

２　主契約の保険料払込期間が満了した後は、主たる被保険者について主契約の保険料の払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込の免除の取扱をします。

３　第１項の規定にかかわらず、この特約の災害保険金額を増額した場合は、責任開始（第17条（災害保険金額の増額）第３項に定める責任開始とします。以下、本条において同じとします。）時前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、主契約の保険料の払込が免除された場合でも、この特約の災害保険金額のその増額分にかかわる保険料の払込免除は行ないません。

４　前３項のほか、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

５　保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合は、本条の規定は適用しません。

６　責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害の取扱については、第１条（災害保険金の支払）第10項の規定を準用します。

２　この特約の取扱に関する規定

第４条（災害保険金の請求、支払時期および支払場所）

災害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた災害保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

２　支払事由が生じた災害保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表１）を提出して災害死亡保険金、災害高度障害保険金を請求して下さい。

３　官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および災害保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、災害保険金請求の際、第１号または第２号いずれかおよび第３号の書類も必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

⑴　被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

⑵　被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

⑶　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

４　主約款に定める給付金等、保険金等または年金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による災害保険金の支払の場合に準用します。

第５条（特約の締結）

この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出により、会社が定める主契約に付加して締結します。

２　この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約を付加するときに会社所定の範囲内で定めるものとします。

第６条（特約の型および被保険者の範囲）

保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの型を指定するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者型	主たる被保険者　配偶者
本人・子型	主たる被保険者　子
本人・配偶者・子型	主たる被保険者　配偶者　子

この特約の主たる被保険者は、主契約の被保険者と同一人とします。ただし、主契約の被保険者が複数のときは、主契約の主たる被保険者とします。

配偶者とは主たる被保険者と同一の戸籍にその配偶者として記載されている者をいい、子とは主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者をいいます。

２　この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合

⑴　この特約締結後に配偶者となった者または縁組等により子となった者については、配偶者または子として戸籍法上の届出を行なった時から

⑵　特約締結後に出生した子については出生した時から

会社は、この特約上の責任を負います。本項の規定により新たに被保険者となった者があるときは、保険契約者は被保険者の同意を得た上で遅滞なく会社に通知してください。

３　この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合

⑴　離婚、婚姻の取消、離縁または縁組の取消等により配偶者または子でなくなった者についてはその旨の戸籍法上の届出を行なった時から

⑵　満20歳になった子については満20歳になった日から

この特約の被保険者でなくなります。

第７条（配偶者または子の災害保険金額）

この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合、配偶者または子の災害保険金額は主たる被保険者の災害保険金額につぎの割合を乗じて得られる金額とします。

⑴　配偶者　60％

⑵　子　　60％

２　配偶者または子の災害保険金額は、主たる被保険者の災害保険金額が減額または増額された場合には、同時に同じ割合で減額または増額されます。

第８条（主たる被保険者が死亡した場合または主約款に定める主たる被保険者の高度障害保険金もしくは高度障害年金が支払われた場合）

主たる被保険者が死亡した場合または主約款に定める主たる被保険者の高度障害保険金もしくは高度障害年金が支払われた場合には、死亡しまたは主約款に定める高度障害状態（別表３）に該当した時にこの特約は消滅します。

第９条（特約の責任開始）

この特約の責任開始は、主契約の責任開始と同一とします。

第10条（特約の保険料の払込）

この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料前納の場合も同様とします。

２　前項の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料の払込方法（回数）に応じてそれぞれの応当日以後その月の末日までにこの特約による災害保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を災害保険金から差し引きます。

３　この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納して下さい。

４　前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとみなします。

５　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間（以下、「猶予期間」といいます。）満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第11条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

猶予期間中にこの特約による災害保険金の支払事由が生じた場合には、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を災害保険金から差し引きます。

第12条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第13条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

第14条（特約の復活）

主契約の復活の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2　会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第15条（災害保険金額の減額）

保険契約者は、主たる被保険者の災害保険金額の減額を請求することができます。

2　保険契約者が、前項の減額を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。

3　第１項の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。

4　減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、会社は、第１項の減額を取り扱いません。

5　主契約が減額され、または定期保険特約、養老保険特約、逓増定期保険特約、初期低解約払戻金型逓増定期保険特約もしくは逓増終身保険特約が減額されもしくは消滅し、この特約の災害保険金額が会社の定める限度をこえる場合には、会社の定める限度まで減額されるものとします。

6　会社が本条の減額を承認したときは、減額分は解約されたものとし将来の保険料を改めます。

7　本条の減額を行なったときは、保険証券に裏書します。

第16条（特約の復旧）

前条第１項の規定によって減額されたこの特約について、元の災害保険金額への復旧は取り扱いません。

2　減額された主契約について、元の疾病入院給付金日額、保険金額または年金額への復旧の請求の際に、別段の申出がないときは、前条第５項の規定によって減額したこの特約についても同時に元の災害保険金額への復旧の請求があったものとします。

3　延長保険または払済保険に変更された主契約について、元の保険契約への復旧の請求の際に、別段の申出がないときは、第23条第１項第１号の規定によって消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

4　会社が前２項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、保険契約者は、会社所定の金額を払い込んで下さい。

第17条（災害保険金額の増額）

保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て主たる被保険者の災害保険金額を増額することができます。

2　保険契約者が、本条の増額を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。

3　会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は、会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）から増額分に対するこの特約上の責任を負います。

4　本条の増額が行なわれた場合には、将来の保険料を改めます。

5　本条の増額を行なったときは、保険証券に裏書します。

6　つぎの場合には、会社は、本条の増額を取り扱いません。

⑴　増額後の主たる被保険者の災害保険金額が会社の定める限度をこえる場合

⑵　すでにこの特約の保険料の払込の免除事由が発生している場合

⑶　契約日または最後の復活日、復旧日もしくは増額日からその日を含めて２年（更新後の保険期間を含みます。）未満の場合

⑷　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間経過後の場合

第18条（特約の型の変更）

保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第３項第２号の変更の場合には、新たに被保険者となる者が同意することを要します。

2　保険契約者が本条の変更を請求するときは必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。

3　本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じます。

⑴「本人・配偶者型」、「本人・子型」もしくは「本人・配偶者・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

　承諾日

⑵　前号以外の変更の場合

　会社が会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）

4　本条の変更が行なわれた場合には、将来の保険料を改めます。

5　第３項第２号の変更の場合、変更時に新たに被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

6　第３項第１号の変更または「本人・配偶者型」と「本人・子型」の相互変更の場合、変更により被保険者から

除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、被保険者から除かれる配偶者または子についての解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
7　本条の変更を行なったときは、保険証券に裏書します。
8　この特約の保険料の払込が免除される場合には、保険料の払込の免除事由発生以後本条の変更はできません。
9　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間経過後の場合は、第３項第２号の場合の変更はできません。

第19条（詐欺による取消）
保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人の詐欺によりこの特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更が行なわれたときは、会社は、これを取り消す（復旧・災害保険金額の増額または特約の型の変更の場合には、増額分または新たに被保険者として加えられた部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第20条（不法取得目的による無効）
この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際の不法取得目的による無効（復旧・災害保険金額の増額または特約の型の変更の場合には、増額分または新たに被保険者として加えられた部分を無効）については、主約款の不法取得目的による無効に関する規定を準用します。

第21条（告知義務）
この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。
2　保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除（復旧・災害保険金額の増額または特約の型の変更の場合には、増額分または新たに被保険者として加えられた部分を解除。以下、同じとします。）することができます。
3　災害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、災害保険金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、すでに災害保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
4　前項の規定にかかわらず、災害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその災害保険金の受取人が証明したときは、災害保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
5　この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または災害保険金の受取人に解除の通知をします。
6　第２項から前項までの規定によりこの特約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
7　会社は、つぎのいずれかの場合には、第２項から前項までの規定によるこの特約の解除をすることができません。
⑴　会社が、この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
⑵　会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第１項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月を経過したとき
⑸　責任開始（復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更が行なわれた場合には、最後の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際の責任開始）の日からその日を含めて２年以内に災害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じなかったとき
8　前項第２号および第３号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第１項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第22条（重大事由による解除）
会社は、つぎのいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
⑴　保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人がこの特約の災害保険金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みま

す。）をした場合
⑵　この特約の災害保険金の請求に関し、その災害保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
⑶　保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④　保険契約者または災害保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑷　主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは災害保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第１号から前号までと同等の重大な事由がある場合
２　災害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
⑴　前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害保険金（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号①から⑤までに該当した者が災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。以下、本号について同じとします。）を支払いません。また、すでにその支払事由により災害保険金を支払っていたときでも、会社は、その返還を請求します。
⑵　前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。また、すでにその保険料の払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときでも、会社は、その保険料の払込を求めることができます。
３　本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。
４　この特約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
５　前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第２項第１号の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

第23条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。
⑴　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
⑵　主契約が消滅したとき
⑶　主たる被保険者が収入保障年金または高度障害年金の支払事由に該当したとき
２　第１項第１号の規定によりこの特約が消滅した場合は、この特約の解約払戻金があるときはこれを主契約の解約払戻金に加えて取り扱います。
３　第１項第２号の場合には、会社は、つぎのように取り扱います。
⑴　主契約の解約払戻金が支払われる場合または告知義務違反により解除された場合は、この特約の解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
⑵　その他の場合（主契約の保険金を支払うときを除きます。）は、この特約の責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
４　第１項第１号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書します。

第24条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
２　前項の場合には、保険証券に裏書します。

第25条（特約の払戻金）

この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数により計算します。
２　この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数により計算します。
３　本条において、この特約の保険期間と保険料払込期間が同じ場合には、解約払戻金および責任準備金はありません。
４　本条の払戻金の支払時期および支払場所については、主約款の給付金等、保険金等または年金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第26条（特約の契約者配当）
この特約については、契約者配当はありません。

第27条（契約内容の登録）
会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
⑴ 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
⑵ 災害死亡保険金の金額
⑶ 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第２項において同じとします。）
⑷ 当会社名
２ 前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
３ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金（収入保障年金を含みます。以下、本条において同じとします。）のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額（収入保障保険および収入保障特約の基本年金額の増額を含みます。以下、本条において同じとします。）または特約の中途付加（特約を保険契約の更新時に付加する場合を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込を含みます。）を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
４ 各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
５ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。以下、本条において同じとします。）の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
６ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
７ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
８ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
９ 主契約の保険金額の増額が行なわれた場合には、この特約の契約内容の登録については、第２項の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から５年間（増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、増額日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
10 第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第28条（管轄裁判所）
この特約における災害保険金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第29条（主約款の規定の準用）
この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第30条（主契約が総合医療保険（2000）契約または年齢群団定期保険契約の場合の特則）
この特約を総合医療保険（2000）契約または年齢群団定期保険契約に付加した場合には、第８条の規定にかかわらず、主契約の被保険者であるこの特約の被保険者が死亡した場合または高度障害状態（別表３）に該当して高度障害保険金が支払われた場合は、主約款における、被保険者が死亡した場合または高度障害状態（別表３）に該当して高度障害保険金が支払われた場合の規定を準用します。
２ この特約を年齢群団定期保険契約に付加した場合には、第25条の規定にかかわらず、この特約の払戻金はありません。

第31条（主契約が終身保険契約の場合の特則）
保険契約者が主契約を主約款の規定により一時払に移行する場合には、この特約はつぎの各号により取り扱いま

す。
⑴　この特約の保険料が払込済の場合は、この特約は特約の保険期間満了まで継続するものとします。
⑵　前号以外の場合、保険契約者は、主契約の一時払移行後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約移行時に一括して前納して下さい。
⑶　前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約が一時払へ移行した日から将来に向かって解約されたものとします。この場合、特約の解約払戻金および前納保険料の残額については、主約款の（保険料払込期間が終身の場合の一時払への移行）の規定により取り扱うものとします。
２　前項第３号の規定によりこの特約が解約された場合で、主約款に定めるところにより、この特約の保険料未経過金を払い戻すべきときは、前項第３号に定める金額に含めて取り扱うものとします。

第32条（主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合の取扱）
主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合のこの特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、会社の定める方法により取り扱うものとします。
２　前項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。
３　この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合は、保険証券に裏書します。

第33条（特約の無選択締結の申出）
この特約が、主契約もしくは主契約に付加された特約の解約、減額または自動継続拒否の申出（定期保険、年齢群団定期保険、解約払戻金抑制型定期保険および定期保険特約については自動更新に該当するにもかかわらず更新しない旨の通知をすることをいい、逓増定期保険特約および初期低解約払戻金型逓増定期保険特約については保険期間満了日の翌日に定期保険特約への自動変更継続に該当するにもかかわらず変更継続しない旨の通知をすることをいいます。）により、解約、減額または消滅（以下、「解約等」といいます。）に該当する場合において、保険契約者が、主契約または特約の「他の個人保険加入の取扱」の規定により医師の診査および書面による告知を省略して新たな契約の締結（以下、本条で「無選択締結」といいます。）の申出をする場合には、保険契約者は、その申出とともに、この特約（以下、「原特約」といいます。）についても無選択締結の申出をすることができます。
２　新たに無選択締結の申出を行なう特約（以下、「後特約」といいます。）は、原特約と同一とします。
３　第１項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、本条の取扱はしません。
⑴　原特約の締結日（特約の復活が行なわれた場合または主契約の払済保険もしくは延長保険からの復旧に伴う原特約の復旧が行なわれた場合は、最後の復活日または復旧日）より解約等までの有効継続期間が２年に満たない場合
⑵　原特約の解約等から原特約の保険期間満了日（原特約が更新の規定により更新が可能であった場合は、更新が行なわれたとした場合の更新後の保険期間満了日とします。）までの期間が２年に満たない場合
⑶　すでに保険料の払込の免除事由が生じている場合
⑷　原特約の主たる被保険者の年齢が会社の定める年齢をこえている場合
⑸　会社が原特約の締結を行なっていない場合。ただし、会社が、原特約にかえて他の特約により無選択締結を取り扱う場合を除きます。
４　後特約の災害保険金額は、原特約の解約等により消滅した災害保険金額（解約等が原特約の増額（災害保険金の増額を伴う復旧を含みます。）より２年を経過する前に行なわれる場合は、増額分を差し引きます。）を限度とします。ただし、後特約締結時の会社の定める限度をこえるときは、会社の定める限度までとします。
５　原特約の主たる被保険者以外の被保険者のうち、被保険者としての期間が２年に満たない者は、後特約の被保険者にすることはできないものとします。
６　その他「他の個人保険加入の取扱」に定める規定は、本条に準用します。

第34条（特約の更新）
保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までに特に反対の意思を会社に通知しない限り、この特約は、保険期間満了日の翌日（以下、「更新日」といいます。）に同額の災害保険金額で更新されます。この場合、更新後の保険期間および保険料払込期間は、更新前と同一とします。なお、本項の取扱は、保険期間満了日までの保険料が払い込まれている場合に限るものとし、この特約の保険料が自動振替貸付された場合を含みます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は更新されません。
⑴　この特約が歳満期の場合
⑵　更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合
⑶　主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合
⑷　更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえる場合
⑸　更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえる場合
⑹　この特約の保険料払込終了後、主契約の保険料の払込が免除された場合
２　前項の規定によりこの特約が更新された場合には、第１条（災害保険金の支払）の「保険期間中」には更新後の保険期間を含みます。
３　更新されたこの特約の保険料は、更新日における主たる被保険者の年齢により計算します。
４　更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
５　更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んで

下さい。この場合、主約款の保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料自動振替貸付の規定を準用します。猶予期間中に保険料の払込がなかった場合（猶予期間満了時に保険料の自動振替貸付が行なわれなかった場合を含みます。）は、この特約の更新はなかったものとします。

6　この特約が更新された際、第25条（特約の払戻金）において、「保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数」とあるのは、「更新後の保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数」と、「保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数」とあるのは、「保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合には更新後のその経過した年月数」と読み替えます。

7　更新後の特約について、特約の保険金、特約の保険料の払込の免除または告知義務の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

8　第１項第２号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から別段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、災害保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間とは継続されたものとします。

9　第１項第４号ないし第５号に該当する場合には、会社の定める条件の範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を変更して、更新することができます。

10　この特約の保険期間満了日の２か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める条件の範囲内で、災害保険金額を変更して更新（災害保険金額を増額して更新するときは、被保険者が同意することを要します。）することができます。この場合には、保険証券に裏書します。

11　本条によりこの特約が更新された場合でも、会社は、新たに保険証券を発行しません。

第35条（解約払戻金抑制型保険に付加した場合の特則）

この特約を解約払戻金抑制型定期保険、解約払戻金抑制型収入保障保険または解約払戻金抑制型収入保障保険（2010）に付加して締結した場合には、この特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

2　この特約の被保険者の型は、第６条（特約の型および被保険者の範囲）の規定にかかわらず本人型とします。

3．傷害特約

この特約の趣旨

⑴　この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者である本人または本人とそのご家族が、不慮の事故により死亡しまたは身体障害の状態になった場合に、所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

⑵　保険契約者は、この特約の締結の際、つぎの各号のいずれかの型を選択することができ、また家族構成の変化に応じていつでも自由に変更することができます。

（Ⅰ）本人型
（Ⅱ）本人・配偶者型
（Ⅲ）本人・子型
（Ⅳ）本人・配偶者・子型

1　この特約の給付に関する規定
第１条　災害死亡保険金、障害給付金の支払
第２条　災害死亡保険金、障害給付金の削減支払
第３条　障害給付金の給付限度
第４条　特約の保険料の払込の免除
2　この特約の取扱に関する規定
第５条　災害死亡保険金、障害給付金の請求、支払時期および支払場所
第６条　特約の締結
第７条　特約の型および被保険者の範囲
第８条　配偶者または子の災害保険金額
第９条　主たる被保険者が死亡した場合または主約款に定める主たる被保険者の高度障害保険金もしくは高度障害年金が支払われた場合
第10条　特約の責任開始
第11条　特約の保険料の払込
第12条　猶予期間中に保険事故が発生した場合
第13条　特約の失効
第14条　特約の保険料の自動振替貸付
第15条　特約の復活
第16条　災害保険金額の減額
第17条　特約の復旧
第18条　災害保険金額の増額
第19条　特約の型の変更
第20条　詐欺による取消
第21条　不法取得目的による無効
第22条　告知義務
第23条　重大事由による解除
第24条　特約の消滅
第25条　特約の解約
第26条　特約の払戻金
第27条　特約の契約者配当
第28条　契約内容の登録
第29条　管轄裁判所
第30条　主約款の規定の準用
第31条　主契約が総合医療保険（2000）契約または年齢群団定期保険契約の場合の特則
第32条　主契約が終身保険契約の場合の特則
第33条　主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合の取扱
第34条　特約の無選択締結の申出
第35条　特約の更新
第36条　解約払戻金抑制型保険に付加した場合の特則
第37条　保険契約者以外の者による解約の効力等

この特約の締結の際に選択できる特約の型は本人型のみとします。また、第19条（特約の型の変更）の規定にかかわらず、この特約の型の変更は取り扱いません。

1　この特約の給付に関する規定

第１条（災害死亡保険金、障害給付金の支払）

この特約の災害死亡保険金、障害給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支　払　事　由	支払額	受取人	災害死亡保険金、障害給付金を支払わない場合
⑴災害死亡保険金	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき ①その被保険者の責任開始（復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始とし、復旧が行なわれた場合の特約の復旧分については復旧の際の責任開始とし、災害保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については増額の際の責任開始とします。以下、同じとします。）時以後に発生した不慮の事故（別表２）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。） ②その被保険者の責任開始時以後に発病した別表５に定める感染症	その被保険者の災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人（ただし、その被保険者が主たる被保険者の配偶者または子であるときは主たる被保険者）	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき Ⅰ）その被保険者、主たる被保険者または保険契約者の故意または重大な過失 Ⅱ）災害死亡保険金については、その災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 Ⅲ）その被保険者の犯罪行為 Ⅳ）その被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故 Ⅴ）その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 Ⅵ）その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 Ⅶ）その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑵障害給付金	被保険者がその被保険者の責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害の状態（別表６）に該当したとき	別表６の障害給付金額	主たる被保険者	

2　主契約の死亡保険金の受取人が２人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。

3　会社は、第１項の規定により災害死亡保険金を支払う場合に、その被保険者の障害給付金について、つぎのいずれかにその該当する事実があるときは、その被保険者の災害保険金額に該当する障害給付金の給付割合を乗じて得た金額の合計額をその被保険者の災害保険金額から差し引いて支払います。

⑴　災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故（別表２）により障害給付金をすでに支払っているとき

⑵　災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故（別表２）により障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき

4　第１項の規定により災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払原因となった同一の不慮の事故（別表２）によりその被保険者の障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

5　保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、障害給付金の支払事由に該当しない場合には、保険期間満了後も引続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（障害状態の直接の原因となった不慮の事故が発生した日からその日を含め180日以内であることを要します。）に、会社は、保険期間満了日に身体障害の状態（別表６）に該当したものとして、障害給付金を支払います。

6　保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の高度障害保険金の受取人である場合には、第１項の規定にかかわらず、保険契約者を災害死亡保険金および障害給付金の受取人とします。

7　前項に定める場合を除き、災害死亡保険金および障害給付金の受取人を、第１項に定める受取人以外の者に変更することはできません。

8　災害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の受取人に支払い、支払わない部分のこの特約の責任準備金（会社の定めるところによって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下、同じとします。）があるときはこれを保険契約者に支払います。

9　本条の規定により障害給付金を支払った場合には、保険証券に裏書します。

10　主契約が収入保障保険の場合には、本条において「死亡保険金受取人」とあるのは「収入保障年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのは「主契約の収入保障年金」と、「主契約の高度障害保険金」とあるのは「主契約の高度障害年金」とそれぞれ読み替えて適用します。

11　その被保険者の責任開始時前に生じた不慮の事故または感染症（別表５）（以下、本項において「事故等」といいます。）を直接の原因としてその被保険者の責任開始時以後のこの特約の保険期間中に死亡しまたは身体障害の状態（別表６）に該当したときは、つぎに定めるところによります。

⑴　この特約の締結の際（復活または復旧が行なわれた場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧、災害

保険金額の増額または特約の型の変更が行なわれた際の増額分または新たに被保険者として加えられた部分についてはその際とします。）に、会社が、告知等により知っていたその事故等に関する事実にもとづいて承諾した場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その事故等に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

⑵　その事故等について、その被保険者の責任開始時前に、その被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故等による症状について保険契約者またはその被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第２条（災害死亡保険金、障害給付金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより死亡しまたは身体障害の状態（別表６）に該当した場合で、その原因により死亡しまたは身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、災害死亡保険金もしくは障害給付金を削減して支払うかまたはこれらの保険金もしくは給付金を支払わないことがあります。

⑴　地震、噴火または津波によるとき

⑵　戦争その他の変乱によるとき

第３条（障害給付金の給付限度）

この特約による障害給付金の支払は、各被保険者についてその支払割合（この特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払割合を含みます。）を通算して100％をもって限度とします。

第４条（特約の保険料の払込の免除）

主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、この特約の将来の保険料の払込を免除します。

２　主契約の保険料払込期間が満了した後は、主たる被保険者について主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込の免除の取扱をします。

３　第１項の規定にかかわらず、この特約の災害保険金を増額した場合は、責任開始（第18条（災害保険金額の増額）第３項に定める責任開始とします。以下、本条において同じとします。）時前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、主契約の保険料の払込が免除された場合でも、この特約の災害保険金額のその増額分にかかわる保険料の払込免除は行ないません。

４　前３項のほか、主契約の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

５　保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合は、本条の規定は適用しません。

６　責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害の取扱については、第１条（災害保険金の支払）第11項の規定を準用します。

２　この特約の取扱に関する規定

第５条（災害死亡保険金、障害給付金の請求、支払時期および支払場所）

災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた災害保険金、障害給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

２　支払事由が生じた災害死亡保険金または障害給付金の受取人は、すみやかに必要書類（別表１）を提出して、災害死亡保険金または障害給付金を請求して下さい。

３　官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および災害死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、災害死亡保険金請求の際、第１号または第２号いずれかおよび第３号の書類も必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

⑴　被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

⑵　被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

⑶　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

４　主約款に定める給付金、保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定はこの特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払の場合に準用します。

第６条（特約の締結）

この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出により、会社が定める主契約に付加して締結します。

２　この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約を付加するときに会社所定の範囲内で定めるものとします。

第７条（特約の型および被保険者の範囲）

保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの型を指定するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者型	主たる被保険者　配偶者
本人・子型	主たる被保険者　子
本人・配偶者・子型	主たる被保険者　配偶者　子

この特約の主たる被保険者は、主契約の被保険者と同一人とします。ただし、主契約の被保険者が複数のときは、主契約の主たる被保険者とします。

配偶者とは主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者をいい、子とは主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者をいいます。

２　この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合

⑴　この特約の締結後に配偶者となった者または縁組等により子となった者については、配偶者または子として戸籍法上の届出を行なった時から

⑵　この特約の締結後に出生した子については出生した時から

会社は、この特約上の責任を負います。本項の規定により新たに被保険者となった者があるときは、保険契約者は被保険者の同意を得た上で遅滞なく会社に通知してください。

３　この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合

⑴　離婚、婚姻の取消、離縁または縁組の取消等により配偶者または子でなくなった者についてはその旨の戸籍法上の届出を行なった時から

⑵　満20歳になった子については満20歳になった日から

この特約の被保険者でなくなります。

第８条（配偶者または子の災害保険金額）

この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合、配偶者または子の災害保険金額は主たる被保険者の災害保険金額につぎの割合を乗じて得られる金額とします。

⑴　配偶者　60％

⑵　子　　60％

２　配偶者または子の災害保険金額は、主たる被保険者の災害保険金額が減額または増額された場合には、同時に同じ割合で減額または増額されます。

第９条（主たる被保険者が死亡した場合または主約款に定める主たる被保険者の高度障害保険金もしくは高度障害年金が支払われた場合）

主たる被保険者が死亡した場合または主約款に定める主たる被保険者の高度障害保険金もしくは高度障害年金が支払われた場合には、死亡しまたは主約款に定める高度障害状態（別表３）に該当した時にこの特約は消滅します。

第10条（特約の責任開始）

この特約の責任開始は、主契約の責任開始と同一とします。

第11条（特約の保険料の払込）

この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料前納の場合も同様とします。

２　前項の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料の払込方法（回数）に応じてそれぞれの応当日以後その月の末日までにこの特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を災害死亡保険金または障害給付金から差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

３　前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第２項の規定を準用します。

４　この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納して下さい。

５　前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

６　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間（以下、「猶予期間」といいます。）満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

猶予期間中にこの特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を災害死亡保険金または障害給付金から差し引きます。

2　障害給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、障害給付金を支払いません。

第13条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第14条（特約の保険料の自動振替貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第15条（特約の復活）

主契約の復活請求の際に、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2　会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第16条（災害保険金額の減額）

保険契約者は、主たる被保険者の災害保険金額の減額を請求することができます。

2　保険契約者が、前項の減額の請求をするときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。

3　第１項の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。

4　減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、会社は、第１項の減額を取り扱いません。

5　主契約が減額され、または定期保険特約、養老保険特約、逓増定期保険特約、初期低解約払戻金型逓増定期保険特約もしくは逓増終身保険特約が減額されもしくは消滅し、この特約の災害保険金額が会社の定める限度をこえる場合には、会社の定める限度まで減額されるものとします。

6　会社が本条の減額を承認したときは、減額分は解約されたものとし将来の保険料を改めます。

7　本条の減額を行なったときは、保険証券に裏書します。

第17条（特約の復旧）

前条第１項の規定によって減額されたこの特約について、元の災害保険金額への復旧は取り扱いません。

2　減額された主契約について、元の疾病入院給付金日額、保険金額または年金額への復旧の請求の際に、別段の申出がないときは、前条第５項の規定によって減額したこの特約についても同時に元の災害保険金額への復旧があったものとします。

3　延長保険または払済保険に変更された主契約について、元の保険契約への復旧の請求の際に、別段の申出がないときは、第24条第１項第１号の規定によって消滅したこの特約についても同時に復旧の申出があったものとします。

4　会社が前２項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、保険契約者は、会社所定の金額を払い込んで下さい。

第18条（災害保険金額の増額）

保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て主たる被保険者の災害保険金額を増額することができます。

2　保険契約者が、本条の増額を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。

3　会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は、会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）から増額分に対するこの特約上の責任を負います。

4　本条の増額が行なわれた場合には、将来の保険料を改めます。

5　本条の増額を行なったときは、保険証券に裏書します。

6　つぎの場合には、会社は、本条の増額を取り扱いません。

⑴　増額後の主たる被保険者の災害保険金額が会社の定める限度をこえる場合

⑵　すでにこの特約の保険料の払込の免除事由が発生している場合

⑶　契約日または最後の復活日、復旧日もしくは増額日からその日を含めて２年（更新後の保険期間を含みます。）未満の場合

⑷　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間経過後の場合

第19条（特約の型の変更）

保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第３項第２号の変更の場合には、新たに被保険者となる者が同意することを要します。

2　保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表１）を会社に提出して下さい。

3　本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じます。

⑴「本人・配偶者型」、「本人・子型」もしくは「本人・配偶者・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

承諾日
⑵　前号以外の変更の場合
会社が会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
4　本条の変更が行なわれた場合には、将来の保険料を改めます。
5　第３項第２号の変更の場合、変更時に新たに被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。
6　第３項第１号の変更または「本人・配偶者型」と「本人・子型」の相互変更の場合、変更により被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、被保険者から除かれる配偶者または子についての解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
7　本条の変更を行なったときは、保険証券に裏書します。
8　この特約の保険料の払込が免除される場合には、保険料の払込の免除事由発生時以後、本条の変更はできません。
9　主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間経過後の場合は、第３項第２号の場合の変更はできません。

第20条（詐欺による取消）
保険契約者、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人の詐欺によりこの特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更が行なわれたときは、会社は、これを取り消す（復旧・災害保険金額の増額または特約の型の変更の場合には、増額分または新たに被保険者として加えられた部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第21条（不法取得目的による無効）
この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際の不法取得目的による無効（復旧・災害保険金額の増額または特約の型の変更の場合には、増額分または新たに被保険者として加えられた部分を無効）については、主約款の不法取得目的による無効に関する規定を準用します。

第22条（告知義務）
この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。
2　保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除（復旧・災害保険金額の増額または特約の型の変更の場合には、増額分または新たに被保険者として加えられた部分を解除。以下、同じとします。）することができます。
3　災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、すでに災害死亡保険金または障害給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
4　前項の規定にかかわらず、災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人が証明したときは、災害死亡保険金もしくは障害給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
5　この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人に解除の通知をします。
6　第２項から前項までの規定によりこの特約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
7　会社は、つぎのいずれかの場合には、第２項から前項までの規定によるこの特約の解除をすることができません。
⑴　会社が、この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合
⑵　会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
⑶　保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第１項の告知をしないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月を経過した場合
⑸　責任開始（復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更が行なわれた場合には、最後の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際の責任開始）の日からその日を含めて２年以内に災害死亡

保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じなかった場合

8　前項第２号および第３号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第１項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第23条（重大事由による解除）

会社は、つぎのいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人がこの特約の災害死亡保険金または障害給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

⑵　この特約の災害死亡保険金または障害給付金の請求に関し、その災害死亡保険金または障害給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑷　保険契約者、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④　保険契約者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑸　主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第１号から前号までと同等の重大な事由がある場合

2　災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。

⑴　前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害死亡保険金（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号①から⑤までに該当した者が災害死亡保険金の受取人のみであり、その災害死亡保険金の受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。以下、本号について同じとします。）または障害給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により災害死亡保険金または障害給付金を支払っていたときでも、会社は、その返還を請求します。

⑵　前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。また、すでにその保険料の払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときでも、会社は、その保険料の払込を求めることができます。

3　本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人に通知します。

4　この特約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

5　前項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して第２項第１号の規定を適用し災害死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

第24条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

⑴　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

⑵　主契約が消滅したとき

⑶　主たる被保険者が収入保障年金または高度障害年金の支払事由に該当したとき

2　第１項第１号の規定によりこの特約が消滅した場合は、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて取り扱います。

3　第１項第２号の場合には、会社は、つぎのように取り扱います。

⑴　主契約の解約払戻金が支払われる場合または告知義務違反により解除された場合は、この特約の解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

⑵　その他の場合（主契約の保険金を支払うときを除きます。）は、この特約の責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。

4　第１項第１号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書します。

第25条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2　前項の場合には、保険証券に裏書します。

第26条（特約の払戻金）

この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数により計算します。

2　この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数により計算します。

3　本条において、この特約の保険期間と保険料払込期間が同じ場合には、解約払戻金および責任準備金はありません。

4　本条の払戻金の支払時期および支払場所については、主約款の給付金等、保険金等または年金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第27条（特約の契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第28条（契約内容の登録）

会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

⑵　災害死亡保険金の金額

⑶　契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第２項において同じとします。）

⑷　当会社名

2　前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金（収入保障年金を含みます。以下、本条において同じとします。）のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額（収入保障保険および収入保障特約の基本年金額の増額を含みます。以下、本条において同じとします。）または特約の中途付加（特約を保険契約の更新時に付加する場合を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込を含みます。）を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。以下、本条において同じとします。）の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　主契約の保険金額の増額が行なわれた場合には、この特約の契約内容の登録については、第２項の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から５年間（増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、増額日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

10　第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第29条（管轄裁判所）
この特約における災害死亡保険金、障害給付金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条（主約款の規定の準用）
この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第31条（主契約が総合医療保険（2000）契約または年齢群団定期保険契約の場合の特則）
この特約を総合医療保険（2000）契約または年齢群団定期保険契約に付加した場合には、第９条の規定にかかわらず、主契約の被保険者であるこの特約の被保険者が死亡した場合または高度障害状態（別表３）に該当して高度障害保険金が支払われた場合は、主約款における、被保険者が死亡した場合または高度障害状態（別表３）に該当して高度障害保険金が支払われた場合の規定を準用します。
２　この特約を年齢群団定期保険契約に付加した場合には、第26条の規定にかかわらず、この特約の払戻金はありません。

第32条（主契約が終身保険契約の場合の特則）
保険契約者が主契約を主約款の規定により一時払に移行する場合には、この特約はつぎの各号により取り扱います。
⑴　この特約の保険料が払込済の場合は、この特約は特約の保険期間満了まで継続するものとします。
⑵　前号以外の場合、保険契約者は、主契約の一時払移行後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約移行時に一括して前納して下さい。
⑶　前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約が一時払へ移行した日から将来に向かって解約されたものとします。この場合、特約の解約払戻金および前納保険料の残額については、主約款の（保険料払込期間が終身の場合の一時払への移行）の規定により取り扱うものとします。
２　前項第３号の規定によりこの特約が解約された場合で、主約款に定めるところにより、この特約の保険料未経過金を払い戻すべきときは、前項第３号に定める金額に含めて取り扱うものとします。

第33条（主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合の取扱）
主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合のこの特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、会社の定める方法により取り扱うものとします。
２　前項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。
３　この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合は、保険証券に裏書します。

第34条（特約の無選択締結の申出）
この特約が、主契約もしくは主契約に付加された特約の解約、減額または自動継続拒否の申出（定期保険、年齢群団定期保険、解約払戻金抑制型定期保険および定期保険特約については自動更新に該当するにもかかわらず更新しない旨の通知をすることをいい、逓増定期保険特約および初期低解約払戻金型逓増定期保険特約については保険期間満了日の翌日に定期保険特約への自動変更継続に該当するにもかかわらず変更継続しない旨の通知をすることをいいます。）により、解約、減額または消滅（以下、「解約等」といいます。）に該当する場合において、保険契約者が、主契約または特約の「他の個人保険加入の取扱」の規定により医師の診査および書面による告知を省略して新たな契約の締結（以下、本条で「無選択締結」といいます。）の申出をする場合には、保険契約者は、その申出とともに、この特約（以下、「原特約」といいます。）についても無選択締結の申出をすることができます。
２　新たに無選択締結の申出を行なう特約（以下、「後特約」といいます。）は、原特約と同一とします。
３　本条により後特約を締結する場合は、原特約で支払われた障害給付金の割合は、後特約の給付限度の計算に含めるものとします。
４　第１項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、本条の取扱はしません。
⑴　原特約の締結日（特約の復活が行なわれた場合または主契約の払済保険もしくは延長保険からの復旧に伴う原特約の復旧が行なわれた場合は、最後の復活日または復旧日）より解約等までの有効継続期間が２年に満たない場合
⑵　原特約の解約等から原特約の保険期間満了日（原特約が更新の規定により更新が可能であった場合は、更新が行なわれたとした場合の更新後の保険期間満了日とします。）までの期間が２年に満たない場合
⑶　すでに保険料の払込の免除事由が生じている場合
⑷　原特約の主たる被保険者の年齢が会社の定める年齢をこえている場合
⑸　会社が原特約の締結を行なっていない場合。ただし、会社が、原特約にかえて他の特約により無選択締結を取り扱う場合を除きます。
５　後特約の災害保険金額は、原特約の解約等により消滅した災害保険金額（解約等が原特約の増額（災害保険金の増額を伴う復旧を含みます。）より２年を経過する前に行なわれる場合は、増額分を差し引きます。）を限度とします。ただし、後特約締結時の会社の定める限度をこえるときは、会社の定める限度までとします。
６　原特約の主たる被保険者以外の被保険者のうち、被保険者としての期間が２年に満たない者は、後特約の被保険者にすることはできないものとします。

7　その他「他の個人保険加入の取扱」に定める規定は、本条に準用します。

第35条（特約の更新）

保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までに特に反対の意思を会社に通知しない限り、この特約は、保険期間満了日の翌日（以下、「更新日」といいます。）に同額の災害保険金額で更新されます。この場合、更新後の保険期間および保険料払込期間は、更新前と同一とします。なお、本項の取扱は、保険期間満了日までの保険料が払い込まれている場合に限るものとし、この特約の保険料が自動振替貸付された場合を含みます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は更新されません。

⑴　この特約が歳満期の場合
⑵　更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合
⑶　主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合
⑷　更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえる場合
⑸　更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえる場合
⑹　この特約の保険料払込終了後、主契約の保険料の払込が免除された場合

２　前項の規定によりこの特約が更新された場合には、第１条（災害死亡保険金、障害給付金の支払）の「保険期間中」には更新後の保険期間を含みます。

３　第１項の規定によりこの特約が更新された場合には、第３条（障害給付金の給付限度）に規定する給付限度には、更新前の保険期間において支払われた障害給付金の給付割合を含みます。

４　更新されたこの特約の保険料は、更新日における主たる被保険者の年齢により計算します。

５　更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

６　更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んで下さい。この場合、主約款の保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料自動振替貸付の規定を準用します。猶予期間中に保険料の払込がなかった場合（猶予期間満了時に保険料の自動振替貸付が行なわれなかった場合を含みます。）は、この特約の更新はなかったものとします。

７　この特約が更新された際、第26条（特約の払戻金）において、「保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数」とあるのは、「更新後の保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数」と、「保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数」とあるのは、「保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合には更新後のその経過した年月数」と読み替えます。

８　更新後の特約について、特約の保険金、特約の保険料の払込の免除または告知義務の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

９　第１項第２号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から別段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、災害保険金および障害給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間とは継続されたものとします。

10　第１項第４号ないし第５号に該当する場合には、会社の定める条件の範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を変更して、更新することができます。

11　この特約の保険期間満了日の２か月前までの保険契約者の申出により、会社が認めた場合には、災害保険金額を変更して更新（災害保険金額を増額して更新するときは、被保険者が同意することを要します。）することができます。この場合には、保険証券に裏書します。

12　本条によりこの特約が更新された場合でも、会社は、新たに保険証券を発行しません。

第36条（解約払戻金抑制型保険に付加した場合の特則）

この特約を解約払戻金抑制型定期保険、解約払戻金抑制型収入保障保険または解約払戻金抑制型収入保障保険（2010）に付加して締結した場合には、この特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

２　この特約の被保険者の型は、第７条（特約の型および被保険者の範囲）の規定にかかわらず本人型とします。

第37条（保険契約者以外の者による解約の効力等）

主約款の「保険契約者以外の者による解約の効力等」の規定における、保険金または年金を債権者等に支払うべき場合には、障害給付金の支払事由が生じ、会社が障害給付金を支払うべき場合で、その障害給付金を支払うことによりこの特約が消滅する場合を含めてこの特約に準用します。また、この場合、障害給付金額が、債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額に満たないときは、支払時期の規定により障害給付金を支払うべき時期は、債権者等による解約の効力が生じる日以後とします。ただし、債権者等による解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過する前に保険契約が終了する場合はその終了日以後、主約款に定める「保険契約者以外の者による解約の効力等」の規定により債権者等による解約の効力が生じなくなる場合はその生じなくなる日以後とします。その他「保険契約者以外の者による解約の効力等」については主約款の規定に準じます。

４．年金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険金等を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

この特約条項中、基本年金額とは毎年の年金額の基本になる金額をいいます。

第１条　特約の締結
第２条　年金基金の設定
第３条　年金受取人
第４条　年金の種類、型の選択
第５条　基本年金額の計算
第６条　年金支払日
第７条　年金の支払内容
第８条　年金の分割支払
第９条　年金の一括支払
第10条　年金等の請求、支払時期および支払場所
第11条　法定相続人の代表者
第12条　解約
第13条　基本年金額の減額
第14条　年金受取人に対する貸付
第15条　年金受取人の変更
第16条　年金の変更
第17条　契約者配当
第18条　特約の更新
第19条　時効
第20条　管轄裁判所
第21条　必要書類
第22条　主約款の規定の準用
第23条　保険契約者以外の者による解約の効力等

第１条（特約の締結）

この特約は、会社の定める保険契約の申込の際または継続中においては、保険契約者の申出によって、また、保険金、障害給付金（第１級の障害状態に該当したときに限ります。）または保険期間満了時の生存給付金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由発生後は、その受取人（以下、「受取人」といいます。）の申出によって締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。

２　保険契約者の申出によってこの特約を締結したときは、保険証券に表示（継続中の申出の場合には裏書し、新たに保険証券を発行しません。）します。

３　同一の保険金等について受取人が２人以上あるときは、それぞれの受取人ごとにこの特約を締結するものとします。

第２条（年金基金の設定）

保険金等の支払事由が発生したときは、保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。）の全部または一部を年金基金に充当します。

２　保険金等の受取人は、会社の定める範囲内で年金基金を追加することができます。

３　年金基金が設定されたときは、会社は、年金受取人に年金証書を交付します。

第３条（年金受取人）

年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。

第４条（年金の種類、型の選択）

この特約の年金の種類は確定年金とします。

２　保険契約者または保険金等の受取人は特約締結の際、年金支払期間について、会社の定める範囲内で選択するものとします。

３　保険契約者または保険金等の受取人は、特約の締結の際、年金の型についてつぎのいずれかを選択するものとします。

⑴　定額型
　毎年の年金額は、基本年金額と同額とします。

⑵　逓増型
　保険契約者または保険金等の受取人は、年金の型の選択の際、会社の定める範囲内で、逓増率を選択するものとします。毎年の年金額は、基本年金額に、別表(年金乗率例表)に記載の乗率を乗じて得た金額とします。

第５条（基本年金額の計算）

基本年金額は、年金基金の設定時における会社の定める方法により計算します。

２　基本年金額が会社の定める金額に満たない場合は、年金支払の取扱は行なわないものとします。

第６条（年金支払日）
第１回の年金支払日は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で任意に定めることができます。
２　第２回以後の年金支払日は、第１回年金支払日の年単位の応当日とします。

第７条（年金の支払内容）
年金の給付内容はつぎのとおりとします。
⑴　年金支払期間中の年金支払日に年金受取人が生存している場合、年金受取人に年金を支払います。
⑵　年金受取人が、第１回年金支払日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、年金支払期間の残存期間に対する未払年金現価を死亡一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
２　年金受取人が、第１回年金支払日前に死亡したときは、死亡時における年金基金の価額を死亡一時金として年金受取人の死亡時における法定相続人に支払います。
３　第１項第２号および前項の規定により死亡一時金の受取人となった者が２人以上いる場合は、その受取割合はそれぞれの法定相続割合とします。

第８条（年金の分割支払）
年金受取人の請求があったときは、会社の定める範囲内で、１年分の年金額を等分して支払います。この場合には、会社所定の利率で計算した利息を支払います。
２　前項において、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金の未支払分があるときは、これを一括して年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
３　分割後の年金額が会社の定める限度を下まわる場合は、会社は、本条の分割を取り扱いません。

第９条（年金の一括支払）
年金受取人は、将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額の一括支払を請求することができます。この場合、年金は消滅します。

第10条（年金等の請求、支払時期および支払場所）
年金、死亡一時金、その他この特約の諸支払金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、年金等の受取人は、すみやかに必要書類を会社に提出して、その年金等を請求して下さい。
２　主約款に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による年金等の支払の場合に準用します。

第11条（法定相続人の代表者）
法定相続人が２人以上あるときは、代表者を１人定めて下さい。この場合、その代表者は他の法定相続人を代理するものとします。
２　前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が法定相続人の１人に対してした行為は、他の法定相続人に対しても効力を生じます。

第12条（解約）
保険契約者は、保険契約継続中であれば、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合には保険証券に裏書します。
２　年金受取人は、年金支払開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
３　前項の場合、会社は、解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。
４　本条の解約を請求するときは、必要書類を会社に提出して下さい。
５　本条の年金基金の価額の支払時期および支払場所については、主約款の給付金、保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第13条（基本年金額の減額）
年金受取人は、年金支払開始日前であれば、将来に向かってこの特約の基本年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める限度を下まわることはできません。
２　本条の変更を請求するときは、必要書類を会社に提出して下さい。
３　本条の場合、会社は、基本年金額の減額分に相当する年金基金の減額時における価額を年金受取人に支払います。
４　本条の減額を行なったときは、年金証書に裏書します。

第14条（年金受取人に対する貸付）
年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

第15条（年金受取人の変更）
年金受取人は、変更することができません。

第16条（年金の変更）
保険契約者は保険金等の支払事由の発生時前であれば、また、年金受取人はあらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り年金支払開始日前であれば、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、年金支払の内容を変更することができます。
２　本条の変更を請求するときは、必要書類を会社に提出して下さい。

第17条（契約者配当）
この特約については、契約者配当はありません。

第18条（特約の更新）
主契約が更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

第19条（時効）
年金、死亡一時金、その他この特約にもとづく諸支払金を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年間請求がない場合には消滅します。

第20条（管轄裁判所）
年金、死亡一時金、その他この特約にもとづく諸支払金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または請求者（請求者が２人以上あるときにはその代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第21条（必要書類）
この特約にもとづく支払および変更は、会社所定の請求書およびつぎの表の書類を年金証書とともに提出して請求して下さい。
⑴　支払請求書類

項　目	必　要　書　類
年金	⑴　年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
死亡一時金	⑴　年金受取人の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） ⑵　死亡一時金を受け取る者の戸籍抄本および印鑑証明書
年金の一括支払	⑴　年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
年金の分割支払	⑴　年金受取人の印鑑証明書
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

⑵　その他の請求書類

項　目	必　要　書　類
解約	⑴　年金受取人（保険金支払前は保険契約者）の印鑑証明書 ⑵　保険証券（保険金支払前の場合）
基本年金額の減額	⑴　年金受取人の印鑑証明書
年金の変更	⑴　年金受取人（保険金支払前は保険契約者）の印鑑証明書 ⑵　保険証券（保険金支払前の場合）
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

第22条（主約款の規定の準用）
この特約に別段の定めのない場合は、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に定める重大事由による解除に関する規定を準用し、年金を支払わないときは、会社は、解除の時期に応じてつぎの金額を年金受取人に支払います。
⑴　年金基金設定日以後第１回年金支払日前
　　解除時における年金基金の価額
⑵　第１回年金支払日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前
　　年金支払期間の残存期間に対する未払年金現価
２　年金の分割支払により１年分の年金額を等分して支払う場合で、この特約を解除した年度の年金に未支払分があるときは、これを前項第２号の金額に含めます。

第23条（保険契約者以外の者による解約の効力等）
主約款に定める「保険契約者以外の者による解約の効力等」の規定に関し、債権者等による解約の通知が会社に

到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは「保険契約者以外の者による解約の効力等」の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の年金基金を設定する事由が生じた場合は、この特約による年金基金への保険金等の充当は取り扱いません。その他「保険契約者以外の者による解約の効力等」については主約款の規定に準じます。

別表（年金支払特約　年金乗率例表）

年金支払特約を締結した場合において、年金の型が逓増型の場合、基本年金額に乗じる率は、支払年度および逓増率に応じてつぎのとおりとします。

支払年度	逓増率		支払年度	逓増率	
	３％	５％		３％	５％
第１回	1.000	1.000	第16回	1.558	2.079
第２回	1.030	1.050	第17回	1.605	2.183
第３回	1.061	1.103	第18回	1.653	2.292
第４回	1.093	1.158	第19回	1.702	2.407
第５回	1.126	1.216	第20回	1.754	2.527
第６回	1.159	1.276	第21回	1.806	2.653
第７回	1.194	1.340	第22回	1.860	2.786
第８回	1.230	1.407	第23回	1.916	2.925
第９回	1.267	1.477	第24回	1.974	3.072
第10回	1.305	1.551	第25回	2.033	3.225
第11回	1.344	1.629	第26回	2.094	3.386
第12回	1.384	1.710	第27回	2.157	3.556
第13回	1.426	1.796	第28回	2.221	3.733
第14回	1.469	1.886	第29回	2.288	3.920
第15回	1.513	1.980	第30回	2.357	4.116

5．リビング・ニーズ特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、会社の定めるところにより、主契約の死亡保険金額の全部または一部に相当する金額（以下、本特約条項において「リビング・ニーズ保険金」といいます。）を支払うことを主な内容とするものです。

１　この特約の給付に関する規定
　第１条　リビング・ニーズ保険金の支払
　第２条　リビング・ニーズ保険金を支払わない場合
　第３条　リビング・ニーズ保険金の請求
　第４条　リビング・ニーズ保険金の支払時期、支払場所
　第５条　保険契約者が法人の場合の特則
２　この特約の取扱に関する規定
　第６条　特約の締結および責任開始
　第７条　特約の失効および復活
　第８条　詐欺による取消
　第９条　不法取得目的による無効
　第10条　告知義務および告知義務違反
　第11条　重大事由による解除
　第12条　特約の消滅
　第13条　特約の解約
　第14条　特約の払戻金
　第15条　特約の復旧
　第16条　契約者配当
　第17条　主契約の保険金額に合算する特約の取扱
　第18条　リビング・ニーズ保険金の支払を受けた場合の主契約に付加された特約の取扱
　第19条　特別条件付保険特約が付加されている保険契約の場合の特則
　第20条　主契約に質権が設定される場合の特則
　第21条　管轄裁判所
　第22条　主約款の規定の準用
　第23条　必要書類
　第24条　主契約が逓増定期保険契約の場合の特則
　第25条　主契約が特定疾病保障保険契約の場合の特則
　第26条　主契約が無配当解約払戻金抑制型収入保障保険（2010）の場合の特則
　第27条　主契約が無配当無解約払戻金型定期保険（インターネット申込専用）の場合の特則
　第28条　主契約が無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型）の場合の特則
　第29条　主契約が無配当引受基準緩和型医療保険の場合の特則
　第30条　主契約が無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型）（2015）の場合の特則
　第31条　主契約が無配当引受基準緩和型医療保険（2015）の場合の特則

１　この特約の給付に関する規定

第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）

会社は、被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。ただし、第３条に定める請求書類が会社に到達しないかぎり、会社はリビング・ニーズ保険金を支払いません。また、リビング・ニーズ保険金の請求日（第３条に定める請求書類のすべてが会社に到達した日をいいます。以下、同じとします。）が主契約の保険期間の満了（保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前１年以内である場合にも、会社はリビング・ニーズ保険金を支払いません。

２　被保険者は、リビング・ニーズ保険金の請求に際して、会社の定める範囲内で、主契約の死亡保険金のうち本条を適用する保険金額を指定する（以下、「指定保険金額」といいます。）ものとします。

３　リビング・ニーズ保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引くものとします。

４　主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、保険契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。

５　主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、減額分については、主契約に適用される普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

６　会社は、主約款に定める保険金を支払った場合または支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。

７　リビング・ニーズ保険金を支払う前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求がなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

８　主約款に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きます。

第２条（リビング・ニーズ保険金を支払わない場合）

つぎのいずれかの事由によって、被保険者が第１条第１項の規定に該当した場合には、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

⑴　保険契約者、被保険者、または指定代理請求人の故意

⑵　戦争その他の変乱（ただし、戦争その他の変乱により第１条第１項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、リビング・ニーズ保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。）

第３条（リビング・ニーズ保険金の請求）

被保険者は、第23条（必要書類）に定める書類を提出して、リビング・ニーズ保険金を請求して下さい。

２　会社は、被保険者について会社指定の医師の診断を求めることがあります。

３　被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得て次の各号の範囲内であらかじめ指定または本条第５項の規定により変更指定した者（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、その特別な事情の存在を証明する書類および第23条（必要書類）に定める書類を提出し、会社の承諾を得て、被保険者の代理人として、リビング・ニーズ保険金の請求をすることができます。

⑴　請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

⑵　請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等以内の親族

４　前項の規定により、会社が、リビング・ニーズ保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

５　保険契約者は、被保険者の同意を得て、第23条（必要書類）に定める書類を提出し、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、指定代理請求人の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ会社に対抗することはできないものとします。

６　官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者およびリビング・ニーズ保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、リビング・ニーズ保険金請求の際、第１号または第２号いずれかおよび第３号の書類も必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

⑴　被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

⑵　被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

⑶　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第４条（リビング・ニーズ保険金の支払時期、支払場所）

リビング・ニーズ保険金の支払時期および支払場所については、主約款に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。この場合、必要な事項の確認に関する規定においては、保険金等の受取人に、代理請求が行なわれる際の指定代理請求人を含めて取り扱います。

第５条（保険契約者が法人の場合の特則）

主契約の保険契約者が法人の場合において、保険契約者が主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第１条および第３条の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求者および受取人は保険契約者とします。

２　前項に定める場合を除き、リビング・ニーズ保険金の請求者および受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

２　この特約の取扱に関する規定

第６条（特約の締結および責任開始）

この特約は、被保険者の同意を得た保険契約者の申出によって、会社が定める主契約に付加して締結します。

２　主契約締結の際に付加する場合の、この特約の責任開始は、主契約の責任開始と同一とします。

３　主契約締結後に付加する場合の、この特約の責任開始は、会社がこの特約の付加を承諾した日とします。

４　前項の場合には、保険証券に裏書し、新たに保険証券を発行しません。

第７条（特約の失効および復活）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

２　主契約の復活の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

３　会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第８条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人の詐欺によりこの特約の締結、復活または復旧が行なわれたときは、会社は、これを取り消すことができます。

第９条（不法取得目的による無効）

この特約の締結、復活または復旧の際の不法取得目的による無効については、主約款の不法取得目的による無効に関する規定を準用します。

第10条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

２　保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

３　リビング・ニーズ保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。また、すでにリビング・ニーズ保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。

４　前項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または指定代理請求人が証明したときは、リビング・ニーズ保険金を支払います。

５　この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または指定代理請求人に解除の通知をします。

６　第２項から前項までの規定によりこの特約が解除された場合でも、解約払戻金の支払はありません。

７　会社は、つぎのいずれかの場合には、第２項から前項までの規定によるこの特約の解除をすることができません。

⑴　会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき

⑵　会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき

⑶　保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第１項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月を経過したとき

⑸　責任開始（復活または復旧が行なわれた場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始）の日からその日を含めて２年以内にリビング・ニーズ保険金の支払事由が生じなかったとき

８　前項第２号および第３号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第１項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第11条（重大事由による解除）

会社は、つぎのいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人が、この特約のリビング・ニーズ保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

⑵　この特約のリビング・ニーズ保険金の請求に関し、そのリビング・ニーズ保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

⑶　保険契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④　保険契約者またはリビング・ニーズ保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑷　主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくはリビング・ニーズ保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第１号から前号までと同等の重大な事由がある場合

２　第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）第１項の規定に該当した後でも、会社は、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）第１項の規定に該当したことによるリビング・ニーズ保険金の支払を行ないません。また、すでにリビング・ニーズ保険金を支払っていたときでも、会社は、その返還を請求します。

３　本条による解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または指定代理請求人に解除の通知をします。

4　この特約を解除した場合でも、解約払戻金の支払はありません。

第12条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

⑴　リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
⑵　主契約が消滅したとき
⑶　主契約が延長保険に変更されたとき
⑷　主契約の全部が介護保障または年金支払に移行されたとき（主契約の一部が移行されたときは、その移行部分についてはリビング・ニーズ保険金の支払は行なわないものとします。）

第13条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2　前項の場合には、保険証券に裏書します。

第14条（特約の払戻金）

この特約には解約払戻金がありません。

第15条（特約の復旧）

主契約の復旧の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第16条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第17条（主契約の保険金額に合算する特約の取扱）

つぎの特約が主契約に付加されている場合、第１条第２項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に特約の死亡保険金額（逓増定期保険特約、初期低解約払戻金型逓増定期保険特約および逓増終身保険特約については、リビング・ニーズ保険金の請求日における死亡保険金額とします。以下、本条において同じとします。）を合算した額とします。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日がそれぞれの特約の保険期間の満了（特約条項により特約が更新される場合、逓増定期保険特約および初期低解約払戻金型逓増定期保険特約が特約条項により定期保険特約に変更される場合を除きます。）前１年以内の場合には本条の取扱はしません。

⑴　定期保険特約
⑵　養老保険特約
⑶　逓増定期保険特約
⑷　逓増終身保険特約
⑸　初期低解約払戻金型逓増定期保険特約

2　第１条第２項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約および主契約に合算される特約の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および特約の死亡保険金額からそれぞれ指定されたものとします。

3　第１条第３項ないし第５項の規定は本条の場合に準用します。

4　前項の場合において、逓増定期保険特約、初期低解約払戻金型逓増定期保険特約または逓増終身保険特約の死亡保険金額を減額する場合は、減額された死亡保険金額に対応する特約基本保険金額を減額したものとして取り扱います。

5　第１項ただし書にかかわらず、無配当定期保険に付加した定期保険特約または逓増定期保険特約もしくは初期低解約払戻金型逓増定期保険特約の特約死亡保険金額が、特約条項により更新される主契約の保険金額の増額分として取り扱われる場合には、本条の取扱を行ないます。

第18条（リビング・ニーズ保険金の支払を受けた場合の主契約に付加された特約の取扱）

主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ保険金として支払われた場合には、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。この場合、特約条項の解約払戻金の支払の規定にかかわらず、解約払戻金は支払いません。ただし、第17条（主契約の保険金額に合算する特約の取扱）第１項ただし書の規定により主契約の保険金額に合算されなかった特約については、リビング・ニーズ保険金の請求日に当該特約の解約の申出があったものとして取り扱います。

2　前項の場合において、主契約に付加されているつぎの特約が、各特約の入院中に消滅する場合は、消滅時から継続している入院は、各特約の有効中の入院とみなします。

⑴　疾病入院特約
⑵　疾病入院特約（87）
⑶　災害入院特約（B）
⑷　災害入院特約（B87）

3　主契約の死亡保険金額の一部がリビング・ニーズ保険金として支払われた場合には、主契約に付加されている

特約は、各特約の付加割合が会社の定める限度をこえるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約は減額されないものとします。

第19条（特別条件付保険特約が付加されている保険契約の場合の特則）

主契約または主契約の保険金額に合算する特約に特別条件付保険特約が付加され保険金削減支払法が条件とされている場合において、保険金の削減支払期間中にリビング・ニーズ保険金の請求があったときには、第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）の適用に際しては、第３項をつぎのとおり読み替えるものとします。

３　リビング・ニーズ保険金の支払に際しては、つぎの１号に定める金額から２号に定める金額を差し引いた金額を支払います。 ⑴　指定保険金額から、会社の定める方法によりリビング・ニーズ保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、リビング・ニーズ保険金の請求日における特別条件付保険特約に定める所定の割合を乗じた金額 ⑵　リビング・ニーズ保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額

第20条（主契約に質権が設定される場合の特則）

主契約に質権が設定される場合には、本特約は締結することができないものとします。

２　本特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、本特約は消滅するものとします。

第21条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主契約の規定を準用します。

第23条（必要書類）

この特約にもとづく支払および変更等についての必要書類は、会社所定の請求書および保険証券のほか、つぎのとおりとします。

請求項目	必　要　書　類
リビング・ニーズ保険金の請求	⑴　会社所定の様式による医師の診断書 ⑵　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） ⑶　被保険者の印鑑証明書
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	⑴　会社所定の様式による医師の診断書 ⑵　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） ⑶　指定代理請求人の戸籍謄本 ⑷　指定代理請求人の住民票および印鑑証明書
指定代理請求人の変更	⑴　保険契約者の印鑑証明書 ⑵　被保険者の同意書
特約の解約	⑴　保険契約者の印鑑証明書
（注）会社は上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

第24条（主契約が逓増定期保険契約の場合の特則）

この特約を逓増定期保険に付加した場合には、第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金の金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における死亡保険金額とします。また、同条第５項に定める減額が行なわれる場合は、減額された死亡保険金額に対応する基本保険金額を減額したものとして取り扱います。

第25条（主契約が特定疾病保障保険契約の場合の特則）

この特約を特定疾病保障保険に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

⑴　この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一とします。

⑵　主約款に定める特定疾病保険金の請求とリビング・ニーズ保険金の請求を重ねて受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

第26条（主契約が無配当解約払戻金抑制型収入保障保険（2010）の場合の特則）

この特約を無配当解約払戻金抑制型収入保障保険（2010）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）第２項を以下のとおり読み替えます。

２　被保険者は、リビング・ニーズ保険金の請求に際して、会社の定める範囲内で、リビング・ニーズ保険金の請求日から起算して６か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じとします。）における主契約の年金現価相当額から本条を適用する金額を指定する（以下、「指定保険金額」といいます。）ものとします。

⑵　第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）および第18条（リビング・ニーズ保険金の支払を受けた場合の主契約に付加された特約の取扱）に定める「主契約の死亡保険金額」を、「リビング・ニーズ保険金の請求日から起算して６か月後の月単位の応当日における主契約の年金現価相当額」と読み替えます。

⑶　第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）第５項に定める「指定保険金額分だけ」を、「指定保険金額に対応する年金月額が」と読み替えます。

⑷　第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）第６項および第７項の「主約款に定める保険金」を、「主約款に定める年金」と読み替えます。

⑸　第５条（保険契約者が法人の場合の特則）第１項に定める「死亡保険金」を、「収入保障年金」と読み替えます。

２　リビング・ニーズ保険金を支払った後に年金の支払事由が生じ、年金が支払われる場合で、減額後の年金月額（特約の年金月額の場合を含みます。以下、本項において同じとします。）が会社の定める金額に満たないときは、会社は、年金の支払にかえて、減額後の年金月額で計算した年金現価相当額を年金の受取人に一括して支払います。

３　リビング・ニーズ保険金を年金の方法により支払うことはありません。

４　年金月額上乗特約が無配当解約払戻金抑制型収入保障保険（2010）に付加されている場合、年金月額上乗特約について第17条（主契約の保険金額に合算する特約の取扱）を以下のとおり読み替えます。

第17条（主契約の保険金額に合算する特約の取扱）

年金月額上乗特約が主契約に付加されている場合、第１条第２項に定めるリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して６か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、本条において同じとします。）における主契約の年金現価相当額（以下、本条において「主契約の年金現価相当額」といいます。）は、主契約の年金現価相当額にリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して６か月後の月単位の応当日における特約の年金現価相当額（以下、本条において「特約の年金現価相当額」といいます。）を合算した額とします。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日が年金月額上乗特約の保険期間の満了前１年以内の場合には本条の取扱はしません。

２　第１条第２項に定める指定保険金額は、主契約の年金現価相当額および主契約に合算される特約の年金現価相当額の割合に応じて、主契約の年金現価相当額および特約の年金現価相当額からそれぞれ指定されたものとします。

３　第１条第３項ないし第５項の規定は本条の場合に準用します。

第27条（主契約が無配当無解約払戻金型定期保険（インターネット申込専用）の場合の特則）

第10条（告知義務および告知義務違反）にかかわらず、この特約の締結または復活の際の告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合については、主約款の（告知義務）、（告知義務違反による解除）および（保険契約を解除できない場合）に関する規定を準用します。

第28条（主契約が無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型）の場合の特則）

この特約を無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型）に付加した場合には、第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金の金額を、リビング・ニーズ保険金の請求日における支払額（請求日に被保険者が死亡したとすれば主約款第１条（死亡保険金の支払）第１項の規定により支払額となる金額とします。）とし、同条第２項に定める本条を適用する保険金額を、本条を適用する金額とします。また、同条第５項に定める減額が行なわれる場合は、指定保険金額に対応する保険金額を減額したものとして取り扱います。

２　第４条（リビング・ニーズ保険金の支払時期、支払場所）の規定により主約款の（保険金の請求、支払時期および支払場所）に関する規定を準用する場合、必要な事実の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わない場合に、被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）を含めて取り扱います。

第29条（主契約が無配当引受基準緩和型医療保険の場合の特則）

この特約を無配当引受基準緩和型医療保険に付加する場合には、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）が付加されていることを要します。

２　この特約を無配当引受基準緩和型医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）を以下のとおり読み替えます。

第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）

会社は、被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。ただし、第３条に定める請求書類が会社に到達しないかぎり、会社はリビング・ニーズ保険金を支払いません。

2　被保険者は、リビング・ニーズ保険金の請求に際して、会社の定める範囲内で、リビング・ニーズ保険金の請求日（第３条に定める請求書類のすべてが会社に到達した日をいいます。以下、同じとします。）における引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）の支払額（請求日に被保険者が死亡したとすれば引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）第１条（死亡保険金の支払）第１項の規定により支払額となる金額とします。以下、同じとします。）のうち本条を適用する金額を指定する（以下、「指定保険金額」といいます。）ものとします。
3　リビング・ニーズ保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
4　引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）の支払額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
5　引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）の支払額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）は、指定保険金額に対応する保険金額だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、減額分については、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）の特約条項にかかわらず、解約払戻金を支払いません。
6　会社は、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）の死亡保険金を支払った場合または支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
7　リビング・ニーズ保険金を支払う前に引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）の死亡保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求がなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

⑵　第４条（リビング・ニーズ保険金の支払時期、支払場所）に定める「主約款」を、「主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）」と読み替えます。
⑶　第５条（保険契約者が法人の場合の特則）に定める「主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人」を、「引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）の死亡保険金受取人」と読み替えます。
⑷　第12条（特約の消滅）に定めるほか、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第30条（主契約が無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型）（2015）の場合の特則）

この特約を無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型）（2015）に付加した場合には、第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金の金額を、リビング・ニーズ保険金の請求日における支払額（請求日に被保険者が死亡したとすれば主約款第１条（死亡保険金の支払）第１項の規定により支払額となる金額とします。）とし、同条第２項に定める本条を適用する保険金額を、本条を適用する金額とします。また、同条第５項に定める減額が行なわれる場合は、指定保険金額に対応する保険金額を減額したものとして取り扱います。

第31条（主契約が無配当引受基準緩和型医療保険（2015）の場合の特則）

この特約を無配当引受基準緩和型医療保険（2015）に付加する場合には、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）が付加されていることを要します。
2　この特約を無配当引受基準緩和型医療保険（2015）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
⑴　第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）を以下のとおり読み替えます。

第１条（リビング・ニーズ保険金の支払）

会社は、被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。ただし、第３条に定める請求書類が会社に到達しないかぎり、会社はリビング・ニーズ保険金を支払いません。
2　被保険者は、リビング・ニーズ保険金の請求に際して、会社の定める範囲内で、リビング・ニーズ保険金の請求日（第３条に定める請求書類のすべてが会社に到達した日をいいます。以下、同じとします。）における引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）の支払額（請求日に被保険者が死亡したとすれば引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）第１条（死亡保険金の支払）第１項の規定により支払額となる金額とします。以下、同じとします。）のうち本条を適用する金額を指定する（以下、「指定保険金額」といいます。）ものとします。
3　リビング・ニーズ保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
4　引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）の支払額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
5　引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）の支払額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）は、指定保険金額に対応する保険金額だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。

この場合、減額分については、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）の特約条項にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

6　会社は、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）の死亡保険金を支払った場合または支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。

7　リビング・ニーズ保険金を支払う前に引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）の死亡保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求がなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

⑵　第４条（リビング・ニーズ保険金の支払時期、支払場所）に定める「主約款」を、「主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）」と読み替えます。

⑶　第５条（保険契約者が法人の場合の特則）に定める「主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人」を、「引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）の死亡保険金受取人」と読み替えます。

⑷　第12条（特約の消滅）に定めるほか、引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015）が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

６．指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、この特約の対象となる保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等の受取人に代わって、請求を行なうこと等を可能とする特約です。

第１条　特約の締結
第２条　特約の対象となる保険金等
第３条　指定代理請求人の指定
第４条　指定代理請求人による保険金等の請求
第５条　指定代理請求人の変更
第６条　告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知
第７条　指定代理請求人が保険金等を請求できない場合の取扱い
第８条　特約の消滅
第９条　特約の解約
第10条　主契約または主契約に付加されている特約に代理請求に関する規定がある場合の取扱い
第11条　主契約が更新される場合
第12条　保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱い
第13条　被保険者の型がある契約の場合の読み替え
第14条　主契約の規定の準用
第15条　必要書類

第１条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際または主契約締結後、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第２条（特約の対象となる保険金等）

この特約は、この特約が付加された主契約およびその主契約に付加されている特約の保険金、給付金または年金（保険料の払込の免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）のうち、つぎの各号のいずれかに該当するものを対象とします。

⑴　被保険者が受取人となる保険金等
⑵　被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除
⑶　その他、会社が定める保険金等

第３条（指定代理請求人の指定）

この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき１人の者を指定するものとします（指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとします。

⑴　被保険者の戸籍上の配偶者
⑵　被保険者の３親等内の親族

第４条（指定代理請求人による保険金等の請求）

保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎのいずれかの事情があるとき、指定代理請求人が、第15条（必要書類）に定める書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人に代わって保険金等の請求をすることができます。

⑴　傷病により、保険金等を請求する意思表示が困難であるとき
⑵　がん等に罹患した事実を知らないとき
⑶　その他、前２号に準じる状態であるとき

２　前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条の各号に定める範囲外にある場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。

３　第１項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その支払後に重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

４　本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者、もしくは故意または重大な過失により保険金等の受取人を第１項の各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

第５条（指定代理請求人の変更）

保険契約者は、指定代理請求人を変更することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

⑴　本条の変更をするときは、第15条（必要書類）に定める書類を会社に提出してください。
⑵　新たに指定する指定代理請求人は第３条（指定代理請求人の指定）の定める範囲内とします。
⑶　指定代理請求人を変更し、新たに指定する場合は、被保険者の同意を要します。
⑷　第１号に定めた書類が会社に届いたときに、本条の変更がなされたものとします。会社は変更処理が完了した旨を保険契約者に通知します。

第６条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）
この特約を付加した場合は、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知することがあります。

第７条（指定代理請求人が保険金等を請求できない場合の取扱い）
保険金等の支払事由が生じた場合、その保険金等の請求時に、保険金等の受取人が第４条第１項に定める事情があり、かつ指定代理請求人がつぎの各号のいずれかに該当するときは、第２項で定める者（以下、「代理請求人」といいます。）が、書面でその事情を会社に申し出て、会社の承諾を得て、保険金等の受取人に代わって保険金等の請求をすることができます。
⑴　指定代理請求人が死亡しているとき
⑵　指定代理請求人が第３条の各号に定める範囲外であるとき
⑶　指定代理請求人が、傷病により、保険金等を請求する意思表示が困難であるとき
⑷　指定代理請求人が、保険金等の受取人ががん等に罹患した事実を知らないとき
⑸　その他、指定代理請求人が、前４号に準じる状態であるとき
⑹　指定代理請求人が指定されていないとき
⑺　第４条第４項に該当するとき
２　つぎによる者を代理請求人とします。
⑴　保険金等の受取人の戸籍上の配偶者
⑵　前号に該当する者がないときまたは前号に該当する者が本条の請求をすることができない前項に定める事情があるときは、保険金等の受取人の親または子
⑶　前２号に該当する者がないときまたは前２号に該当する者が本条の請求をすることができない前項に定める事情があるときは、保険金等の受取人の兄弟姉妹
３　第１項の規定により、会社が保険金等を代理請求人に支払った場合には、その支払後に重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
４　本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者、もしくは故意または重大な過失により保険金等の受取人を第４条第１項の各号に定める状態に該当させた者は、代理請求人としての取扱いを受けることができません。

第８条（特約の消滅）
主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第９条（特約の解約）
保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

第10条（主契約または主契約に付加されている特約に代理請求に関する規定がある場合の取扱い）
この特約を付加している場合、主契約またはこの主契約に付加されている特約に、保険金等の受取人に代わる保険金等の請求（保険料の払込の免除の請求を含みます。）に関する規定がある場合でも、これを適用せず、この特約の規定により取り扱います。

第11条（主契約が更新される場合）
この特約が付加されている主契約が更新される場合は、この特約も更新されます。
２　前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、更新日に会社の定める他の特約または保険契約に変更して更新されることがあります。

第12条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱い）
保険金等の受取人が法人に変更される場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとして取り扱います。

第13条（被保険者の型がある契約の場合の読み替え）
主契約または主契約に付加されている特約に被保険者の範囲に関する型の規定がある場合は、被保険者を「主たる被保険者」と読み替えます。

第14条（主契約の規定の準用）
この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第15条（必要書類）

この特約にもとづく請求および変更等についての必要書類は、つぎのとおりとします。

	請求項目	必　要　書　類
1	保険金等の代理請求	⑴　代理請求する保険金等の必要書類（ただし、受取人の印鑑証明書は除きます。） ⑵　指定代理請求人の戸籍抄本 ⑶　指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 ⑷　会社所定の事情書
2	指定代理請求人の変更	⑴　会社所定の請求書 ⑵　保険契約者の印鑑証明書
3	指定代理請求特約の解約	⑴　会社所定の請求書 ⑵　保険契約者の印鑑証明書
（注）1．上記の書類は、会社に提出してください。 2．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。		

2　第７条（指定代理請求人が保険金等を請求できない場合の取扱い）により代理請求人が保険金等を請求する場合には、本条の「指定代理請求人」を「代理請求人」に読み替えます。

７－１．特別条件付保険特約

第１条（特約の適用）
保険契約の申込、復活または復旧の際、被保険者となるべき者または被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない保険契約（以下、「この保険契約」といいます。）には、普通保険約款のほか特別条件付保険特約を適用します。

第２条（特別条件）
この保険契約については、その危険の種類に応じて、つぎの各号のうち、どれか１つまたは２つの方法によります。
⑴　年増法
⑵　保険金削減支払法
　ただし、災害または第９条（対象となる感染症）に定める感染症によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態となったときは、保険金の削減はしません。
⑶　特別保険料領収法
２　加算すべき年齢、保険金削減の期間および削減支払割合ならびに特別保険料の金額は、危険の程度に応じて定めます。

第３条（保険契約内容の変更制限等）
この特約を付加した保険契約（付加された特約を含みます。以下、本条で同じとします。）については、つぎの各号の取扱は行ないません。
⑴　保険契約の更新
⑵　保険金額の増額
⑶　保険期間および保険料払込期間の変更
⑷　特別保険料領収法による特別保険料払込期間中の払済保険への変更および延長保険への変更
⑸　保険金額の増額を伴う保険契約の復旧
⑹　他の個人保険加入の取扱

第４条（その他）
この特約だけの解約はできません。

第５条（定期保険特約等へのこの特約の付加）
この特約は、保険契約につぎの各号の特約が付加されている場合は、当該各号の特約にもこれを付加するものとします。
⑴　定期保険特約
⑵　養老保険特約
⑶　逓増定期保険特約
⑷　逓増終身保険特約
⑸　初期低解約払戻金型逓増定期保険特約
⑹　年金月額上乗特約
２　前項各号の特約を主契約の締結後に付加する場合において、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合には、当該各号の特約にこの特約を付加して締結するものとします。この場合、保険証券に裏書します。
３　本条を適用する場合、第１条（特約の適用）において「普通保険約款」とあるのは、「特約条項」と読み替えます。

第６条（収入保障保険等に付加する場合の特則）
この特約を収入保障保険、解約払戻金抑制型収入保障保険、解約払戻金抑制型収入保障保険（2010）および年金月額上乗特約に付加する場合は、つぎの各号により取り扱います。
⑴　第２条（特別条件）第１項第２号の保険金削減支払法の適用に際しては、基本年金額または年金月額（特約の年金月額を含みます。以下、本号において同じ。）を削減の対象とするものとし、削減期間中に年金の支払事由が生じた場合は、基本年金額または年金月額に削減支払割合を乗じて得た金額を基本年金額または年金月額として支払を取り扱うものとします。
⑵　第３条（保険契約内容の変更制限等）第１項において、「保険金額の増額」とあるのは「基本年金額の増額」と読み替えます。

第７条（払済保険に変更された場合の取扱）
保険金削減支払法が適用されている保険契約を払済保険に変更する場合には、保険金削減の期間および削減支払割合に変更はありません。

第８条（特別保険料領収法が適用されている場合の取扱）

特別保険料領収法が適用されている場合の、この特約に関わる払戻金は、つぎのとおりとします。

⑴　この特約の解約払戻金は、その保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数（保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合は、経過年月数）により会社が計算した金額とします。

⑵　この特約の責任準備金（会社の定めるところによって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下、同じとします。）は、その保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数（保険料払込方法（回数）が一時払の場合または保険料払込期間経過後の場合は、経過年月数）により会社が計算した金額とします。

２　特別保険料領収法が適用されている主契約の普通保険約款（以下、主約款といいます。）または特約条項の払戻金に関する規定において解約払戻金がないことまたは解約払戻金支払割合によることが規定されている場合には、第１項第１号の規定にかかわらず、主約款または特約条項の払戻金に関する規定を、この特約にかかわる解約払戻金の計算の際に準用します。

第９条（対象となる感染症）

対象となる感染症とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中、下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA	A01. 1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96. 2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98. 0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98. 3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98. 4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群（SARS）（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

７－２．特定障害不担保特約

第１条（特約の適用）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結、復活または復旧の際、被保険者となるべき者または被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、主契約および主契約に付加されているつぎの各号の特約について適用します。

⑴　定期保険特約
⑵　養老保険特約
⑶　逓増定期保険特約
⑷　初期低解約払戻金型逓増定期保険特約
⑸　逓増終身保険特約
⑹　災害割増特約
⑺　傷害特約
⑻　年金月額上乗特約

第２条（不担保とする特定障害）

この特約により不担保とする特定障害は、視力障害および聴力障害とし、それぞれつぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　視力障害

被保険者が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または第１条各号の特約に定める高度障害状態、身体障害の状態または障害の状態（これらの状態を以下「身体の障害状態」といいます。）のうち、つぎのいずれかの状態に該当し、主約款もしくは第１条各号の特約に定める高度障害保険金、高度障害年金、特約高度障害保険金、障害給付金、特約高度障害年金、災害高度障害保険金、がん高度障害保険金もしくは特約がん高度障害保険金（以下「高度障害保険金等」といいます。）の支払事由が生じた場合、または主約款に定める保険料の払込の免除の事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金等を支払わず、または保険料の払込の免除を行ないません。

①両眼の視力を全く永久に失ったもの
②１眼の視力を全く永久に失ったもの
③両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの

⑵　聴力障害

被保険者が身体の障害状態のうち、つぎのいずれかの状態に該当し、主約款または傷害特約に定める障害給付金の支払事由が生じた場合、または主約款に定める保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金を支払わず、または保険料の払込の免除を行ないません。

①両耳の聴力を全く永久に失ったもの
②両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの
③１耳の聴力を全く永久に失ったもの

第３条（保険契約内容の変更制限等）

この特約を付加した場合、つぎの各号のとおりとします。

⑴　この特約のみの解約は取り扱いません。
⑵　主契約または第１条各号の特約において、更新が行なわれたときは、更新後の主契約または第１条各号の特約にもこの特約は適用されます。
⑶　主契約において、払済保険への変更または延長保険への変更が行なわれたときは、変更後の主契約にもこの特約は適用されます。
⑷　主約款または第１条各号の特約の規定にかかわらず、他の個人保険加入の取扱は行ないません。
⑸　第１条各号の特約において、特約の種類の変更が行なわれたときは、変更後の特約にもこの特約は適用されます。

第４条（主契約または主契約に付加されている特約に被保険者の範囲に関する型の規定がある場合の特則）

主契約または当該主契約に付加されている特約（以下「付加特約」といいます。）に被保険者の範囲に関する型の規定がある場合には、つぎのとおり取り扱います。

⑴　主約款または付加特約の規定にかかわらず、被保険者の範囲に関する型が「本人型」の場合のみこの特約の付加を取り扱います。
⑵　主約款または付加特約の規定にかかわらず、「本人型」から「本人型」以外の型への変更は取り扱いません。

８．責任開始に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下、同じとします。）の払込を責任開始の要件とせず、会社が保険契約の申込を受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第１条（特約の適用）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

２　この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第２条（責任開始）

この特約が適用された場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

第３条（第１回保険料の払込および猶予期間）

保険契約者は、第１回保険料を払込期間内に会社に払い込んで下さい。

２　第１回保険料の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。

３　第１回保険料の払込については、第１回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

４　保険料払込方法（回数）が月払の保険契約の場合で、責任開始日を契約日とするときは、主約款の規定にかかわらず、第２回保険料の猶予期間は、第１回保険料の猶予期間満了日までとします。

第４条（第１回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

第１回保険料の払込がないまま、第１回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、第１回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第２回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第１回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

２　前項の場合、支払うべき保険金等が第１回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第１回保険料の猶予期間満了日までに第１回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。以下、本項において同じとします。）を払い込んで下さい。第１回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。

３　第１回保険料の払込がないまま、第１回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第１回保険料の猶予期間満了日までに第１回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第２回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下、本項において同じとします。）を払い込んで下さい。第１回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第５条（第１回保険料が払い込まれないことによる無効）

第１回保険料の猶予期間満了日までに第１回保険料の払込がないときは、主契約および主契約に付加された特約を無効とします。ただし、前条第１項に該当し、かつ、前条第２項に該当しない場合を除きます。

２　本条の規定によって主契約および主契約に付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻金はありません。

第６条（特約の解約）

保険契約者は、主契約と同時でなければ、この特約を解約することはできません。

第７条（第１回保険料の払込前の保険契約の解約払戻金）

第１回保険料の払込前の主契約および主契約に付加された特約には解約払戻金はありません。

第８条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

９．中途付加特約

第１条（特約の適用）

この特約は、会社の定める主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結後に、保険契約者から申出があり、かつ会社が承諾した場合に適用します。

２　この特約を適用する場合、つぎの各号の特約（以下「各特約」といいます。）は、各特約の規定にかかわらず、主契約締結後でも、保険契約者から申出があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。この場合、各特約を締結することを「中途付加」といいます。

⑴　災害割増特約
⑵　傷害特約
⑶　災害入院特約（A90）
⑷　災害入院特約（B87）
⑸　疾病入院特約（87）
⑹　入院保障特約（90）
⑺　婦人特定疾病入院特約
⑻　成人病入院特約
⑼　女性特定疾病入院特約（2000）
⑽　生活習慣病入院特約（2000）
⑾　退院特約（2000）
⑿　一泊二日から入院特約（2000）
⒀　初期入院特約（2003）
⒁　女性入院特約（2003）
⒂　生活習慣病入院特約（2003）
⒃　退院特約（2003）
⒄　入院医療特約

３　前項の場合には、保険証券に裏書し、新たに保険証券を発行しません。

４　第２項の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、会社は、中途付加を取り扱いません。

⑴　主契約が一時払契約の場合または保険料払込期間経過後の場合
⑵　主契約の保険料の払込の免除事由が発生している場合

５　この特約に別段の定めのない場合には、各特約の規定を適用します。

第２条（責任開始および保険期間に関する特例）

会社は、中途付加を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）から各特約上の責任を負います。

２　各特約の保険期間は、前項に規定する責任開始時から会社所定の範囲内で定めるものとします。

第３条（保険料払込免除に関する特例）

各特約の責任開始時前に発生した傷害または疾病を直接の原因として、各特約の責任開始時以後に主契約の保険料の払込が免除された場合でも、各特約の保険料の払込免除は行ないません。ただし、つぎの場合にはそれぞれに定めるところによります。

⑴　各特約の中途付加の際に、会社が、告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、各特約の責任開始時以後の原因によるものとみなします。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
⑵　その傷害または疾病について、各特約の責任開始時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなします。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

10 - 1. 口座振替特約

第１条（特約の適用）

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

２　この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。

⑴　保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること

⑵　保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第２条（保険料の払込）

保険料は、会社の定めた日（ただし、第２回以後の保険料は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

２　前項により会社が振り替えられたことを確認した場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

３　同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、会社は保険料を合算して口座振替を行ないます。

４　保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

５　会社は、保険契約者に対し、口座振替による保険料の払込状況について定期的に通知します。

第３条（責任開始および契約日の特則）

この特約が適用され、第１回保険料（第１回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第１回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、第１回保険料の振替日の属する月の翌月１日とします。

２　前項の場合、会社は、第１回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。

３　この特約による保険料の口座振替を第２回以後の保険料から行なう場合、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。

４　第１項および第３項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、第１項および第３項に規定する契約日を基準として計算します。

５　会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、第１項、第３項および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

６　契約者より申出があり、かつ、会社がこれを承認したときに限り、第１項および第３項にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とすることができます。

第４条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

振替日に第１回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第１回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。この場合、第３条第１項の規定は適用しません。

２　振替日に第２回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。

⑴　月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて２か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料の金額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料１か月分の保険料口座振替を行ないます。

⑵　年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行ないます。

３　前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第６条（諸変更）

保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出て下さい。

２　保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択して下さい。

3　提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択して下さい。
4　会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第７条（特約の消滅）
つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
⑴　保険契約が消滅したとき
⑵　保険契約が失効したとき
⑶　保険料の自動振替貸付が行なわれたとき
⑷　保険料の前納または一括払込が行なわれたとき
⑸　保険料の払込を要しなくなったとき
⑹　他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
⑺　第１条第２項に該当しなくなったとき
2　前項のうち、第２号ないし第４号の事由によりこの特約が消滅した場合、それ以後、つぎの事由に該当するときは、保険契約者から反対の申出がない限り、自動的に従前の口座振替手続による保険料の払込がなされることとします。
⑴　保険契約が失効後１年以内に復活されたとき
⑵　保険料の自動振替貸付による貸付金が貸付開始から１年以内に返済されたとき
⑶　保険料前納期間（ただし、１年以内）が終了したとき

第８条（解約払戻金等の支払方法）
会社は、保険契約者から反対の申出がない限り、解約払戻金、過払保険料等保険契約者に払い戻しまたは支払うべき金額がある場合には、その金額を指定口座に振り込みます。

第９条（主約款の規定の準用）
この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加した場合の特則）
この特約を無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加する場合には、第３条第１項、第３項、第５項および第６項中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金の支払および保険料払込免除に関する責任開始の日」と読み替えるものとします。
2　主約款第11条本文に定める責任開始の日の計算にあたっては、主約款第10条第１項に定める時を基準に計算するものとします。

第11条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）
この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
⑴　第２条（保険料の払込）を以下のとおり読み替えます。

第２条（保険料の払込）
保険料は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および責任開始に関する特約の規定にかかわらず、主約款および責任開始に関する特約に定める払込期月（第１回保険料（第１回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から口座振替を行なう場合の第１回保険料については、責任開始に関する特約に定める第１回保険料の払込期間とします。以下、同じとします。）中の会社の定めた日（第１回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2　第３条第５項（第11条の規定により読み替えたものをいいます。）の規定が適用された月払保険契約で、かつ第１回保険料から口座振替を行なう場合の第１回保険料の振替日（第２回保険料の振替日と同日）については、第２回保険料と合わせて２か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料の金額に満たない場合には、第１回保険料の口座振替を行ないます。
3　前２項により会社が振り替えられたことを確認した場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
4　同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、会社は保険料を合算して口座振替を行ないます。
5　保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
6　会社は、保険契約者に対し、口座振替による保険料の払込状況について定期的に通知します。

⑵　第３条（責任開始および契約日の特則）を以下のとおり読み替えます。

第３条（契約日の特則）
　この特約が適用された月払保険契約の場合の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。
２　第１回保険料から口座振替を行なう場合、会社は、第１回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。
３　保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、第１項に規定する契約日を基準として計算します。
４　会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、第１項および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
５　契約者より申出があり、かつ、会社がこれを承認したときに限り、第１項にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とすることができます。

⑶　第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）を以下のとおり読み替えます。

第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）
　振替日に保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
⑴　月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて２か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料の金額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料１か月分の保険料口座振替を行ないます。
⑵　年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行ないます。
２　前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款または責任開始に関する特約に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。
３　第２条第２項（第11条の規定により読み替えたものをいいます。）の規定による第１回保険料および第２回保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款または責任開始に関する特約に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

10 - 2. 団体扱特約

第１条（特約の適用範囲）
団体扱特約（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で保険契約者の数が20名以上である場合に、団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
２　つぎの場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
⑴　団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約で被保険者が20名以上いる場合
⑵　前項の保険契約者と前号の被保険者を合算（同一人の場合には、１名として計算します。以下、同じとします。）して20名以上いる場合
⑶　団体の事業所が２以上あるときは、１事業所に前項の保険契約者が20名以上いる場合または前号の保険契約者と被保険者を合算して20名以上いる場合

第２条（契約日の特則）
この特約の適用される保険契約の保険料払込方法（回数）が月払の場合、保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。

第３条（契約日前の保険事故）
前条の適用に際し、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行ない、または保険料の払込免除を行なうべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

第４条（保険料率）
この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約は、団体扱保険料率とします。

第５条（保険料払込の方法）
第２回以後の保険料は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第６条（保険料領収証）
団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第７条（保険料の前納）
主約款の規定にかかわらず、この特約が付加されている場合には、保険料の前納は取り扱いません。

第８条（特約の消滅）
つぎの場合には、この特約は消滅します。
⑴　保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
⑵　団体取扱契約が解約されたとき
⑶　保険料の自動振替貸付が行なわれているとき
⑷　保険契約が失効したとき
⑸　団体に所属する保険契約者または被保険者の数が、第１条に規定する定数未満になった場合に、６か月を経過してなおそれを補充できなかったとき

第９条（特約が消滅した保険契約の取扱）
この特約が消滅した保険契約は一般の年払、半年払または月払の保険契約となります。
２　前項の規定にかかわらず、前条第５号によってこの特約が消滅した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を特別団体扱に変更します。この場合の保険料は、特別団体扱保険料率によります。

第10条（主約款の適用）
この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条（無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加した場合の特則）

この特約を無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加する場合には、第２条および第３条中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金の支払および保険料払込免除に関する責任開始の日」と読み替えるものとします。

２　主約款第11条本文に定める責任開始の日の計算にあたっては、主約款第10条第１項に定める時を基準に計算するものとします。

第12条（第１回保険料より給与控除する場合の取扱）

会社と団体とが、第１回保険料（第１回保険料相当額ならびに特約の保険料および特約の保険料相当額を含みます。）について、団体が、保険料相当額を、その団体の所属員（この特約を付加した保険契約の保険契約者に限ります。）に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む旨を定め、団体より第１回保険料の払込があった場合には、保険料相当額を控除した日（会社と団体とがこの取扱のために特に定めた日であることを要します。）に、第１回保険料の払込があったものとし、主約款の責任開始の規定を適用するものとします。

２　前項の規定にかかわらず、給与から控除された保険料相当額が、実際に会社または会社の指定した場所に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその保険料相当額の控除が取り消された場合には、前項の規定による控除がされなかったものとし、会社は、保険契約上の責任を負いません。

第13条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第２条（契約日の特則）中、「主約款に定める会社の責任開始の日」とあるのを「責任開始に関する特約に定める会社の責任開始の日」と読み替えます。

⑵　第12条（第１回保険料より給与控除する場合の取扱）を以下のとおり読み替えます。

第12条（第１回保険料の払込の取扱）

第１回保険料（第１回保険料相当額ならびに特約の保険料および特約の保険料相当額を含みます。）から団体を経由して払い込む場合、第１回保険料は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

10 - 3. 特別団体扱特約

第１条（特約の適用範囲）
会社と特別団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体の所属員または組合、連合会、同業団体等の構成員を保険契約者とする保険契約の保険契約者または被保険者の数が10名以上である場合、または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上である場合に、保険契約者の申出によって特別団体扱特約（以下、「この特約」といいます。）を適用します。

第２条（契約日の特則）
この特約の適用される保険契約の保険料払込方法（回数）が月払の場合、保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。

第３条（契約日前の保険事故）
前条の適用に際し、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行ない、または保険料の払込免除を行なうべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

第４条（保険料率）
この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、特別団体扱保険料率とします。

第５条（保険料払込の方法）
第２回以後の保険料は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第６条（保険料領収証）
団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第７条（保険料の前納）
主約款の規定にかかわらず、この特約が付加されている場合には、保険料の前納は取り扱いません。

第８条（特約の消滅）
つぎの場合には、特約は、消滅します。
⑴　保険契約者（団体代表者が保険契約者の場合には被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
⑵　特別団体取扱契約が解約されたとき
⑶　保険料の自動振替貸付が行なわれているとき
⑷　保険契約が失効したとき

第９条（特約の解約）
保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、６か月（団体の保険契約が月払保険契約のときは３か月）を経過してなお補充できないときは、会社は、ただちにこの特約を将来に向かって解約することができます。

第10条（主約款の適用）
この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条（無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加した場合の特則）
無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加する場合には、第２条および第３条中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金の支払および保険料払込免除に関する責任開始の日」と読み替えるものとします。
２　主約款第11条本文に定める責任開始の日の計算にあたっては、主約款第10条第１項に定める時を基準に計算するものとします。

第12条（第１回保険料より給与控除する場合の取扱）
会社と団体とが、第１回保険料（第１回保険料相当額ならびに特約の保険料および特約の保険料相当額を含みます。）について、団体が、保険料相当額を、その団体の所属員（この特約を付加した保険契約の保険契約者に限ります。）に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む旨を定め、団体より第１回保険料の払込があった場合には、保険料相当額を控除した日（会社と団体とがこの取扱のために特に定めた日であることを要します。）に、第

１回保険料の払込があったものとし、主約款の責任開始の規定を適用するものとします。
２　前項の規定にかかわらず、給与から控除された保険料相当額が、実際に会社または会社の指定した場所に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその保険料相当額の控除が取り消された場合には、前項の規定による控除がされなかったものとし、会社は、保険契約上の責任を負いません。

第13条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第２条（契約日の特則）中、「主約款に定める会社の責任開始の日」とあるのを「責任開始に関する特約に定める会社の責任開始の日」と読み替えます。

⑵　第12条（第１回保険料より給与控除する場合の取扱）を以下のとおり読み替えます。

第12条（第１回保険料の払込の取扱）

第１回保険料（第１回保険料相当額ならびに特約の保険料および特約の保険料相当額を含みます。）から団体を経由して払い込む場合、第１回保険料は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

10-4. 集団扱特約

第１条（特約の適用範囲）
この特約条項は、主契約に付加する場合の特別な取扱を定めたものです。
２　この特約は、主契約の締結の際、つぎの各号の要件が満たされている場合に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。
⑴　この特約を付加する主契約（以下、「この保険契約」といいます。）の被保険者は、官公署、会社、組合、同業団体、連合会等の集団（以下、「集団」といいます。）に所属する社員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとします。）またはその所属員と生計を一にする親族であること
⑵　この保険契約の契約者は、集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
⑶　前２号の集団は、保険料の一括集金ができるものであること
⑷　この保険契約の被保険者の数は、10名以上であること

第２条（保険料率）
この保険契約については、集団扱の保険料率を適用します。
２　前項の保険料率は、集団の所属員の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

第３条（契約日の特則）
この特約の適用される保険契約の保険料払込方法（回数）が月払の場合、保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
２　前項の適用に際し、会社の責任開始の日から、前項の契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行ない、または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは過不足分を保険給付金額と清算します。

第４条（保険料払込の方法（回数））
保険料の払込方法は、この保険契約締結の際、保険契約者の申出により、年払、半年払または月払とすることができます。ただし集団を通じて同一であることを要します。

第５条（一括保険証券）
会社は、集団またはその代表者に一括保険証券を交付し、個々の保険証券は発行しません。

第６条（保険料の払込）
第２回以後の保険料は、集団で一括して払い込んで下さい。この場合には、集団から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
２　保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第７条（保険料払込方法（回数）の変更）
保険契約者は、会社の定める条件の範囲内で保険料の払込方法を変更することができます。この場合には、第４条第１項ただし書きの規定を準用します。

第８条（特約の消滅）
被保険者が集団から脱退したとき、または別に定める集団取扱契約が解約されたときは、この特約は消滅します。
２　前項の規定によってこの特約が消滅した場合には、個別扱の保険料率に変更されます。

第９条（主約款の適用）
この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加した場合の特則）
この特約を無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加する場合には、第３条中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金の支払および保険料払込免除に関する責任開始の日」と読み替えるものとします。
２　主約款第11条本文に定める責任開始の日の計算にあたっては、主約款第10条第１項に定める時を基準に計算するものとします。

第11条（保険料自動振替貸付規定の適用除外の特則）

この特約を付加した場合は、主契約の保険料の自動振替貸付の規定にかかわらず、保険料の自動振替貸付は行なわないものとします。また、第８条の規定によりこの特約が消滅した場合、保険契約者が保険料払込方法（経路）の変更を行なうまでの間は、保険料の自動振替貸付は行なわないものとします。

第12条（第１回保険料より給与控除する場合の取扱）

会社と集団とが、第１回保険料（第１回保険料相当額ならびに特約の保険料および特約の保険料相当額を含みます。）について、集団が、保険料相当額を、その集団の所属員（この特約を付加した保険契約の保険契約者に限ります。）に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む旨を定め、集団より第１回保険料の払込があった場合には、保険料相当額を控除した日（会社と集団とがこの取扱のために特に定めた日であることを要します。）に、第１回保険料の払込があったものとし、主約款の責任開始の規定を適用するものとします。

２　前項の規定にかかわらず、給与から控除された保険料相当額が、実際に会社または会社の指定した場所に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその保険料相当額の控除が取り消された場合には、前項の規定による控除がされなかったものとし、会社は、保険契約上の責任を負いません。

第13条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第３条（契約日の特則）第１項中、「主約款に定める会社の責任開始の日」とあるのを「責任開始に関する特約に定める会社の責任開始の日」と読み替えます。

⑵　第12条（第１回保険料より給与控除する場合の取扱）を以下のとおり読み替えます。

第12条（第１回保険料の払込の取扱）

第１回保険料（第１回保険料相当額ならびに特約の保険料および特約の保険料相当額を含みます。）から集団を経由して払い込む場合、第１回保険料は、集団から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

10 - 5. 特別集団扱特約

第１条（特約の適用範囲）
この特別集団扱特約（以下、「特約」といいます。）は会社と特別集団取扱契約を締結した預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金者集団または集団の主たる目的が物品等の購入に際し、信用供与を受けるものである集団（以下、「集団」といいます。）で、保険契約がつぎの条件を備える場合に限り適用します。
⑴　集団または集団の代表者もしくは集団に所属する者（以下、「所属員」といいます。所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとします。）を保険契約者とすること
⑵　その集団において、保険料の一括払込が可能であること
⑶　被保険者は、集団の所属員またはその同居の親族もしくは使用人であること
⑷　この保険契約の被保険者の数は、10名以上であること。ただし、集団の所属員を保険契約者とする場合には、保険契約者および被保険者の数がいずれも10名以上であること

第２条（保険料率）
この特約を適用する保険契約に対する保険料は、会社の定める保険料率によります。

第３条（契約日の特則）
この特約が適用される保険契約の保険料払込方法（回数）が月払の場合、保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
２　前項の適用に際し、会社の責任開始の日から、前項の契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行ない、または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは過不足分を保険給付金額と清算します。

第４条（協議内容の決定および変更）
つぎの各号の事項については保険契約締結の際、保険契約者（集団の所属員を保険契約者とする場合には、その代表者とし、以下、本条において同じとします。）と会社が協議のうえ定めます。
⑴　被保険者の加入に関する事項
⑵　被保険者の選択に関する事項
⑶　被保険者の脱退に関する事項
⑷　保険金額に関する事項
⑸　保険期間に関する事項
⑹　保険料に関する事項
⑺　その他必要な事項
２　前項の規定によって定められた事項については、保険契約締結後においても保険契約者と会社とが協議のうえ、会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。
３　本条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

第５条（一括保険証券）
会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行して承諾の通知にかえます。ただし、保険契約者が集団もしくは集団の代表者である場合、会社は、集団もしくは集団の代表者に一括証券を交付し、個々の保険証券は発行しません。

第６条（特約の消滅）
保険契約者または被保険者が、第１条に規定する条件を満たさなくなったとき、集団から脱退したときまたは別に定める特別集団取扱契約が解約されたときは、この特約は消滅します。
２　前項の規定によってこの特約が消滅した場合には、個別扱の保険料率に変更されます。
３　保険年度の途中において、この特約が消滅した場合、その年度の保険料につき未払込分があるときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める保険料を一時に会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
４　前項の保険料が、会社の指定した期日までに払い込まれなかった場合には、保険契約は、指定した期日の翌日に消滅します。

第７条（主約款の適用）
この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第８条（無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加した場合の特則）
この特約を無配当がん医療給付金付定期保険契約に付加する場合には、第３条中、「会社の責任開始の日」とあ

るのを「死亡保険金または高度障害保険金の支払および保険料払込免除に関する責任開始の日」と読み替えるものとします。
２　主約款第11条本文に定める責任開始の日の計算にあたっては、主約款第10条第１項に定める時を基準に計算するものとします。

第９条（保険料自動振替貸付規定の適用除外の特則）
　この特約を付加した場合は、主契約の保険料の自動振替貸付の規定にかかわらず、保険料の自動振替貸付は行なわないものとします。また、第６条の規定によりこの特約が消滅した場合、保険契約者が保険料払込方法（経路）の変更を行なうまでの間は、保険料の自動振替貸付は行なわないものとします。

第10条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）
　この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、第３条（契約日の特則）第１項中、「主約款に定める会社の責任開始の日」とあるのを「責任開始に関する特約に定める会社の責任開始の日」と読み替えます。

10-6. 口座振替特約（団体、特別団体、集団扱用）

第１条（特約の適用）
　この特約は、会社と団体取扱契約、特別団体取扱契約または集団取扱契約を締結した団体または集団（以下、「団体等」といいます。）に属する全保険契約者が、団体等の指定する金融機関に口座をもち、かつその口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関口座へ振替により保険料を払い込むことができる場合に団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約（以下、「団体扱特約等」といいます。）とともに適用します。
２　保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を、以下「指定口座」といいます。

第２条（保険料の払込）
　この特約を付加した保険契約の保険料は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および団体扱特約等の規定にかかわらず、団体等が定める保険料振替日に口座振替により払い込むものとします。
２　前項の規定により振替を行なった保険料が、会社と団体等があらかじめ定めた期日までに団体等から会社に払い込まれた場合には、会社は、保険契約者の指定口座からの振替日に保険料の払い込みがあったものとします。ただし、指定口座から振り替えられた保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその保険料の振替が取り消された場合または期日までに団体等から保険料が払い込まれない場合には、本項の規定による振替がなかったものとし、その保険料について、会社は、保険契約上の責任を負いません。

第３条（保険料の振替ができなかった場合の取扱）
　保険料の振替ができなかった場合には、団体等と会社があらかじめ定めた方法により取り扱います。

第４条（特約の失効）
　保険契約者が、団体等の指定する金融機関の指定口座を解約したときは、その保険契約についてこの特約は効力を失います。
２　団体扱特約等が効力を失ったときはこの特約も効力を失います。

第５条（主約款および特約の規定の準用）
　この特約に別段定めのない場合には、主約款および団体扱特約等の規定を準用します。

10-7. クレジットカード払特約

第１条（特約の適用）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

２　前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。

３　会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下、「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。

４　会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行ないます。

第２条（保険料の払込）

第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が第１回保険料を受け取ったものとします。

２　前項の場合、会社が、保険契約の申し込みを承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

３　第２回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。

４　保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。

５　会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第１回保険料を含みます。）については、第３項（第１回保険料の場合は第１項）の規定は適用しません。

⑴　会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと

⑵　保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと

６　前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第３条（契約日の特則）

月払保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　この特約が適用される月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として計算します。

⑵　会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

２　契約者より申出があり、かつ、会社がこれを承認したときに限り、前項第１号にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とすることができます。

第４条（他の保険料の払込方法（経路）への変更）

保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

第５条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第６条（特約の消滅）

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　保険契約が消滅したとき

⑵　保険料の払込を要しなくなったとき

⑶　他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき

⑷　会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき

⑸　会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき

⑹　カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき

２　前項第４号ないし第６号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保

険料の払込方法（経路）への変更を行なってください。

第７条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 別表

別表１　請求書類

（Ⅰ）保険金、給付金、および保険料の払込の免除の請求書類

項　目	必　要　書　類
１．死亡保険金 災害死亡保険金	⑴　会社所定の請求書 ⑵　不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） ⑶　会社所定の様式による医師の死亡証明書 ⑷　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本） ⑸　その保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑹　保険証券
２．高度障害保険金 災害高度障害保険金 障害給付金	⑴　会社所定の請求書 ⑵　不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。） ⑶　会社所定の様式による医師の診断書 ⑷　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本） ⑸　その保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書（障害給付金の場合は、その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書） ⑹　保険証券
３．保険料の払込の免除	⑴　会社所定の請求書 ⑵　不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による所定の障害状態該当を払込免除事由とする場合に限ります） ⑶　会社所定の様式による医師の診断書 ⑷　保険証券
４．代理請求	⑴　代理請求する保険金および給付金の必要書類（ただし、受取人の印鑑証明書は除きます。） ⑵　代理請求人の戸籍抄本 ⑶　代理請求人の住民票および印鑑証明書
⑴注）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また２．３．の請求については、会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。	

（Ⅱ）その他の請求書類

項　目	必　要　書　類
1．保険契約の復活	(1)　会社所定の請求書 (2)　被保険者についての会社所定の告知書
2．保険料払込方法(回数)の変更	(1)　会社所定の請求書
3．保険期間の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険証券
4．減額	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
5．増額	(1)　会社所定の請求書 (2)　被保険者についての会社所定の告知書 (3)　保険契約者の印鑑証明書 (4)　保険証券
6．受取人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　被保険者の印鑑証明書 (4)　保険証券
7．遺言による受取人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　遺言書の写し (3)　相続人の戸籍謄本 (4)　相続人の印鑑証明書 (5)　被保険者の印鑑証明書 (6)　保険証券
8．保険契約者の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
9．解約	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
10．第41条（保険契約者以外の者による解約の効力等）第３項に定める会社への通知	(1)　会社所定の請求書 (2)　受取人の戸籍謄本 (3)　受取人の印鑑証明書 (4)　保険契約者の印鑑証明書 (5)　受取人による債権者等への弁済の事実および金額を証明する書類 (6)　保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表２の事故は除外します。

表１　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表１の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表２　除外する事故

項目	除外する事故
１．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
２．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
５．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ａ．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ｂ．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ｃ．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表３　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

１．両眼の視力を全く永久に失ったもの
２．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
３．中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
４．胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
５．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
６．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
７．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
８．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

別表４　対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

１．１眼の視力を全く永久に失ったもの
２．両耳の聴力を全く永久に失ったもの
３．１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
４．１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
５．10手指の用を全く永久に失ったもの
６．１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの
７．10足指を失ったもの
８．脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考［別表３、４］

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
⑵「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

３．言語またはそしゃくの障害

⑴「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。
①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
⑵「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

４．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオージオメータで行ないます。
⑵「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

５．上・下肢の障害

⑴「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
⑵「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

６．脊柱の障害

⑴「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
⑵「脊柱の著しい運動障害」とは、頚椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

７．手指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
⑵「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
⑶「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

８．足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表５　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中、下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA	A01. 1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96. 2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98. 0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98. 3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98. 4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群（SARS） （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

別表６　障害給付金額表

障害給付金額は、その被保険者の災害保険金額にその身体障害が属する等級の給付割合を乗じて得られる金額とします。

等級	身　体　障　害	給付割合
第1級	１．両眼の視力を全く永久に失ったもの ２．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ３．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ４．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ５．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ６．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ７．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	８．１上肢および１下肢の用を全く永久に失ったもの ９．10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10．１肢に第３級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の１肢に第３級の13から15までまたは第４級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11．両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12．１眼の視力を全く永久に失ったもの 13．１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの 14．１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの 15．１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの 16．10足指を失ったもの 17．脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

等級	身　体　障　害	給付割合
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. １上肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの 22. １下肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの 23. １下肢が永久に５センチ以上短縮したもの 24. １手の第１指（母指）および第２指（示指）を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）のうち少なくとも１手指を含んで３手指以上を失ったもの 25. １手の５手指の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで３手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. １足の５足指を失ったもの	30%
第5級	28. １上肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. １下肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. １手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）を失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の３手指を失ったもの 31. １手の第１指（母指）および第２指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. １足の５足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. １耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頚椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. １上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. １下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. １下肢が永久に３センチ以上短縮したもの 40. １手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）の用を全く永久に失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の２手指もしくは３手指の用を全く永久に失ったもの 41. １手の第１指（母指）および第２指（示指）以外の１手指または２手指を失ったもの 42. １足の第１指（母指）または他の４足指を失ったもの 43. １足の第１指（母指）を含んで３足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

（注）１．身体障害の状態が上記の２種目以上に該当した場合には、その給付割合はそれぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。
ただし、身体の同一部位（別表７）に生じた２種目以上の身体障害の状態に関しては、最も上位の種目に属する等級の給付割合をもって、その給付割合とします。
２．すでに身体障害（その被保険者についての責任開始時前の身体障害を含みます。）のあった身体の同一部位（別表７）に生じた身体障害については、その給付割合は、新たな身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害（その被保険者についての責任開始時前の身体障害を含みます。）の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られるものとします。

備考［別表６］

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、そのつど他人の介護を要する状態をいいます。

３．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

⑶　「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

⑷　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

４．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。

①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

⑶　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

⑷　「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

５．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオージオメータで行ないます。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}（a＋2\,b＋c）$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

⑶　「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記⑵の

$$\frac{1}{4}（a＋2\,b＋c）$$

の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

６．鼻の障害

⑴　「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の２分の１以上を欠損した場合をいいます。

⑵　「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

７．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

⑶　「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込がない場合をいいます。

８．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頚椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

⑶　「脊柱（頚椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち２種以上の運動が生理的範囲の３分の２以下に制限された場合をいいます。

９．手指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指

節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

⑴ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

⑵ 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

別表７　身体の同一部位

⑴ １上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。

⑵ １下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。

⑶ 眼については、両眼を同一部位とします。

⑷ 耳については、両耳を同一部位とします。

⑸ 脊柱については、頚椎以下をすべて同一部位とします。

⑹ 別表６の第１級の４、５、６もしくは７、第２級の８、９もしくは10、第３級の16または第４級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、１上肢と１下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

＜身体部位の名称図＞

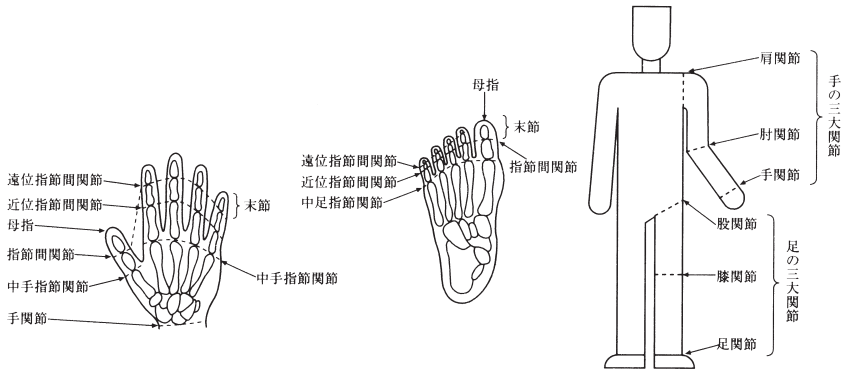

別表８　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

Ⅰ．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表１によって定義付けられる疾病とし、かつ、平成21年３月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10　2003年版準拠」に記載された分類項目中、表２の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表１

疾病名	疾病の定義
１．悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内新生物および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
２．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 ⑴ 典型的な胸部痛の病歴 ⑵ 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ⑶ 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
３．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表２

疾病名	分　類　項　目	基本分類コード
１．悪性新生物	⑴　口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	⑵　消化器の悪性新生物	C15～C26
	⑶　呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	⑷　骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	⑸　皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち、 ・皮膚の悪性黒色腫	 C43
	⑹　中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	⑺　乳房の悪性新生物	C50
	⑻　女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	⑼　男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	⑽　腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	⑾　眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	⑿　甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	⒀　部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	⒁　リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	⒂　独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	⒃　真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	⒄　骨髄異形成症候群	D46
	⒅　リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	 D47.1 D47.3
２．急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち、 ・急性心筋梗塞	 I21
	・再発性心筋梗塞	I22
３．脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち、 ・くも膜下出血	 I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63

Ⅱ．上記Ⅰの表２において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第３版」中、新生物の性状を表す第５桁コードが下記のものとします。

第５桁性状コード
／３　……悪性、原発部位 ／６　……悪性、転移部位 　　悪性、続発部位 ／９　……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

（注１）上記Ⅰの厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記Ⅰに掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に分類された疾病があるときには、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に含めます。

（注２）上記Ⅱの厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、あらたに新生物の性状を表す第５桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときには、その疾病を対象となる悪性新生物に含めます。

ご契約内容に関するお手続きやお問合せ

カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル

0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

契約内容に関するお問合せは、契約者ご本人さまよりお願いいたします。

保険金・給付金に関するお問合せ

保険金・給付金お問合せ窓口

フリーダイヤル

0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

保険金・給付金についてのお問合せは、受取人ご本人さまよりお願いいたします。

苦情の申出先および相談窓口

生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口

フリーダイヤル

0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00－17:00（土日・祝日・年末年始休み）

当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、保険契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

特に以下の事項などについては、ぜひご理解いただきたいことがらですので、ご確認ください。

ご契約のしおりのページ

- ☐ お申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について 6
- ☐ 当社の生命保険募集人には保険契約締結の代理権はありません 7
- ☐ 当社の組織形態について 7
- ☐ お客さまの個人情報の取扱いについて 8
- ☐ 他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について 10
- ☐ 業況の変化による保険金額等の削減について 12
- ☐ 「生命保険契約者保護機構」について 13
- ☐ 告知義務について 15
- ☐ 正しく告知しなかった場合のデメリットについて 16
- ☐ 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方へ 17

告知および保険料の受領など募集代理店または当社の社員の役割等でわかりにくい点がございましたら、当社にお問い合わせください。

カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル **0120-506-094**

受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

契約内容に関するお問合せは、契約者ご本人さまよりお願いいたします。

募集代理店

ORIX オリックス生命保険株式会社

〒107-0052　東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ

TEL 03-6862-6300

http://www.orixlife.co.jp/

ORIX2015-A-034　1603-DNP-1310　2016年3月作成